



第2次 一宮市男女共同参画計画

(後期計画)

平成27年度 ▶ 平成30年度
(2015年度) (2018年度)



138ハートフルプラン

平成28年11月改定

一宮市

はじめに

本市では、平成 23 年 3 月に「第 2 次一宮市男女共同参画推進計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた、様々な事業に取り組んでまいりました。

近年では、少子高齢化の進展に伴う人口減少社会の到来、非正規雇用という不安定な働き方に起因する格差問題など、私たちを取り巻く環境は大きく変化しております。

このたび、そういった社会状況の変化や市民意識調査の結果を踏まえながら、計画の進捗状況の検証・評価を行い、「第 2 次一宮市男女共同参画計画（後期計画）」として改訂いたしました。

後期の計画でも、前期の計画に掲げた「人権を尊重する男女共同参画社会に向けた意識の向上」「政策・方針決定への男女共同参画の促進」「地域・家庭における男女共同参画の推進」「就業の場における男女共同参画の環境づくり」「生涯にわたる心身の健康と福祉の充実」「女性に対する暴力の根絶」の 6 つを引き続き基本目標として、とりわけ市民意識調査や進捗状況から明らかとなった課題に対する取組を重点的に進めてまいります。

男性も女性も性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現がこれまで以上に求められています。引き続き、さらなる男女共同参画社会の実現に向け、鋭意努力してまいりますので、市民の皆様や市内の企業・団体の皆様のご理解とご協力をお願いします。

最後になりましたが、計画の見直しにあたりまして、貴重なご意見やご提案をいただきました男女共同参画推進懇話会委員の皆様をはじめ、市民意識調査にご協力いただいた方々、市民意見提出制度（パブリックコメント）にご意見をいただきました市民の皆様に心より感謝申し上げます。

平成 27 年 3 月



一宮市長 中 野 正 康

目 次

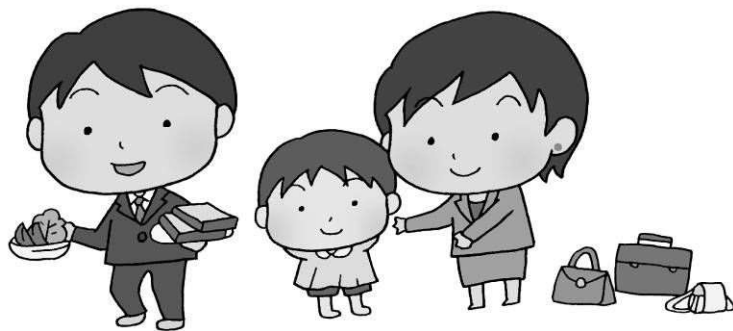
第1章 計画の見直しにあたって	1
男女共同参画を取り巻く背景	2
第2章 計画のめざす方向	5
1. 基本理念	6
2. めざすべき姿	7
3. 基本目標	8
4. 体系図	9
第3章 一宮市の状況	11
1. 一宮市における人口・世帯等の状況	12
(1) 人口の状況	12
(2) 世帯の状況	14
(3) 婚姻の状況	16
2. 一宮市における分野別の状況	17
(1) 男女共同参画についての市民の意識	17
(2) 教育における状況	20
(3) 政策・方針決定の場における男女共同参画の状況	22
(4) 地域・家庭における状況	25
(5) 就業における状況	30
(6) 心身の健康に関する状況	41
(7) 暴力に関する状況	42
第4章 中間評価と今後の推進に向けて	47
1. 中間評価と市民アンケート（男女共同参画意識に関する調査）	48
(1) 中間評価の目的	48
(2) 中間評価結果	48
(3) 市民アンケート結果	49
2. 今後の推進に向けて	50
(1) 中間評価結果から	50
(2) 市民アンケート結果から	50
(3) 推進体制	50
3. 進捗管理	53
(1) 指標の設定	53
(2) 進捗管理方法	53

第5章 計画の内容	55
計画の内容の見方	56
基本目標1 人権を尊重する男女共同参画社会に向けた意識の向上	57
基本課題1-1 男女共同参画意識の普及と定着	58
基本課題1-2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	60
基本目標2 政策・方針決定への男女共同参画の促進	63
基本課題2-1 政策・方針決定過程への女性の参画促進	64
基本課題2-2 女性のエンパワーメントへの支援	66
基本目標3 地域・家庭における男女共同参画の推進	68
基本課題3-1 地域活動における男女共同参画の推進	69
基本課題3-2 家庭生活における男女共同参画の推進	71
基本目標4 就業の場における男女共同参画の環境づくり	73
基本課題4-1 就業環境と就業条件の整備	74
基本課題4-2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	76
基本課題4-3 女性のチャレンジ支援	79
基本目標5 生涯にわたる心身の健康と福祉の充実	81
基本課題5-1 生涯の各段階に応じた男女の健康への支援	82
基本課題5-2 高齢者、障害者、ひとり親家庭への支援	85
基本目標6 女性に対する暴力の根絶（一宮市DV対策基本計画）	88
基本課題6-1 DVなどに関する啓発活動の推進	90
基本課題6-2 DV相談体制の整備	91
基本課題6-3 DV被害者への自立支援の充実	93
第6章 成果指標一覧	95
成果指標一覧	96
資料編	99
資料1 一宮市男女共同参画計画成果指標達成状況	100
資料2 計画策定の経緯	104
資料3 市民アンケート（男女共同参画意識に関する調査）概要	105
資料4 一宮市男女共同参画推進懇話会設置要綱及び委員名簿	108
資料5 一宮市男女共同参画推進会議設置要綱	110
資料6 男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号）	112

資料7 男女共同参画に関する年表.....	115
-----------------------	-----

第1章

計画の見直しにあたって



男女共同参画を取り巻く背景

平成 23 年 3 月に「第 2 次一宮市男女共同参画計画～138ハートフルプラン～」を策定後、男女共同参画に関わる世界や国、県、一宮市の動きなど、次のような社会情勢の変化がありました。

- 世界では、平成 23 年（2011 年）1 月に、女性と女児の権利を促進するため、「ジェンダー*平等と女性のエンパワーメント*のための国連機関「UN Women」が発足しました。
- 国では、平成 24 年（2012 年）6 月に、「『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画」が女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議で決定されました。
また、平成 25 年（2013 年）7 月に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV法）の第 3 次改正が行われ、法律名称の「保護」が「保護等」に変更されました。改正内容は、適用対象の拡大で、「生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）の相手からの暴力及びその被害者」についても、DV 防止法の規定が準用されることとなりました。
さらに、女性の職業生活における活躍を推進するため、平成 27 年（2015 年）9 月に、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）が施行され、同年 12 月には、あらゆる分野における女性の活躍などに視点をおいた「第 4 次男女共同参画基本計画」が策定されました。
- 愛知県では、平成 25 年（2013 年）3 月に、「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（3 次）」が策定されました。
- 一宮市では、市民の男女共同参画に関する意識を計画策定当初と比較するために、平成 25 年（2013 年）6 月に「市民アンケート（男女共同参画意識に関する調査）」（以下「市民アンケート」という。）を実施しました。

【計画の位置付け】

この計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項に基づく「市町村男女共同参画計画」です。

また、本計画の一部は、女性活躍推進法第 6 条第 2 項に基づく「市町村推進計画」としても位置付けます。なお、当該推進計画に該当する施策は、基本目標 1.基本目標 2.基本目標 3.基本目標 4 に関わる施策となります。

【計画の期間】

この計画の期間は、平成 23 年度（2011 年度）を初年度とした平成 30 年度（2018 年度）までの 8 年間ですが、計画の進捗状況や社会情勢の変化、市民アンケートの結果等を踏まえ、適切な施策の推進を図るため、中間見直しを行いました。

平成	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	年度
本計画				前期計画 4 年										
								後期計画 4 年						
第 6 次一宮	基本構想 10 年													
市総合計画	基本計画 5 年					基本計画 5 年								

* ジェンダー

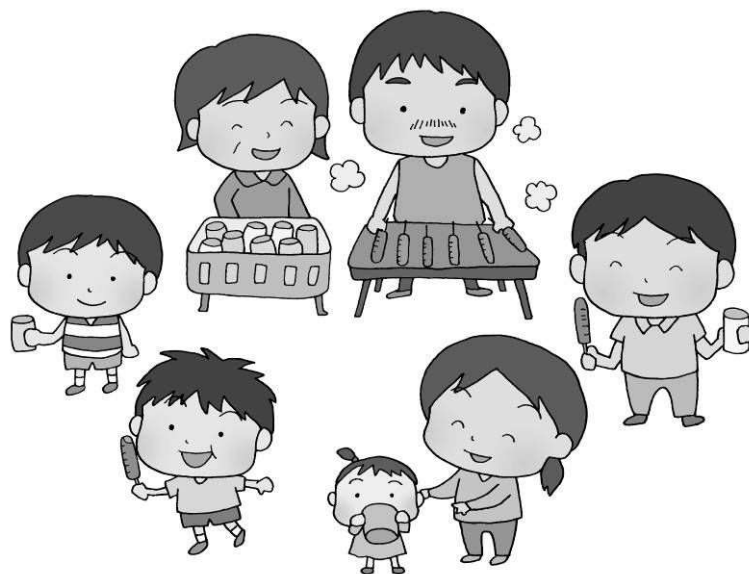
人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によってつくりあげられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー）という。

* エンパワメント

力（パワー）をつけることの意。女性のエンパワメントは、女性が自分自身の生活と人生を決定する権利と能力を持ち、様々なレベルの意思決定過程に参画し、社会的・経済的・政治的な状況を変えていく力を持つことを意味する。

第2章

計画のめざす方向



1. 基本理念

「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することが目的とされています。

また、第6次一宮市総合計画における「重要なまちづくりの課題（めざすべき姿）」の中では、男女共同参画に関連するものとして、以下の3つの課題が掲げられています。

- 「誰でも働きながら子どもを産み育てることができる」
 - ・・・（施策14／仕事と子育ての両立を支援する）
- 「一生を通じて多様な働き方の選択ができ、生きがいを持って働くことができる」
 - ・・・（施策31／多様な職場があり生きがいを持って働くことができる環境を整備する）
- 「性別や立場に関係なく、家庭・地域で対等な役割分担がされている」
 - ・・・（施策51／男女それぞれの個性や能力を生かせる環境をつくる）

これらのめざすべき姿を達成するためには、男女が対等なパートナーとして、互いの個性と能力を発揮できるよう、法律・慣習・意識など幅広い視点から再点検と検討を加え、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、家庭、地域社会などにおける男女共同参画の意識啓発や社会参画の促進に努めなければなりません。

この計画では、以下の基本理念を掲げ、男女共同参画社会の実現をめざします。

基本理念

男女がともに 個性と能力を発揮できる社会づくり



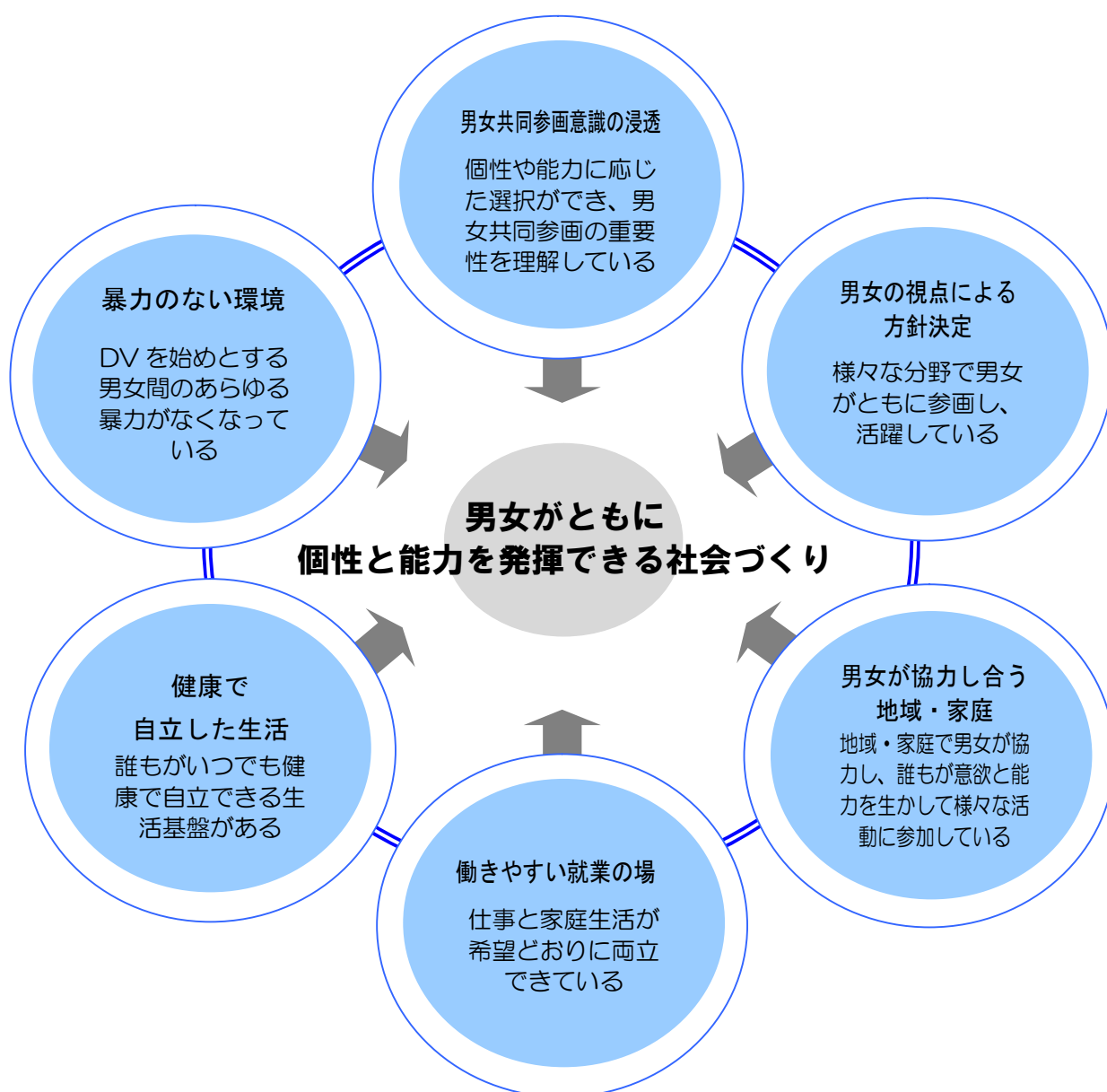
2. めざすべき姿

この計画では、現状把握から導き出した結果、次の6つの「めざすべき姿」を掲げます。

これらのめざすべき姿を実現することが、この計画の基本理念の実現につながります。

市はもちろん、個人や家庭、町内会を始めとする地域、民間の企業や団体、学校などが、それぞれの役割を認識し、責任を果たしながら、相互に協力して主体的に男女共同参画に寄与していくことが大切です。

■めざすべき姿



3. 基本目標

基本理念とめざすべき姿を実現するために、この計画の基本目標を次のとおり、設定します。

基本目標 1 人権を尊重する男女共同参画社会に向けた意識の向上

家庭や地域において、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、誰もが自分らしく生きることができるよう、男女共同参画の意識啓発を推進します。

基本目標 2 政策・方針決定への男女共同参画の促進

様々な分野で多様な価値観と発想が取り入れられるよう、女性のエンパワーメントへの支援や、政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するとともに、企業や各種団体などで男女の力を生かしていけるよう、働きかけを行います。

基本目標 3 地域・家庭における男女共同参画の推進

男女一人ひとりが意欲と能力を生かして様々な活動に参加していけるよう、社会全体で子育てや介護を支える環境づくりと男女がともに家事、育児、介護や地域活動に参画できる家庭、地域づくりを推進します。

基本目標 4 就業の場における男女共同参画の環境づくり

男女が差別されることなく、個人の能力を十分に発揮できるよう、就業環境の整備を促進するとともに、女性のチャレンジを支援します。また、一人ひとりが仕事と家庭生活を希望どおりに両立できるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に関する個人の意識の醸成や、企業の取組などを促進します。

基本目標 5 生涯にわたる心身の健康と福祉の充実

誰もが、いつでも健康で自立できる生活基盤づくりを推進します。

基本目標 6 女性に対する暴力の根絶（一宮市DV対策基本計画）

男女が互いの性について理解を深め、尊重しながら暮らしていけるよう、人権を尊重し、DVを始めとする男女間のあらゆる暴力の根絶をめざします。

4. 体系図

基本目標

1 人権を尊重する男女共同参画社会に向けた意識の向上

(女性活躍推進法に基づく推進計画関係)

基本課題

1-1 男女共同参画意識の普及と定着

1-2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

施策の方向

- 1 人権を尊重する男女共同参画に関する意識啓発活動の充実
- 2 男女共同参画に関する市民意識と現状の把握

- 1 学校教育における男女共同参画の推進
- 2 多様な生涯学習の機会の提供

基本目標

2 政策・方針決定への男女共同参画の促進

(女性活躍推進法に基づく推進計画関係)

基本課題

2-1 政策・方針決定過程への女性の参画促進

2-2 女性のエンパワーメントへの支援

施策の方向

- 1 政策の各分野における男女の視点の確保
- 2 団体、事業所等における女性の参画促進

- 1 女性の人材育成
- 2 女性団体への支援

基本目標

3 地域・家庭における男女共同参画の推進

(女性活躍推進法に基づく推進計画関係)

基本課題

3-1 地域活動における男女共同参画の推進

3-2 家庭生活における男女共同参画の推進

施策の方向

- 1 地域における男女共同参画の意識啓発
- 2 地域における男女共同参画に向けた支援

- 1 男女がともに家事、子育て、介護に取り組む意識啓発

基本目標

4 就業の場における男女共同参画の環境づくり

(女性活躍推進法に基づく推進計画関係)

基本課題

4-1 就業環境と就業条件の整備

施策の方向

- 1 事業所等への意識啓発
- 2 多様な就業形態・就業分野における男女共同参画の取組

4-2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

- 1 ワーク・ライフ・バランスについての啓発
- 2 ワーク・ライフ・バランスを推進するための環境づくり

4-3 女性のチャレンジ支援

- 1 女性のチャレンジを促進する環境づくり
- 2 就職能力の開発と向上の支援

基本目標

5 生涯にわたる心身の健康と福祉の充実

基本課題

5-1 生涯の各段階に応じた男女の健康への支援

施策の方向

- 1 健康への意識向上と検診制度等の充実
- 2 妊娠・出産等に関する支援の充実

5-2 高齢者、障害者、ひとり親家庭への支援

- 1 高齢者、障害者への支援の充実
- 2 ひとり親家庭への支援の充実

基本目標

6 女性に対する暴力の根絶（一宮市DV対策基本計画）

基本課題

6-1 DV等に関する啓発活動の推進

施策の方向

- 1 あらゆる世代に向けた啓発活動の推進

6-2 DV相談体制の整備

- 1 相談窓口体制の整備
- 2 相談対応の質の向上

6-3 DV被害者への自立支援の充実

- 1 支援体制の整備
- 2 連携による支援の推進

第3章

一宮市の状況



1. 一宮市における人口・世帯等の状況

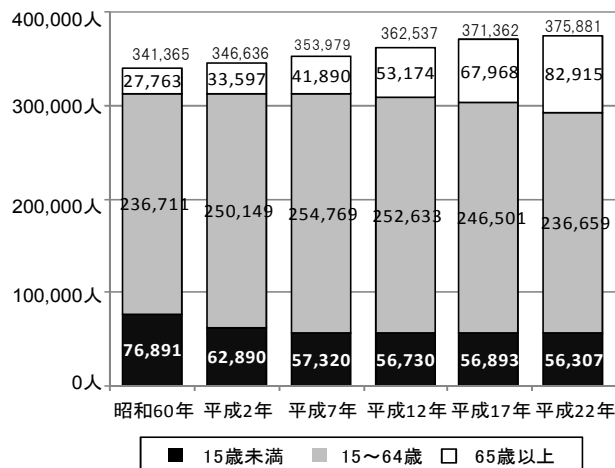
(1) 人口の状況

一宮市の総人口をみると、平成22年の国勢調査では378,566人と増加傾向になっていますが、今後は減少に転じると予測されています。

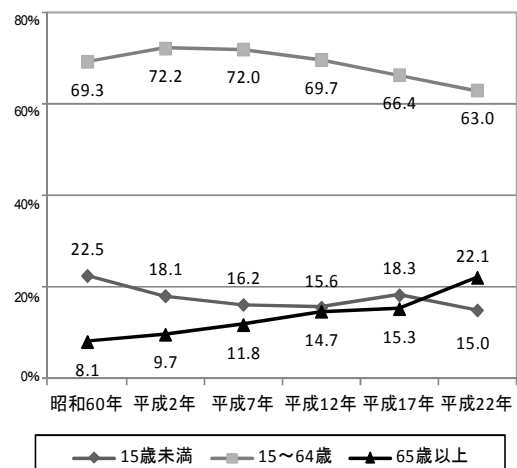
年齢3区分別人口比率の推移をみると、年少人口（15歳未満）と生産年齢人口（15～64歳）の割合が減少している一方、高齢者人口（65歳以上）の割合は増加しており、少子高齢化の傾向がうかがえます。

人口ピラミッドをみると、いわゆる団塊の世代を含む60～70歳代前半と、そのジュニア世代である40歳代の人口が多くなっています。しかし、団塊ジュニア世代の子ども世代では人口のふくらみはみられないことから、今後一層、少子高齢化の傾向が続くことが予想されます。

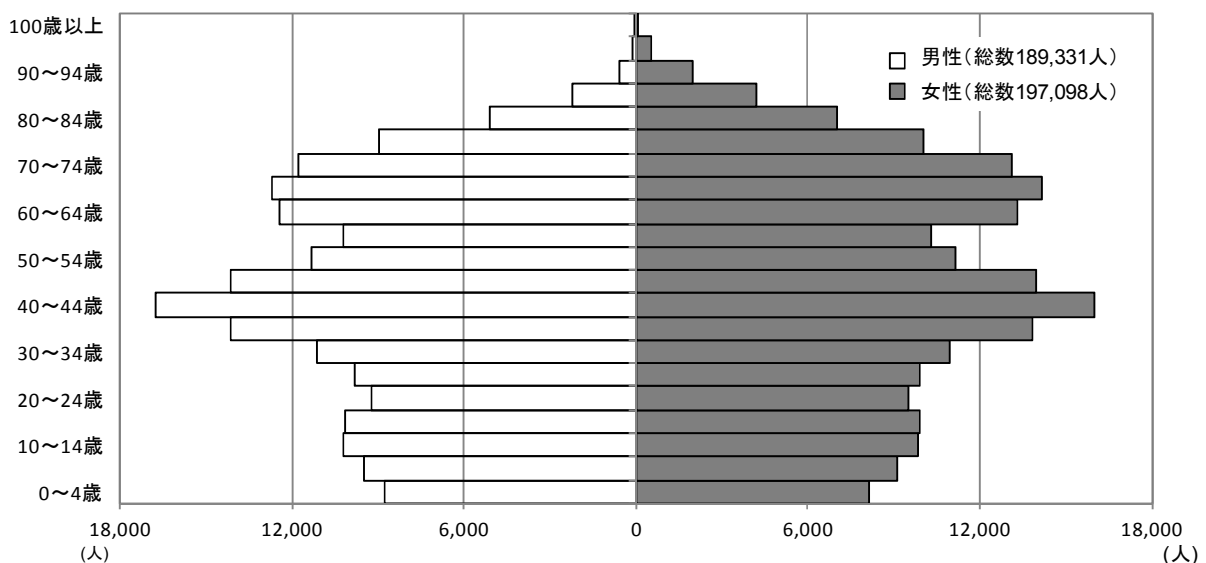
◆人口の推移（国勢調査）※年齢不詳人口を除く



◆年齢3区分別人口比率の推移（国勢調査）



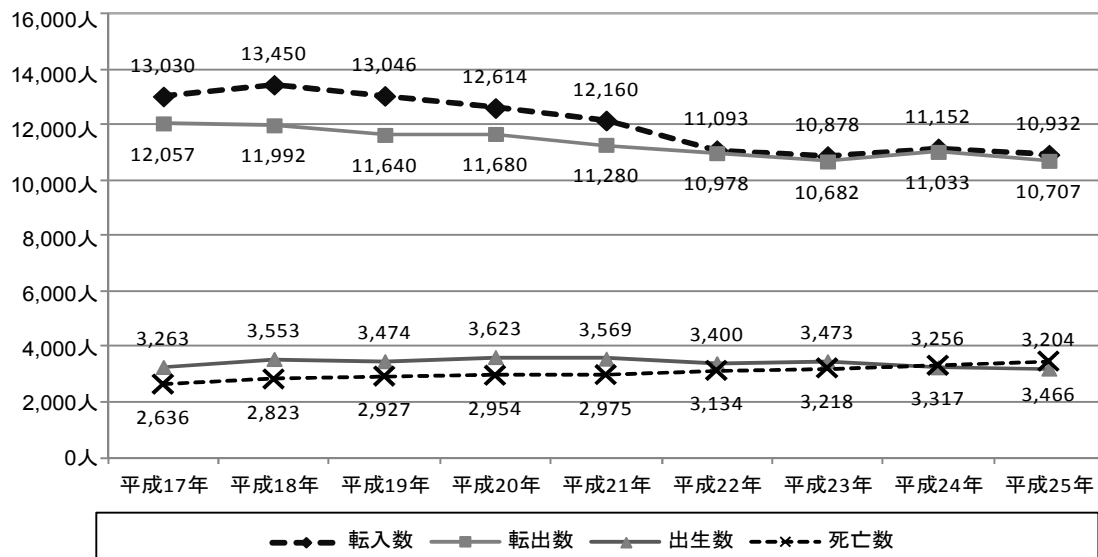
◆人口ピラミッド（住民基本台帳 平成26年4月1日）



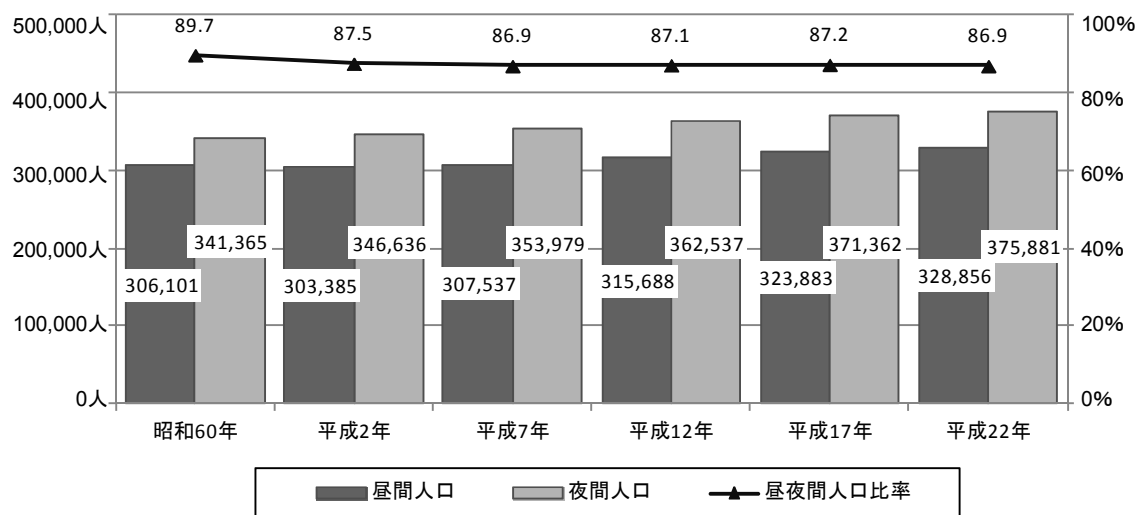
人口動態をみると、転入数は平成 18 年をピークに減少傾向にあります。若干転出数を上回り、社会動態は増加しています。平成 24 年には出生数が死亡数を下回ったため、自然動態は減少傾向にあります。

昼夜間人口比率の推移をみると、夜間人口は、継続して昼間人口を上回っており、通勤等による流出が多いことがうかがえます。

◆人口動態の推移（市民課「平成 25 年一宮市人口動態」）



◆昼夜間人口比率の推移（国勢調査）



ポイント

○団塊世代の割合が高いことから、高齢化が進むことで介護などの問題が増加することが予想されます。

○若年労働者の減少は社会経済全般に大きな影響を及ぼすことが予想されます。女性や高齢者など、多様な人材の能力等を、より一層生かしていく必要があります。

(2) 世帯の状況

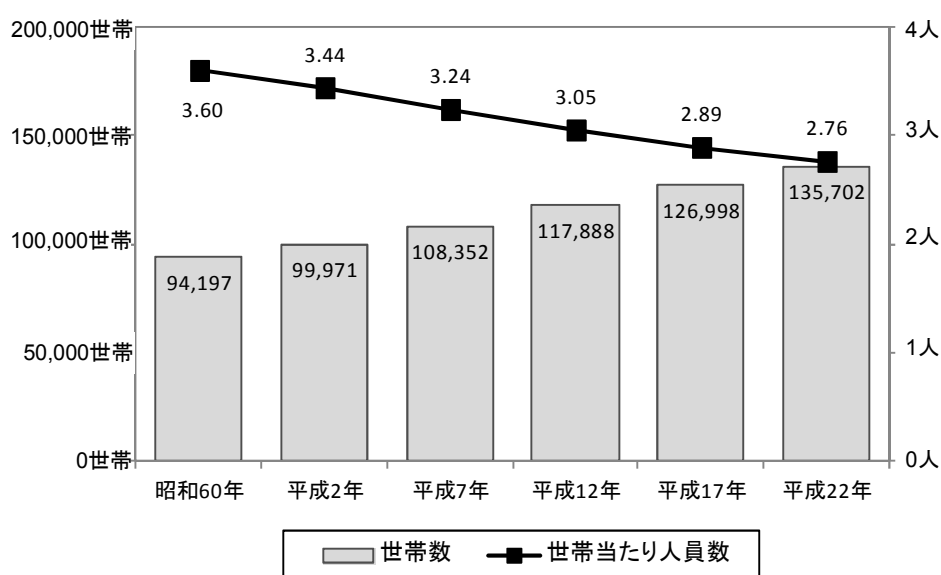
①世帯・世帯構成について

一宮市の世帯数をみると増加傾向にあります。1世帯あたりの人員数については減少しており、核家族や単身世帯等といった世帯の小規模化が進んでいることがうかがえます。

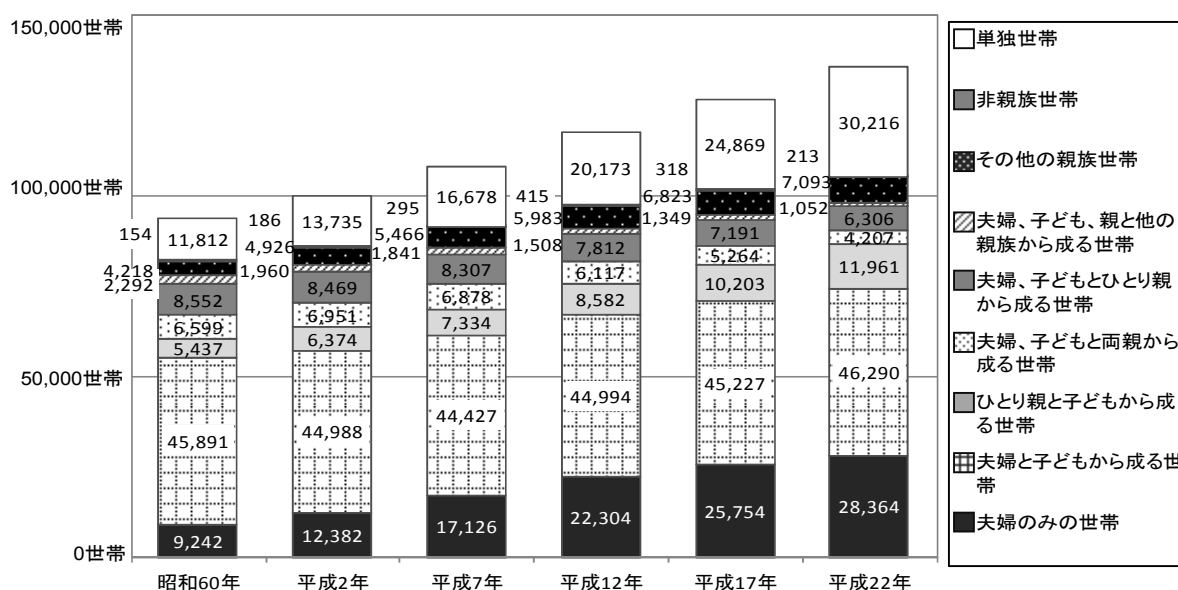
また、世帯区分の推移をみると、「夫婦のみの世帯」と「単身世帯」で特に増加率が高く、とりわけ、単身世帯は、平成22年に昭和60年のおよそ2.5倍にのぼっています。

一方、「夫婦、子どもと両親から成る世帯」など3世代家族は減少し、単身世帯や核家族の増加、家族構成の減少等、家族形態が多様化しています。

◆世帯数・世帯あたり人員数の推移（国勢調査）



◆世帯区分の推移（国勢調査）

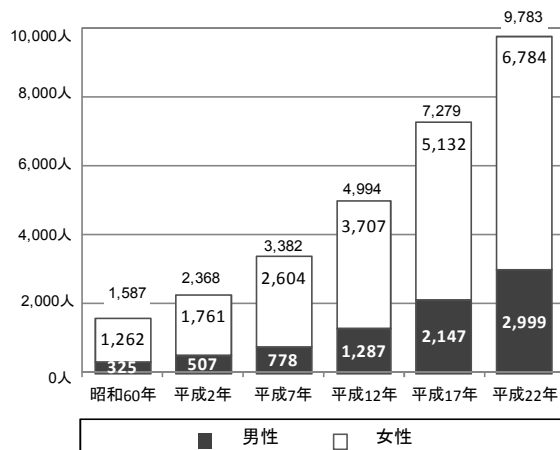


②支援が必要な家庭について

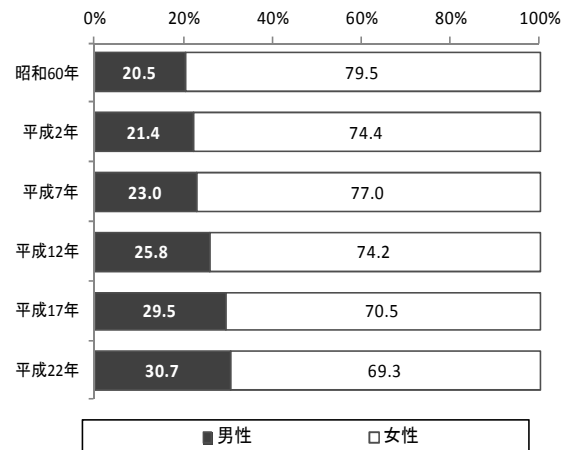
高齢者単身世帯数は継続して増加しており、特に平成12年から平成17年にかけては2,285世帯、平成17年から平成22年にかけては2,504世帯の増加となっています。また、高齢者単身世帯の男女比をみると、男性の割合が継続して増加しており、平成22年では男性が30.7%、女性が69.3%となっています。

ひとり親家庭の世帯数についても継続して増加しており、平成22年で11,961世帯となっています。

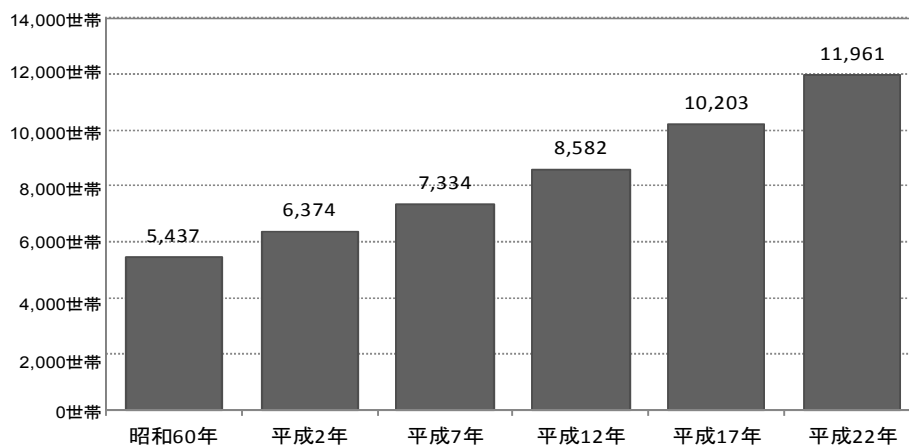
◆高齢者単身世帯数の推移（国勢調査）



◆高齢者単身世帯に占める男女比（国勢調査）



◆ひとり親家庭の世帯数の推移（国勢調査）



ポイント

○世帯構造の多様化に伴い、これまで家族間のみで行っていた子育て、介護などについては、家庭を基本としつつ、社会全体で担っていくことができるよう、地域、企業などの協力が必要となってきています。

○高齢者の単身世帯が増加しており、特に寿命が長いことから女性が多くなっています。性別に応じた高齢期の課題に対応していく必要があります。

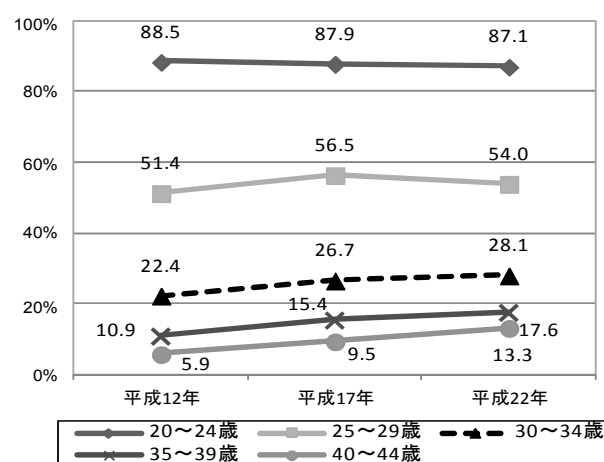
(3) 婚姻の状況

未婚率の推移をみると、男性、女性ともに各年齢層において増加しています。平成 17 年から平成 22 年の 5 年間の推移をみると、「35～39 歳」では、女性で 2.2 ポイント、男性で 3.2 ポイントの増加、「40～44 歳」では、女性で 3.8 ポイント、男性で 5.3 ポイントの増加となっています。

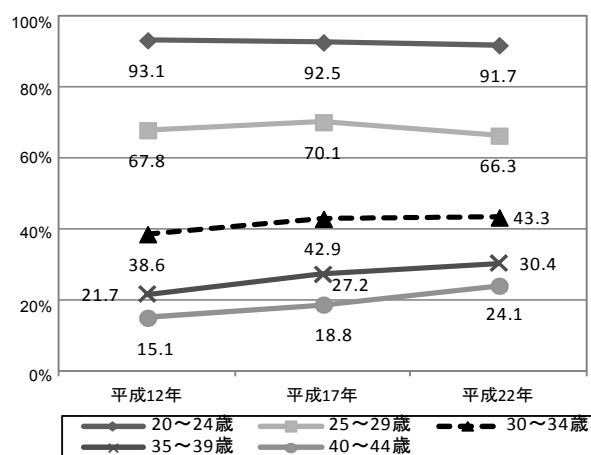
また、全国調査の未婚率の推移をみると、男女ともに昭和 60 年から各年代で上昇を続けており、特に 35 歳以上の男女については、上昇傾向にあります。平成 22 年について一宮市調査と比較すると、各年代で一宮市調査の方が低い状況となっています。

◆未婚率の推移（国勢調査）

【女性】

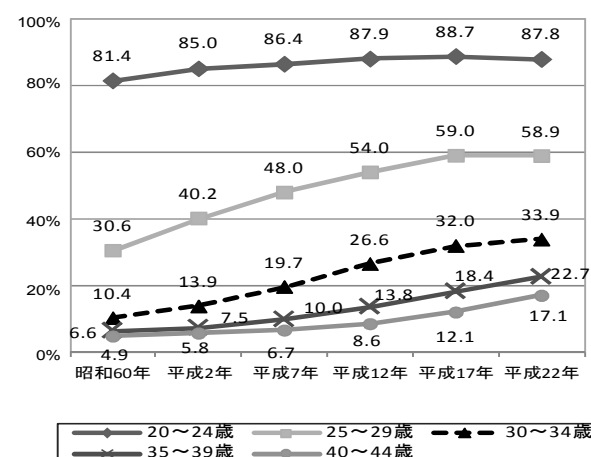


【男性】

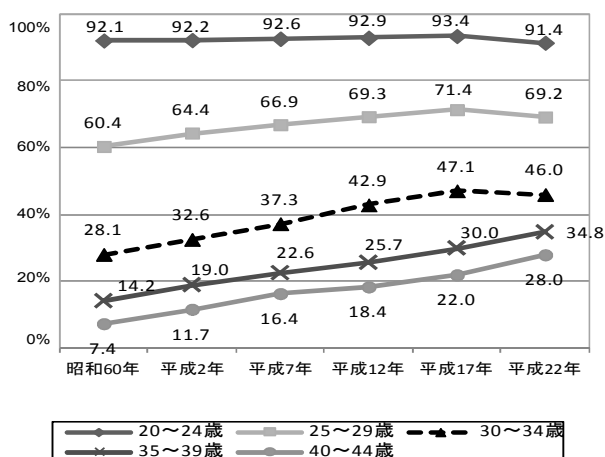


◆全国の未婚率の推移（国勢調査）

【女性】



【男性】



ポイント

○これまでは、誰もが結婚し、男性の片働きを主とした固定的な性別役割分担に基づく家庭が多くなっていました。しかし、結婚しない人の増加などにより、多様なライフスタイルがみられるようになっていきます。

2. 一宮市における分野別の状況

(1) 男女共同参画についての市民の意識

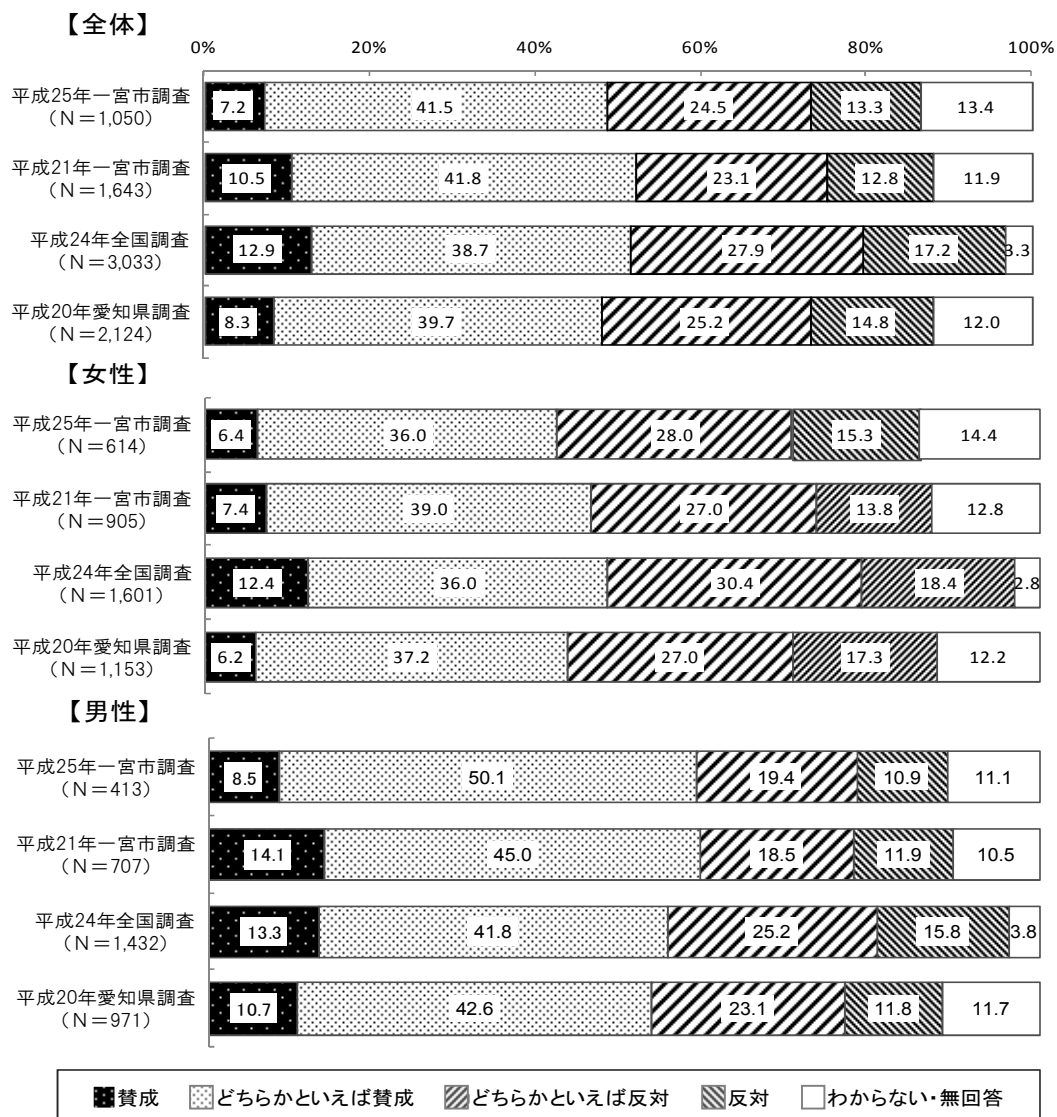
①「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について

平成21年と平成25年の一宮市調査と比較すると、『反対』（「反対」＋「どちらかといえば反対」以下同じ）と回答した人の割合が上昇し、『賛成』（「賛成」＋「どちらかといえば賛成」以下同じ）と回答した人の割合が低下しています。

女性は、一宮市調査では『賛成』と『反対』と回答した人の割合がほぼ同数で、全国調査も同様になっています。また、男性については、一宮市調査、全国調査ともに『反対』よりも『賛成』と回答した人の割合が上回っています。

◆「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方

（一宮市「男女共同参画意識に関する調査報告書」平成25年11月）



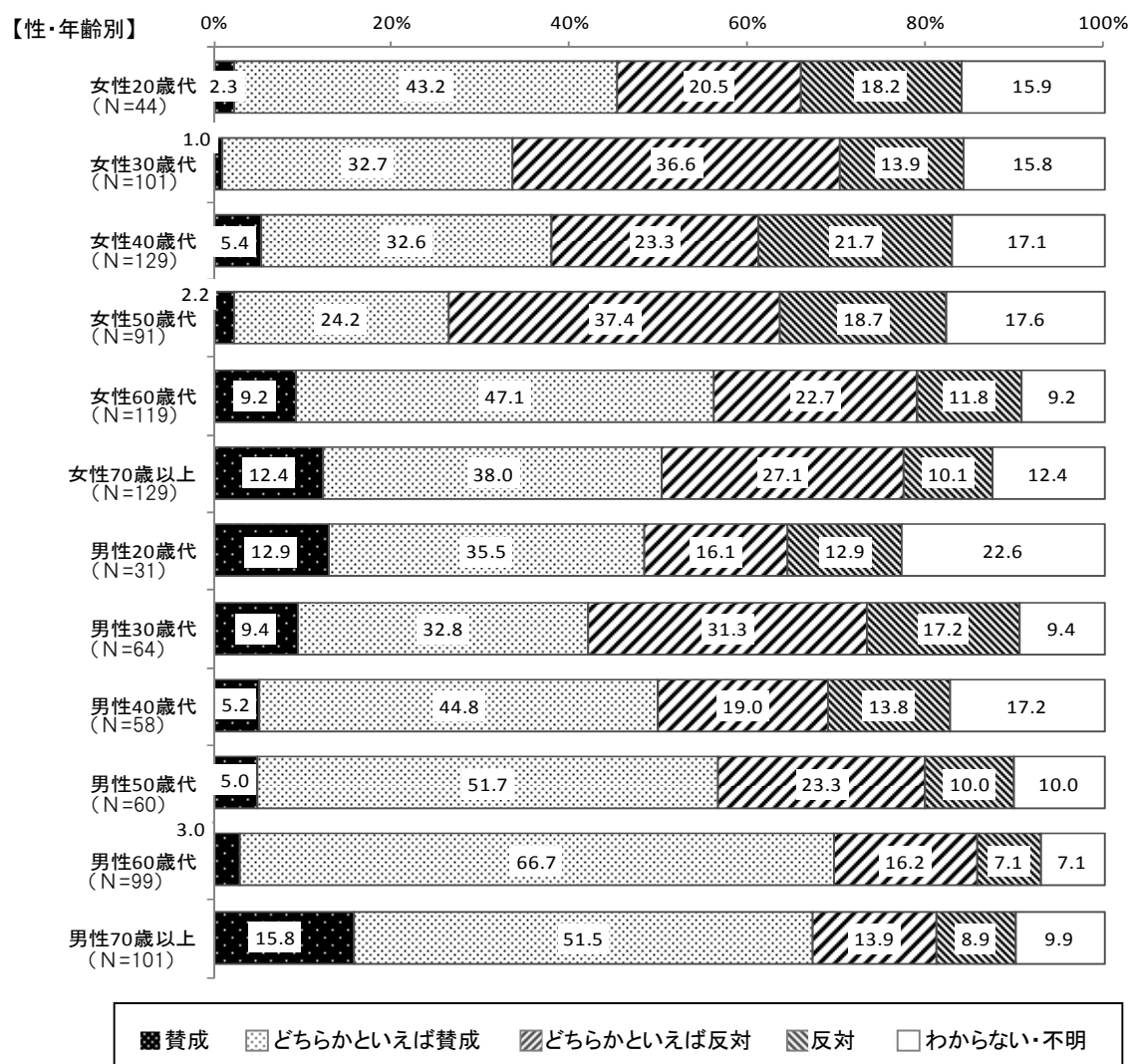
注）各調査結果中で「N」と表記のあるのは、その質問項目に該当する回答者数です。

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について年齢別にみると、女性は、20 歳代、60 歳以上を除いた年代すべてにおいて、『反対』と回答した人の割合が『賛成』と回答した人の割合を上回っていますが、20 歳代での『賛成』と回答した人の割合が増加しています。

男性については、30 歳代を除いた年代において、賛成が反対を上回り、特に 50 歳以上は高くなっています。

◆「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方

(一宮市「男女共同参画意識に関する調査報告書」平成 25 年 11 月)



ポイント

○一宮市では、国、県に比べて「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」といった固定的な役割分担意識に関する考え方が男女ともに支持されています。

○固定的な性別役割分担意識は、一人ひとりの個性や能力に関係なく影響を与え、個人の職業選択等の可能性を狭めてしまうものであるということを、より一層周知していく必要があります。

②男女共同参画に関する用語について

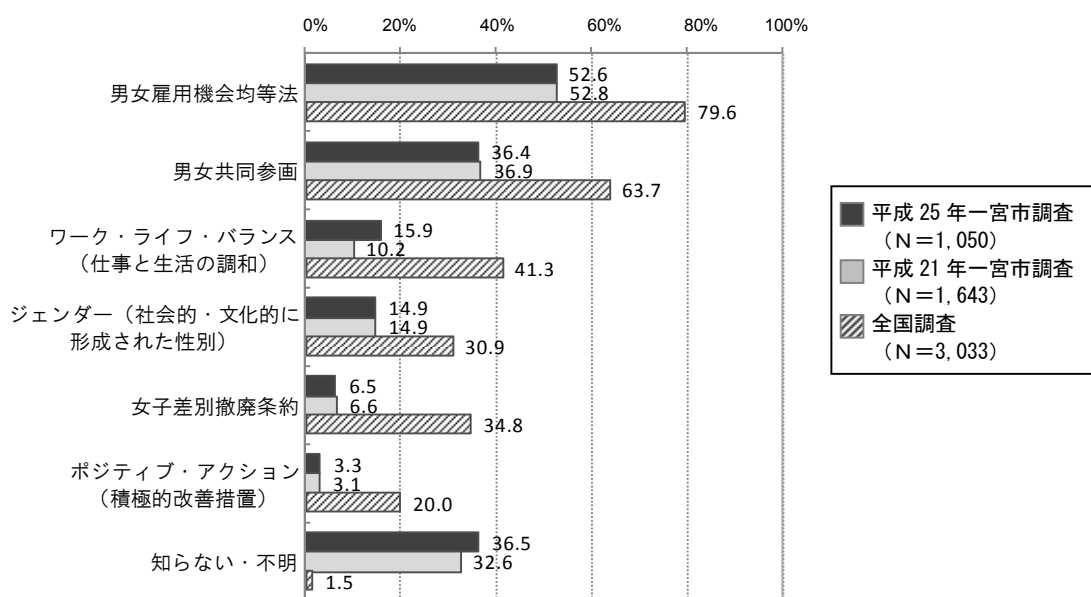
「男女共同参画に関する用語の認知度」について、「ワーク・ライフ・バランス」の認知度は増加していますが、それ以外の認知度は、平成 21 年から平成 25 年の推移をみても、認知度は低く、停滞しています。

一般的な用語に比べ一宮市が行っている事業等はまだまだ認知度が低い状況となっています。

◆男女共同参画に関する用語の認知度の全国調査との比較

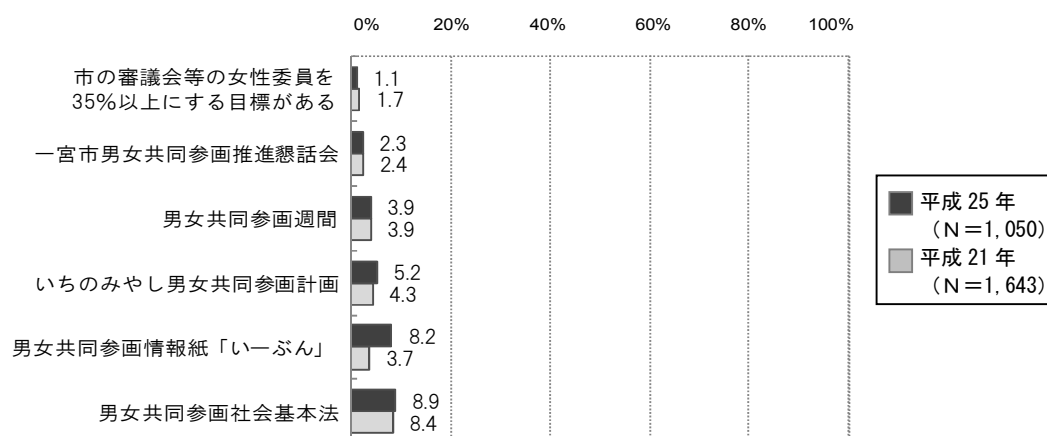
(一宮市「男女共同参画意識に関する調査報告書」平成 25 年 11 月)

(内閣府「男女共同参画に関する世論調査」平成 24 年 10 月)



◆男女共同参画に関する用語の認知度 (一宮市「男女共同参画意識に関する調査報告書」平成 25 年 11 月)

※上記以外の用語を市で調査した結果です。



ポイント

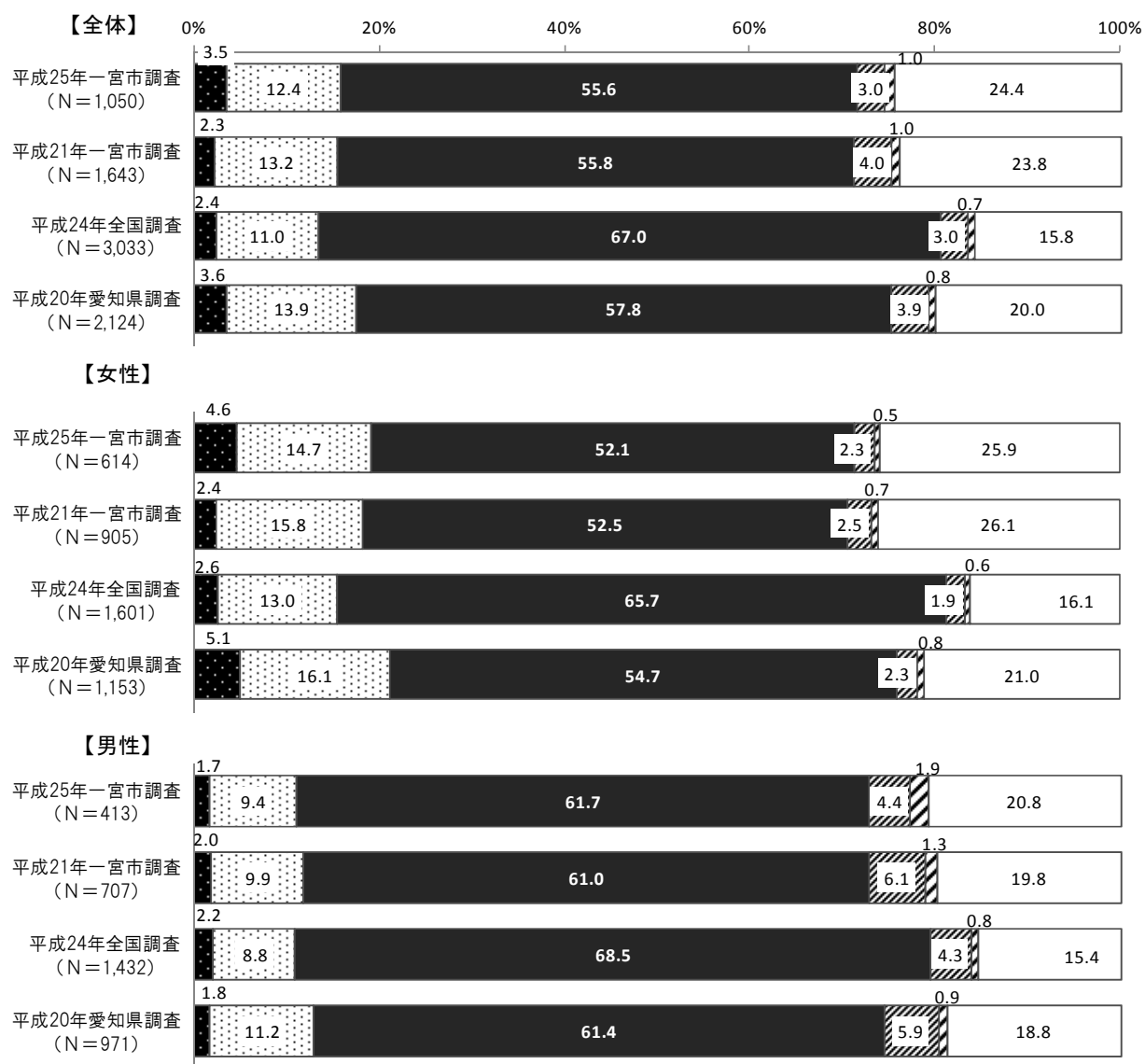
〇一宮市では、国に比べて男女共同参画に関する用語の周知が進んでいないことがうかがえます。男女共同参画に関する広報・啓発を進めていく必要があります。

（２）教育における状況

「学校教育の場での地位の平等感」についてみると、一宮市調査では、「平等」と回答した人の割合が最も高い分野となっています。

性別にみると、一宮市調査では『男性優遇』（「男性の方が優遇されている」＋「どちらかといえば男性の方が優遇されている」）と回答した人の割合は男女ともに全国調査と同程度となっています。

◆学校教育の場での地位の平等感（一宮市「男女共同参画意識に関する調査報告書」平成25年11月）



- 男性の方が優遇されている
- ▨ どちらかといえば男性の方が優遇されている
- 平等
- ▨ どちらかといえば女性の方が優遇されている
- ▨ 女性の方が優遇されている
- わからない・無回答

各学校における児童・生徒の名簿の状況を見ると、「男女混合名簿」を使用している学校は、平成 25 年では4小学校のみとなっています。「男女混合名簿」や、「男子が先、続いて女子」の名簿を採用する学校は年々減少しており、「学年によって異なる」とする学校が増加しています。

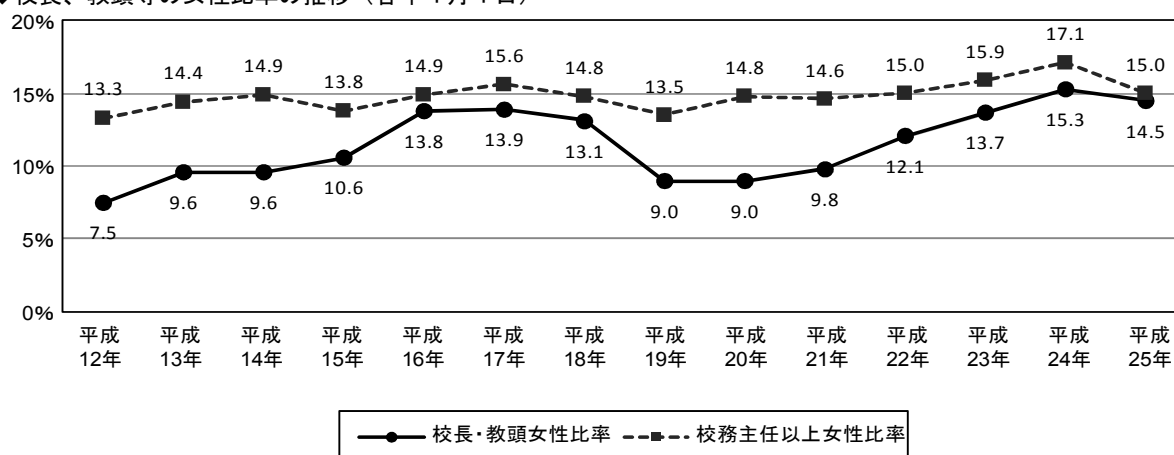
◆男女混合名簿の実施校数の状況（小学校全 42 校、中学校全 19 校）

		平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年
男女混合名簿 を使用	小学校	8	7	7	7	6	5	4	4	4
	中学校	0	2	0	1	0	0	0	0	0
	合計	8	9	7	8	6	5	4	4	4
女子が先、 続いて男子	小学校	0	2	0	0	0	1	0	2	0
	中学校	1	0	0	0	1	0	2	0	0
	合計	1	2	0	0	1	1	2	2	0
男子が先、 続いて女子	小学校	20	17	16	16	16	14	13	12	12
	中学校	9	7	6	6	8	5	6	6	6
	合計	29	24	22	22	24	19	19	18	18
学年によって 異なる	小学校	14	16	19	19	20	22	25	24	26
	中学校	9	10	13	12	10	14	11	13	13
	合計	23	26	32	31	30	36	36	37	39

校務主任以上の女性比率をみると、平成 12～21 年にかけて増減を繰り返しながら 13～15% 台で推移し、平成 22 年以降は若干上昇し、15% 台で推移しています。

校長・教頭の女性比率については平成 21 年までは9～13%前後で推移していましたが、平成 22 年以降は上昇しています。

◆校長、教頭等の女性比率の推移（各年 4 月 1 日）



ポイント

○学校教育の現場では「男子が先、女子が後」や、「校長は男性」といった画一的なイメージが子どもに影響を及ぼすことが考えられるため、男女共同参画意識の定着のためにも、これらの『隠れたカリキュラム*』についても配慮していく必要があります。

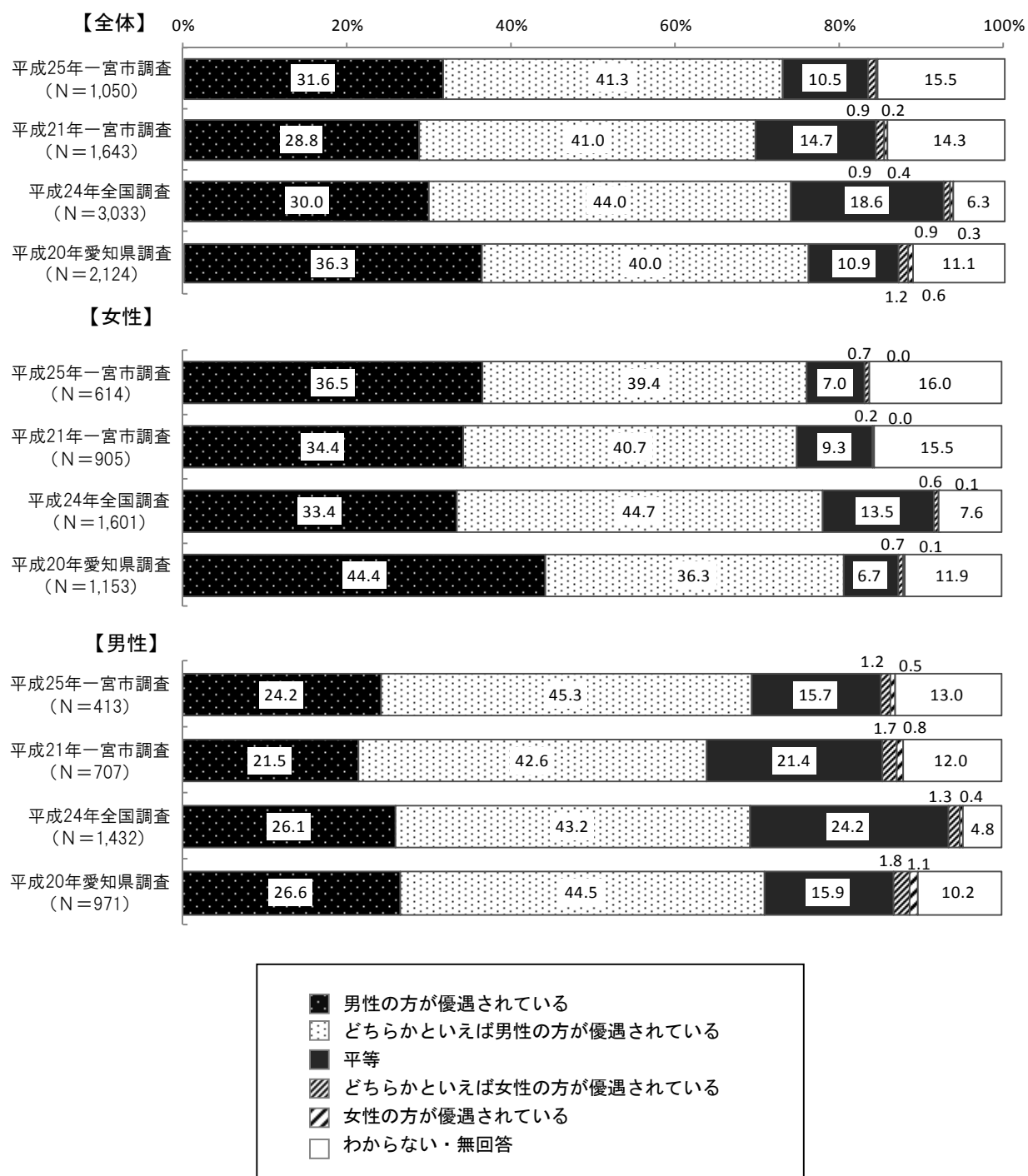
* 隠れたカリキュラム

公式に教えることが意図されているわけではないが、教師等の行動や意識などが、無意識に子ども等に伝授されるカリキュラムのこと。（男女別名簿、係などにおいての男女のかたよりなど）

（３）政策・方針決定の場における男女共同参画の状況

「政治の場での地位の平等感」についてみると、一宮市調査では、男女ともに『男性優遇』（「男性の方が優遇されている」＋「どちらかといえば男性の方が優遇されている」）と回答した人の割合が女性で 75.9%、男性で 69.5%となっています。一宮市調査では男女ともに、『男性優遇』と回答した人の割合は全国調査と同程度となっていますが、「平等」と回答した人の割合は全国調査を下回っています。

◆政治の場での地位の平等感（一宮市「男女共同参画意識に関する調査報告書」平成 25 年 11 月）

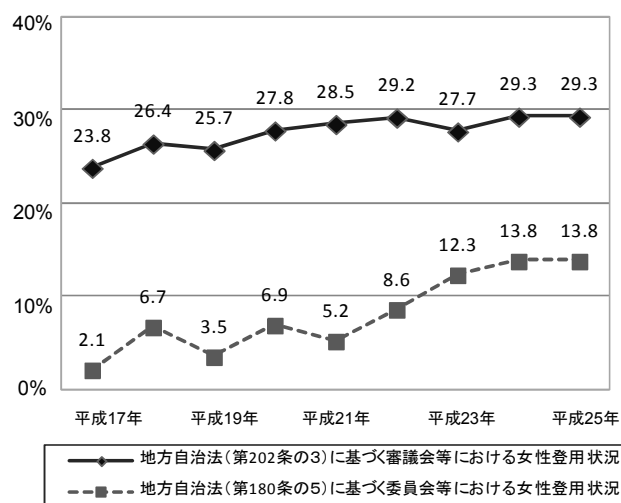


一宮市の審議会、委員会等における女性の登用状況は、近年では横ばい傾向にあります。

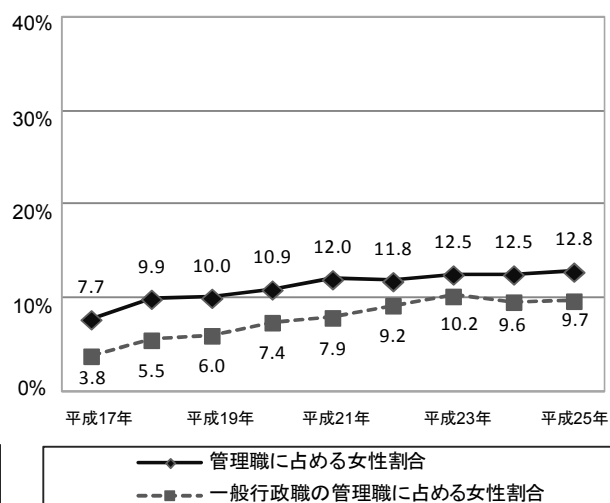
また、一宮市職員についてみると、管理職に占める女性割合は上昇しており、女性の参画が進んでいることがうかがえます。

全国調査の審議会等における女性委員割合の推移についても、女性委員、専門委員等の割合はともに上昇傾向にあります。

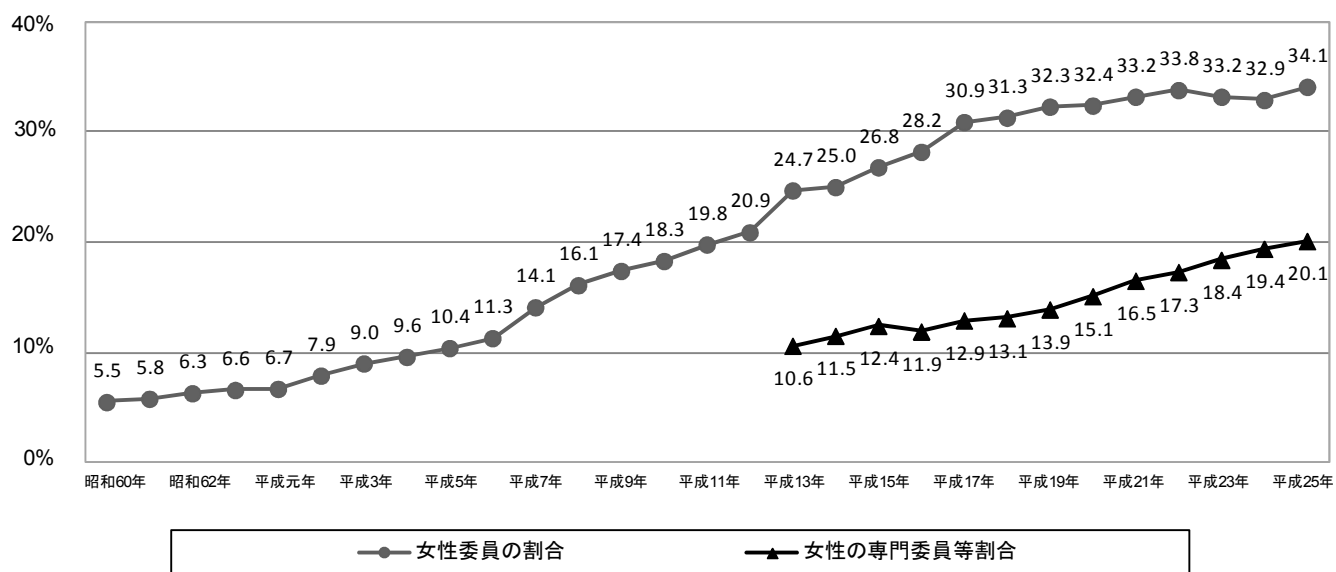
◆一宮市の審議会、委員会等における女性登用状況
(企画政策課)



◆一宮市職員における女性管理職の推移
(企画政策課)



◆【全国調査】審議会等における女性委員割合の推移 (内閣府資料)

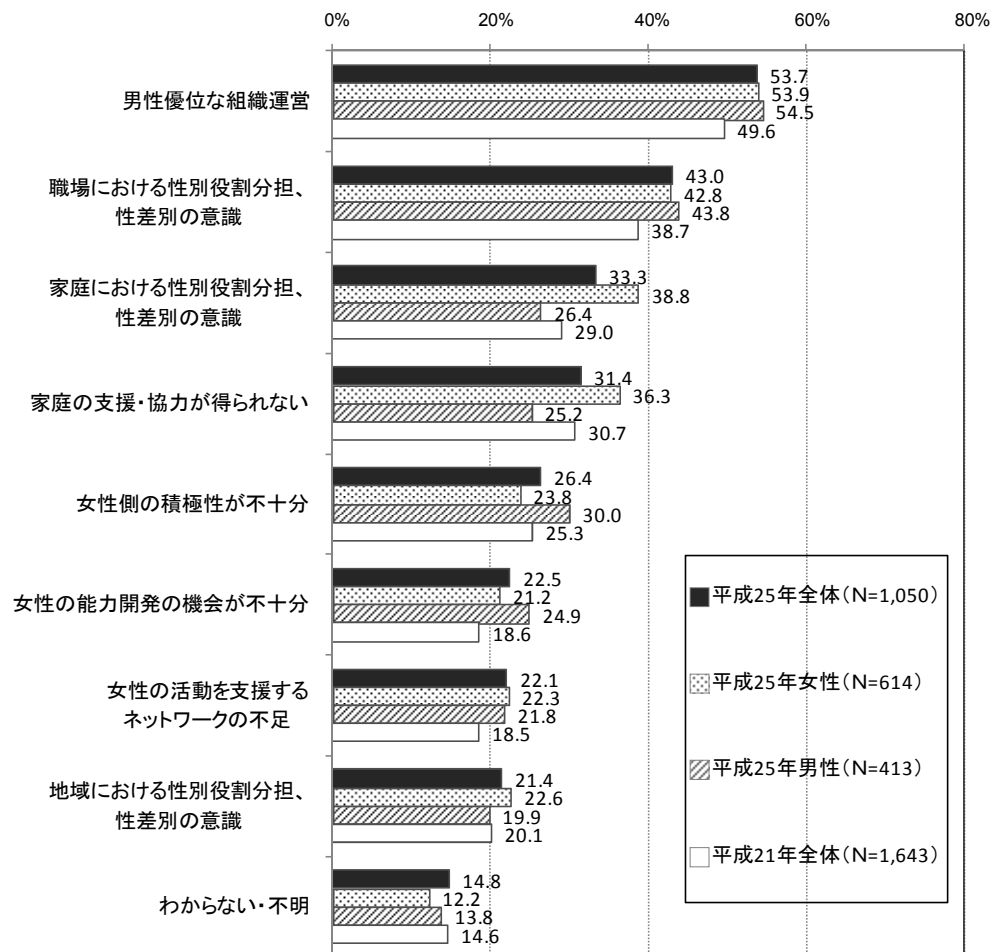


女性の参画に関連して、「社会のさまざまな分野において、企画や方針決定の過程に女性の参画が進んでいない理由」についての市民意識をみると、平成25年は平成21年調査と同様に、「男性優位な組織運営」と回答した人の割合が男女ともに最も高くなっています。

性別にみると、女性は「家庭の支援・協力が得られない」「家庭における性別役割分担、性差別の意識」といった、家庭の環境を理由としてあげる割合が高く、一方「女性の積極性が不十分」と回答した人の割合が男性で高くなっています。

◆社会のさまざまな分野において、企画や方針決定の過程に女性の参画が進んでいない理由

(一宮市「男女共同参画意識に関する調査報告書」平成25年11月)



ポイント

○女性の方針決定過程への参画は、十分とはいえないまでも、着実に進んでいます。今後も、このような流れを止めることがないよう、女性の参画を促していく必要があります。

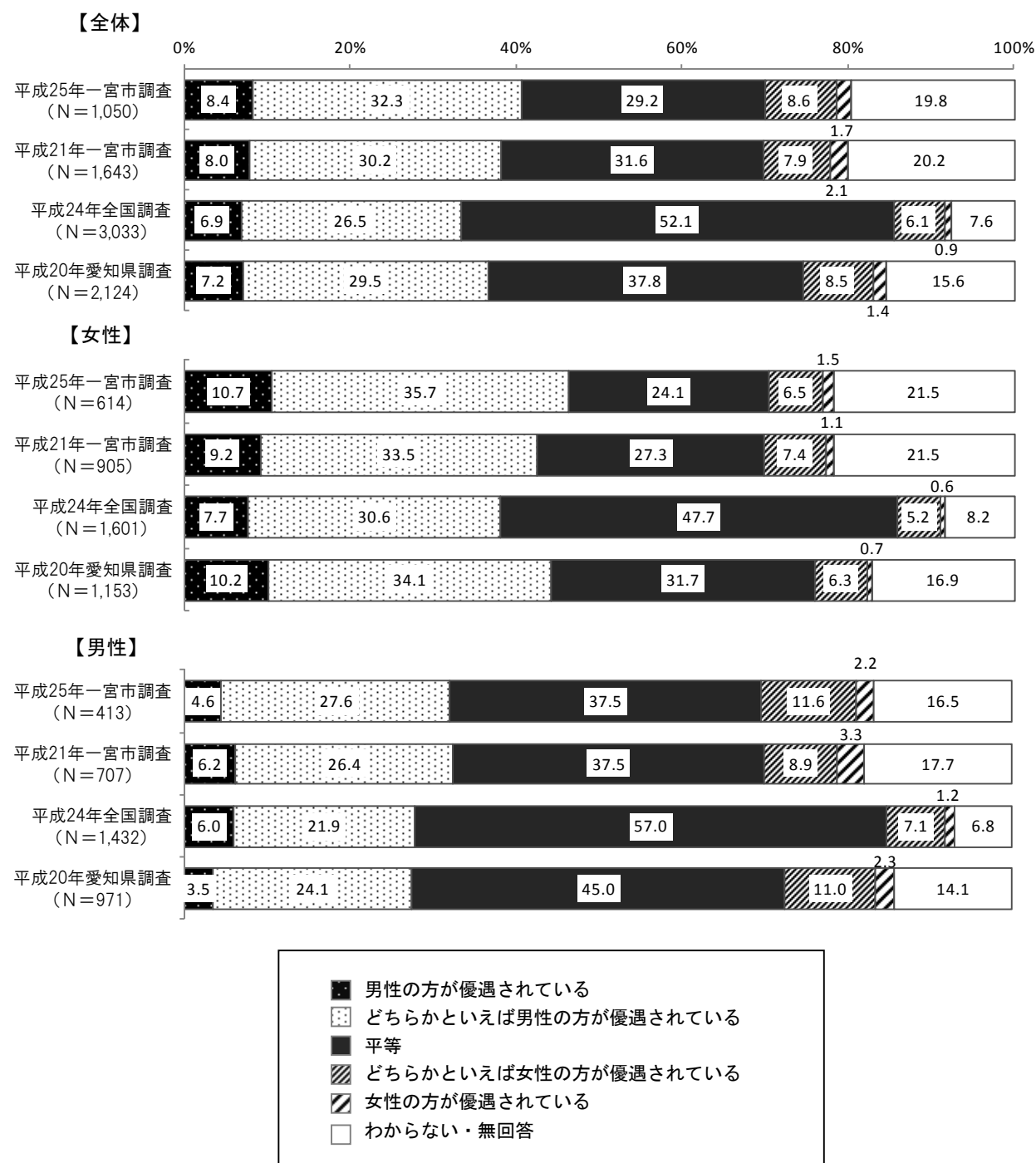
○方針決定の過程への女性の参画が十分に進んでいない理由として、「男性優位な組織運営」や「職場における性別役割分担、性差別の意識」が男女共通の認識としてあがっていますが、家庭環境を理由としてあげる割合も女性で高くなっています。家庭内での男女共同参画についても、あわせて理解を促していく必要があります。

（４）地域・家庭における状況

①地域活動について

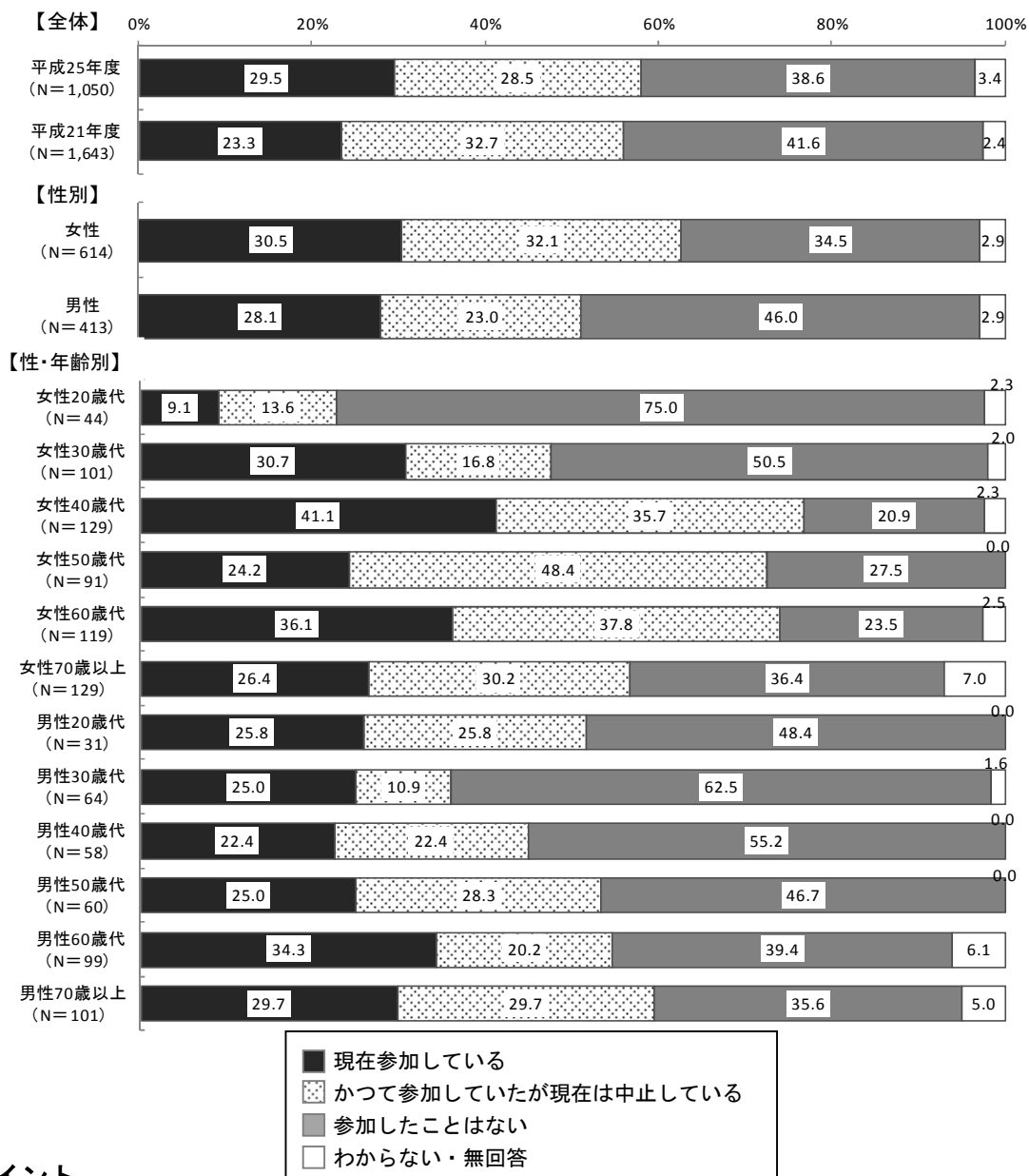
「地域活動の場での地位の平等感」についてみると、『男性優遇』（「男性の方が優遇されている」＋「どちらかといえば男性の方が優遇されている」）と回答した人の割合が、一宮市調査では男女ともに全国調査を上回っています。また、男性については、「平等」と回答した人の割合が高く、『男性優遇』と回答した人の割合と同程度となっています。

◆地域活動の場での地位の平等感（一宮市「男女共同参画意識に関する調査報告書」平成25年11月）



『地域活動への参加経験がある』（「現在参加している」＋「かつて参加していたが現在は中止している」以下同じ）と回答した人の割合は58.0%となっています。性別にみると『地域活動への参加経験がある』と回答した人の割合は、男性より女性の方が高くなっており、年齢別にみると女性の40歳代、50歳代、60歳代で高くなっています。また、「現在参加している」と回答した人の割合は、女性の40歳代で最も高く、60歳代では男女ともに高い割合になっています。

◆地域活動への参加経験（一宮市「男女共同参画意識に関する調査報告書」平成25年11月）



ポイント

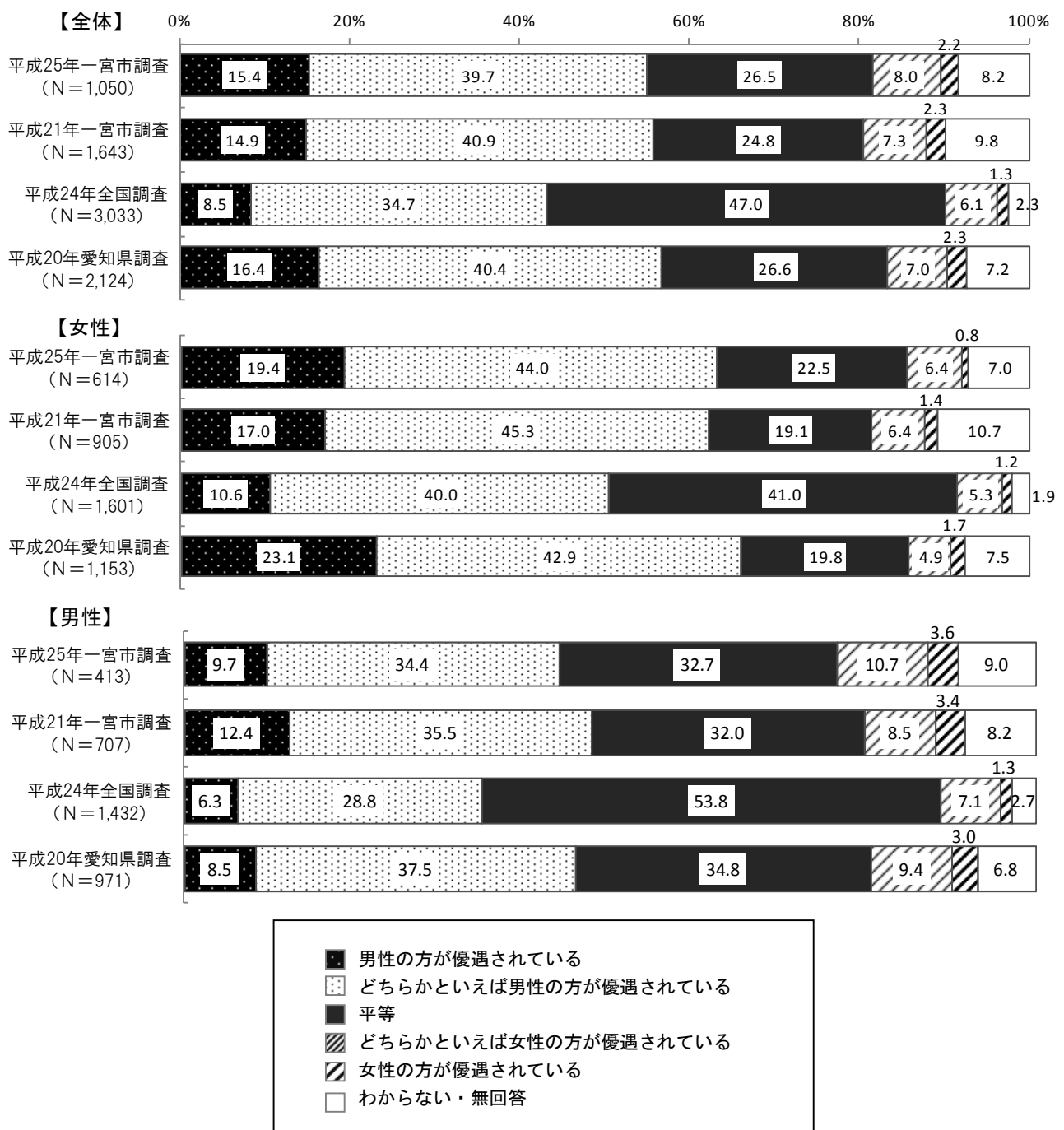
○個人がバランスのとれた仕事と家庭生活を送ることに加え、町内会、PTA、老人クラブなどの地域活動でも、様々な分野において男女共同参画を進める必要があります。

②家庭生活について

「家庭生活の場での地位の平等感」についてみると、『男性優遇』（「男性の方が優遇されている」＋「どちらかといえば男性の方が優遇されている」）と回答した人の割合が、特に一宮市調査、愛知県調査の女性で高くなっています。

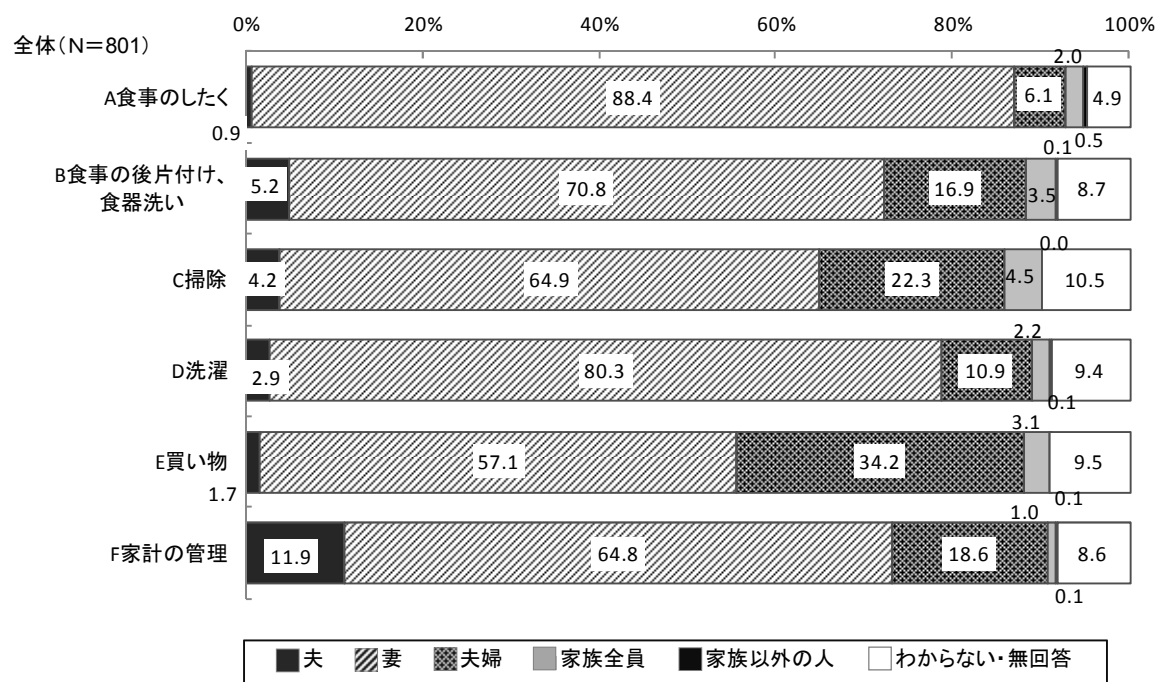
全国調査と比較して、男女ともに『男性優遇』と回答した人の割合が高く、「平等」と回答した人の割合は大きく下回っています。

◆家庭生活の場での地位の平等感（一宮市「男女共同参画意識に関する調査報告書」平成 25 年 11 月）



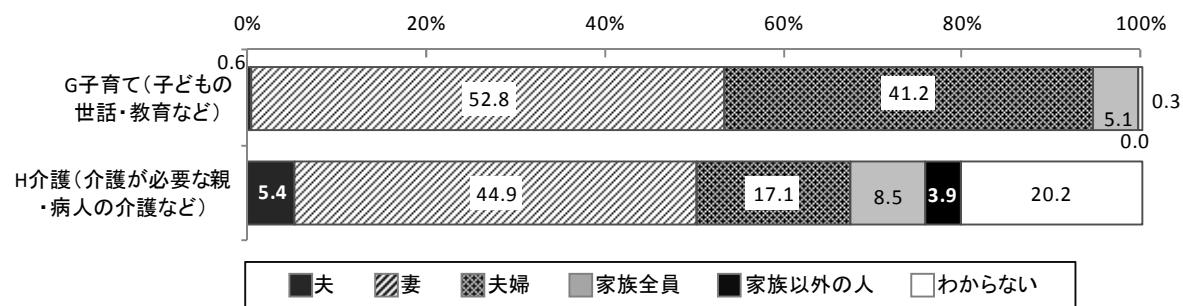
配偶者（またはパートナー）と暮らしている人に、家庭の家事分担について聞いたところ、「食事のしたく」「洗濯」「食事の後片付け、食器洗い」「掃除」「家計の管理」などにおいて、「妻」と回答した人の割合が高くなっています。また、「買い物」については、「夫婦」と回答した人の割合が3割を超え、他の分野に比べてやや高くなっています。「夫」と回答した人の割合がもっとも低いのは、「子育て」となっています。

◆家庭における家事分担（一宮市「男女共同参画意識に関する調査報告書」平成 25 年 11 月）



◆家庭における家事分担（子育て・介護）（一宮市「男女共同参画意識に関する調査報告書」平成 25 年 11 月）

※回答対象者：子育て中および介護中の方。無回答を除く。

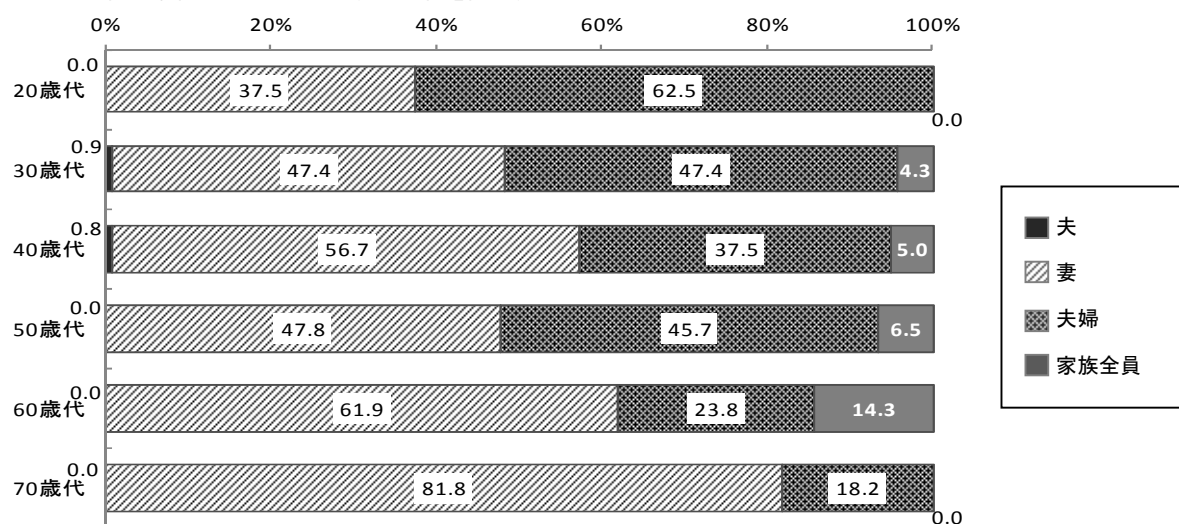


「家庭における家事分担（子育て）」について年齢別でみると、20歳代、30歳代では「夫婦」と回答した人の割合が最も高くなっているのに対し、40歳代から70歳以上では「妻」と回答した人の割合が最も高くなっています。

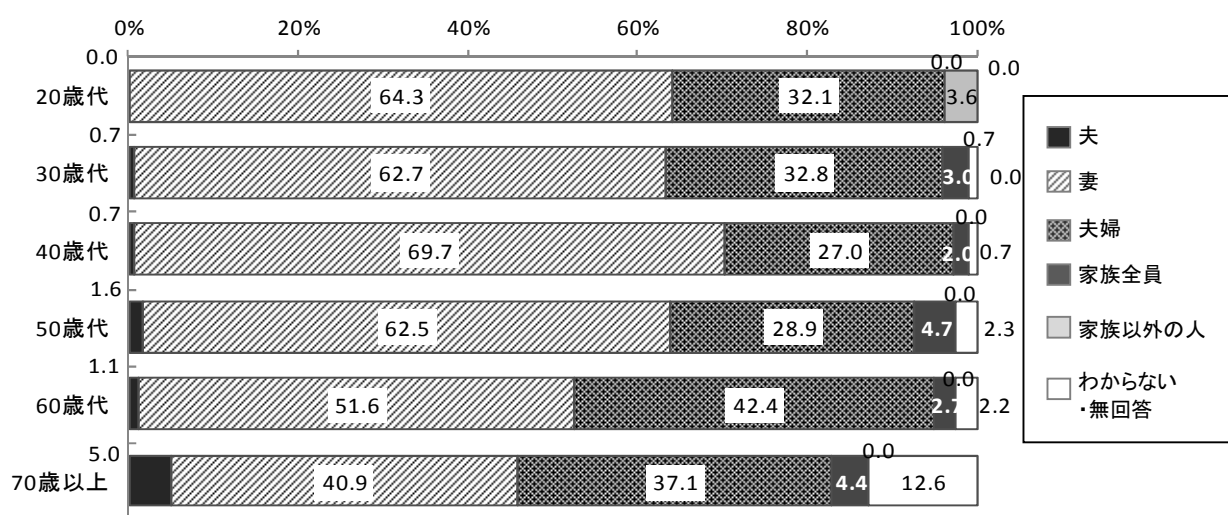
また、「家庭における家事分担（買い物）」について年齢別でみると、すべての年代で「妻」と回答した人の割合が高くなっています。「夫婦」と回答した人の割合は、すべての年代で3割程度となっていますが、40歳代が最も低くなっています。

◆家庭における家事分担（子育て）【年齢別】（一宮市「男女共同参画意識に関する調査」平成 25 年 11 月）

※回答対象者：子育て中の方。無回答を除く。



◆家庭における家事分担（買い物）【年齢別】（一宮市「男女共同参画意識に関する調査」平成 25 年 11 月）



ポイント

○日常的な家事の分担は、全体的に妻が担当している傾向になっています。家庭内で男女がともに協力しながら家事や育児を分担することができるよう、男女の意識の向上と男性が意欲的に家事・育児に参加するための取り組みが必要です。

(5) 就業における状況

①就業環境について

「女性の産業別就業者数」についてみると、平成 17 年に第二次産業の割合が一時的に増加しましたが、平成 22 年では第三次産業の割合が増加しています。

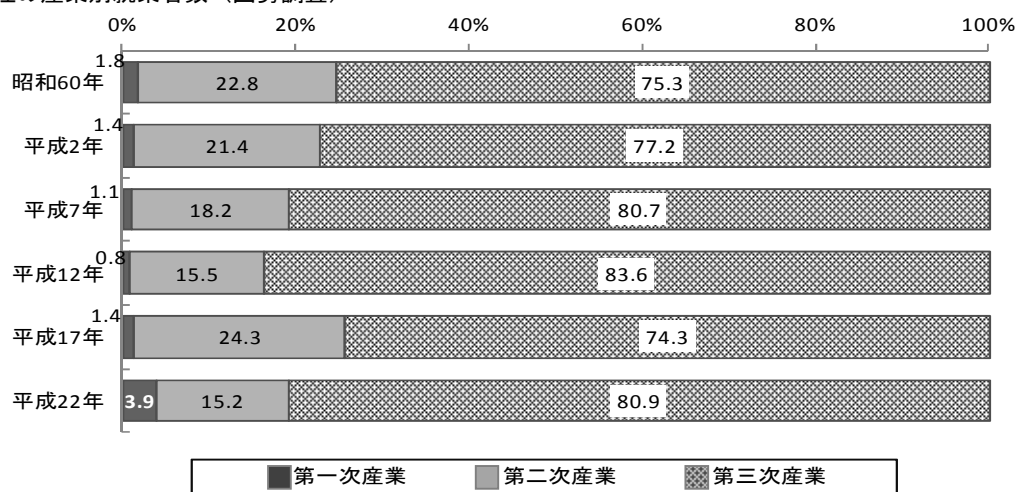
「女性の年齢階級別労働力率の国・県との比較」をみると、30～34 歳を除いた各年代では一宮市は全国よりも高くなっています。

「性別年齢階級別労働力率の推移」をみると、女性では 25～39 歳で上昇がみられますが、それ以外の各年代では低下し、男性ではすべての年代で低下しています。

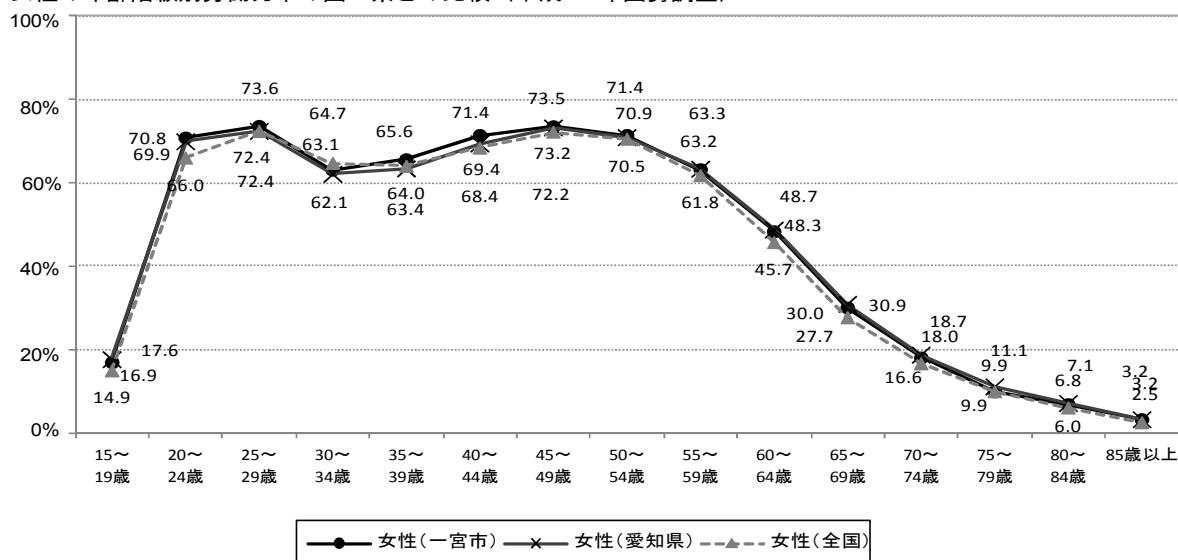
また、全国調査の「女性の年齢階級別労働力率の推移」についてみると、昭和 50 年から全体的に労働力率が上昇しており、特に 25～29 歳は、昭和 50 年が 42.6%であるのに対し、平成 24 年では 77.6%となっています。

「母親の就労希望」についてみると、「就労したい」と回答した人の割合が、就学前児童の母親では、72.7%、小学生の母親では 55.0%となっています。

◆女性の産業別就業者数（国勢調査）

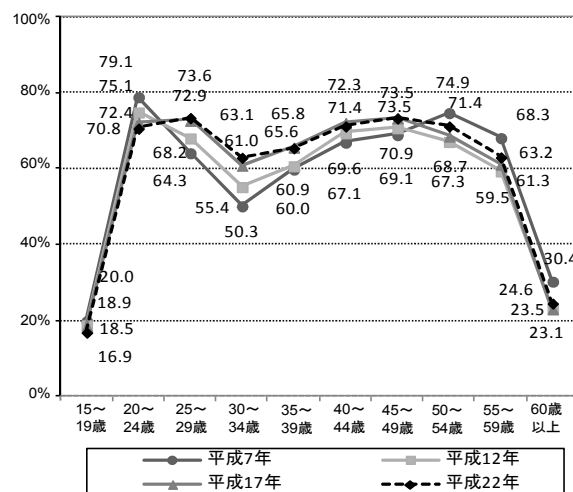


◆女性の年齢階級別労働力率の国・県との比較（平成 22 年国勢調査）

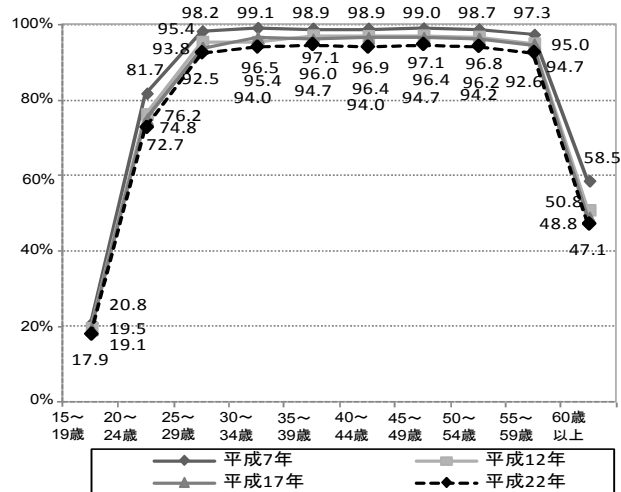


◆性別年齢階級別労働力率の推移（国勢調査）

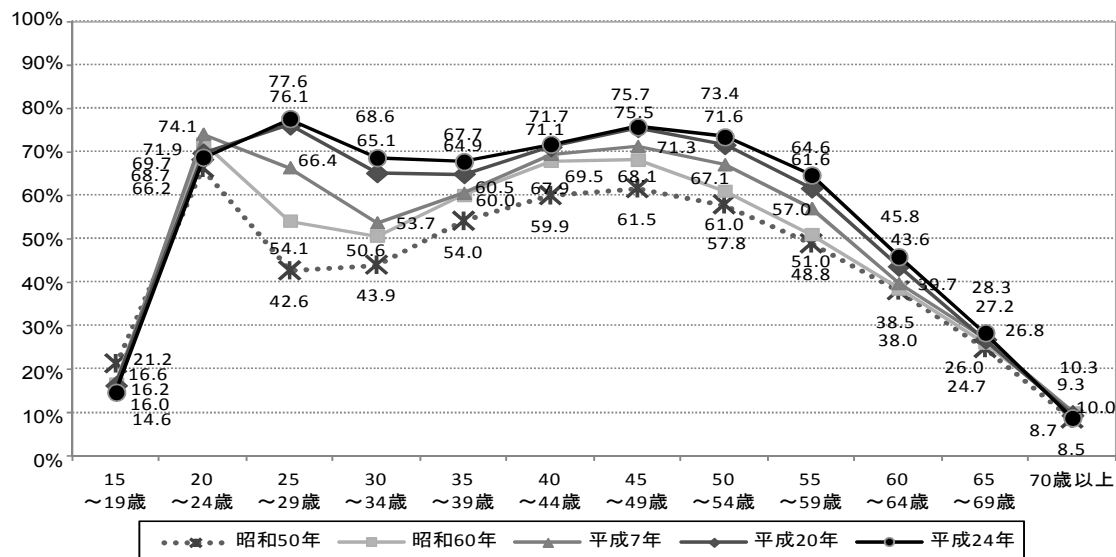
【女性】



【男性】

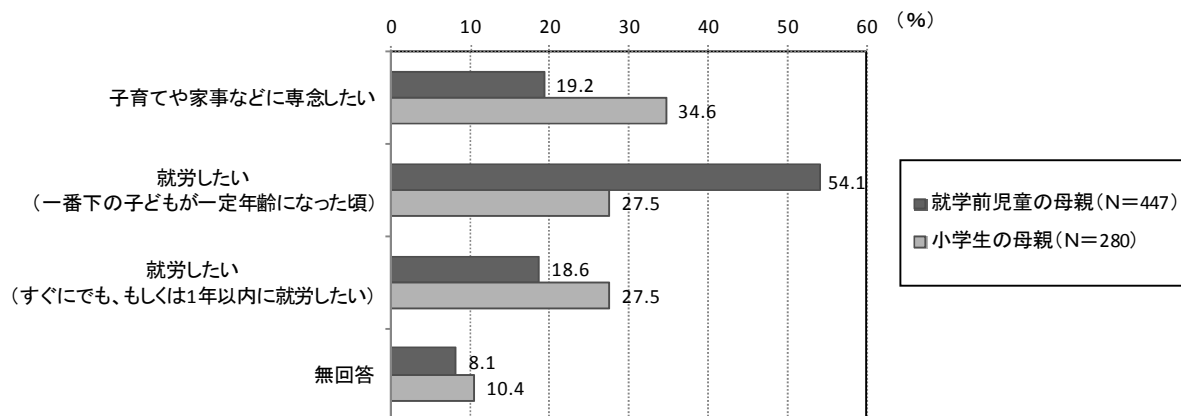


◆【全国調査】女性の年齢階級別労働力率の推移（総務省「労働力調査」）



◆「母親の就労希望」（一宮市「子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書」平成26年3月）

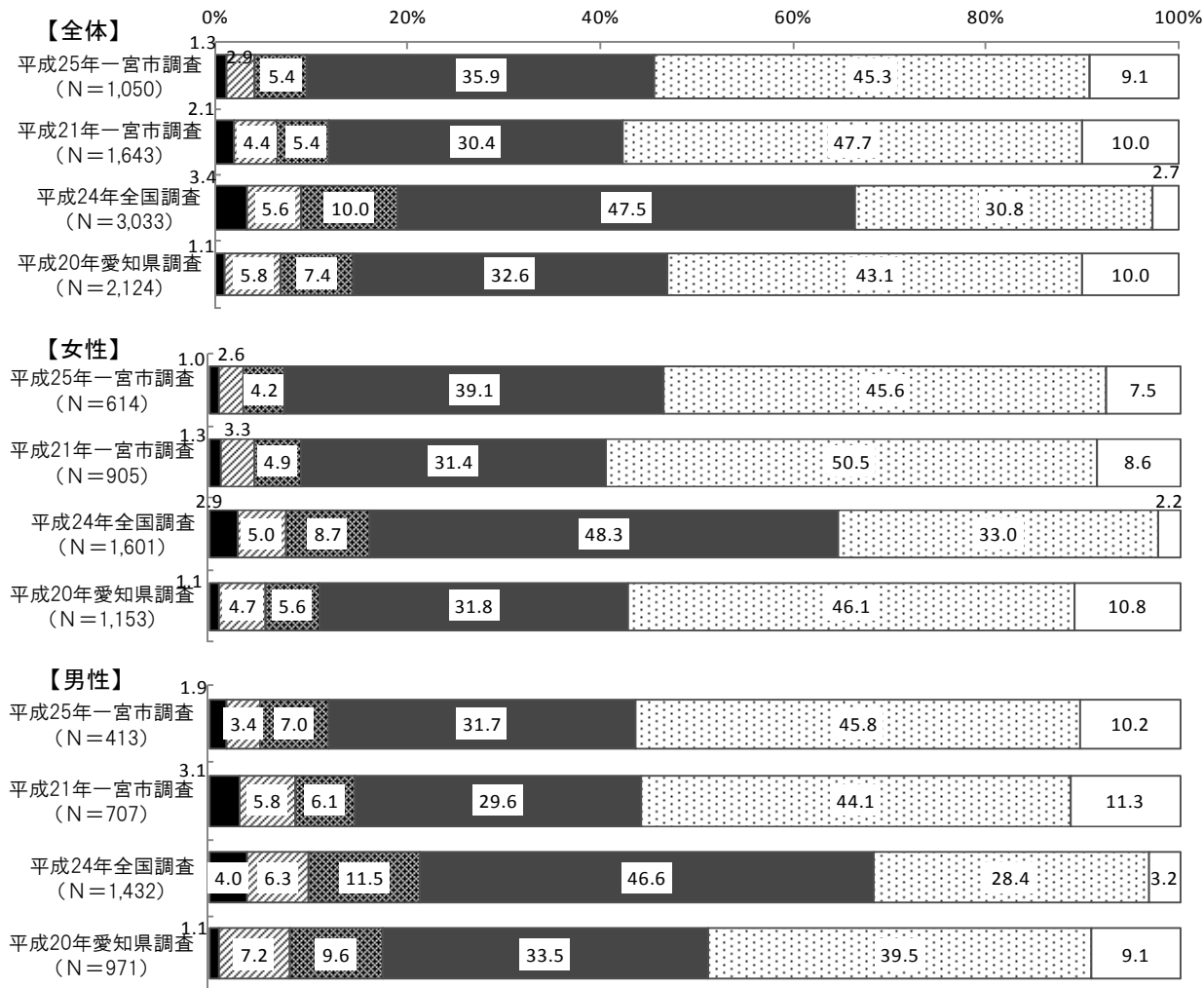
※就労していない母親のみ



「女性が職業を持つことについての考え」についてみると、全国調査では男女ともに「ずっと職業を持ち続けるほうがよい」と回答した人の割合が最も高いのに比べ、一宮市調査、愛知県調査では男女ともに「子どもができれば仕事をやめ、大きくなったら再び職業を持つほうがよい」と回答した人の割合が最も高くなっています。

平成21年の一宮市調査と比較すると、「ずっと職業を持ち続けるほうがよい」と回答した人の割合は増加し、「女性は職業を持たないほうがよい」と回答した人の割合は減少しています。

◆女性が職業を持つことについての考え（一宮市「男女共同参画意識に関する調査報告書」平成25年11月）

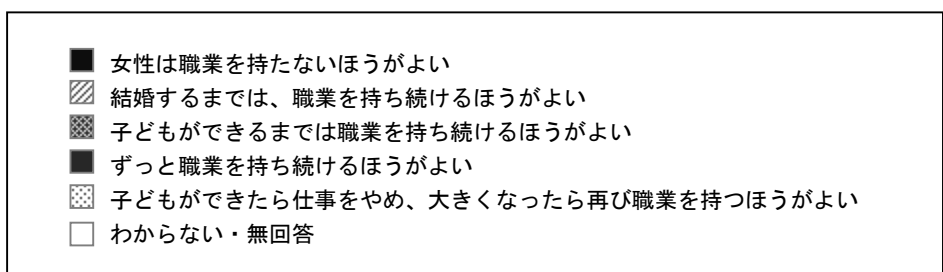
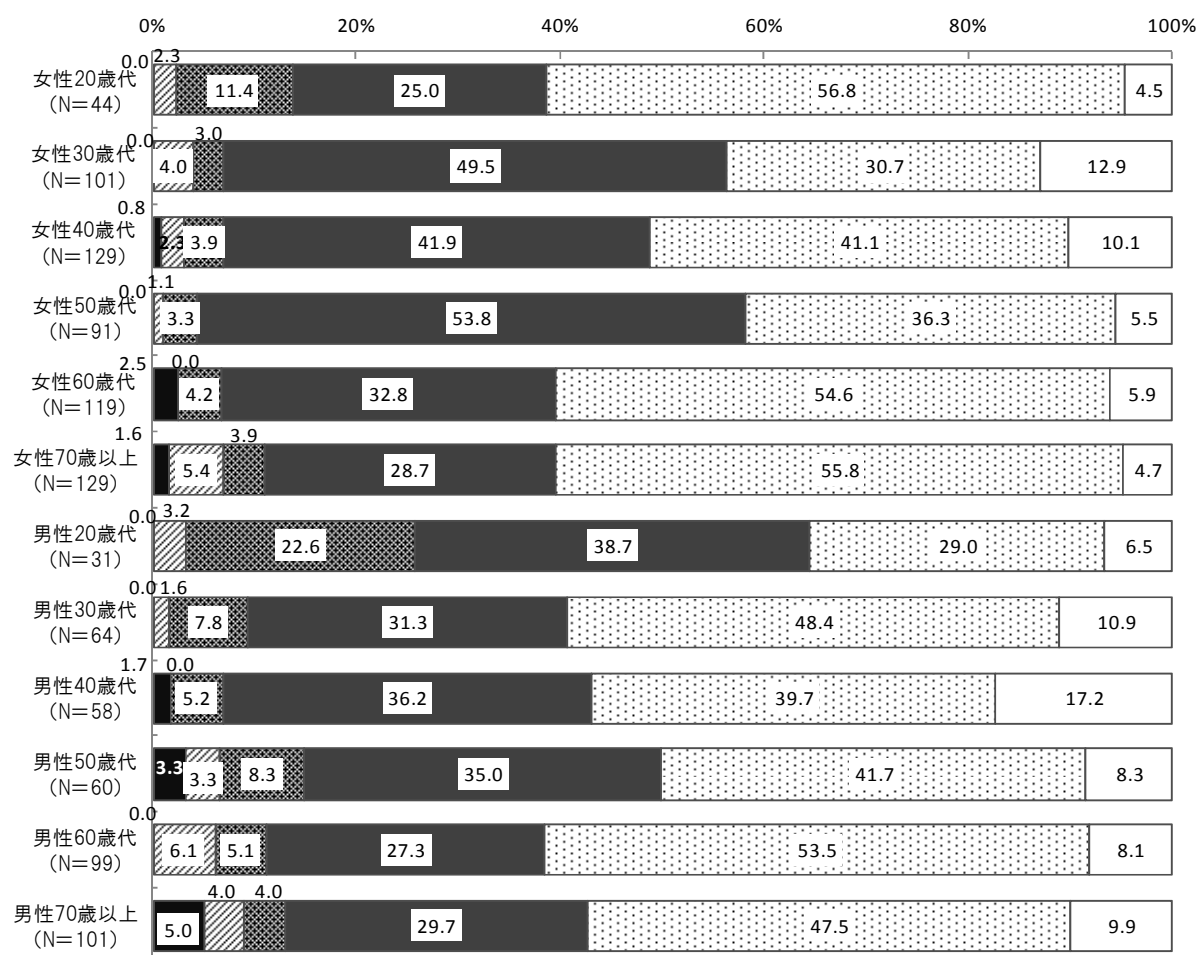


- 女性職業を持たないほうがよい
- ▨ 結婚するまでは、職業を持ち続けるほうがよい
- ▩ 子どもができれば、職業を持ち続けるほうがよい
- ずっと職業を持ち続けるほうがよい
- ░ 子どもができれば仕事をやめ、大きくなったら再び職業を持つほうがよい
- わからない・無回答

「女性が職業を持つことについての考え」について年齢別でみると、「ずっと職業を持ち続けるほうがよい」と回答した人の割合について、30歳～50歳の女性が高く、同年代の男性を上回っています。20歳代を除くすべての年代の男性は、「子どもができれば仕事をやめ、大きくなったら再び職業を持つほうがよい」と回答した人の割合が高くなっています。

◆女性が職業を持つことについての考え【性・年齢別】

（一宮市「男女共同参画意識に関する調査報告書」平成25年11月）

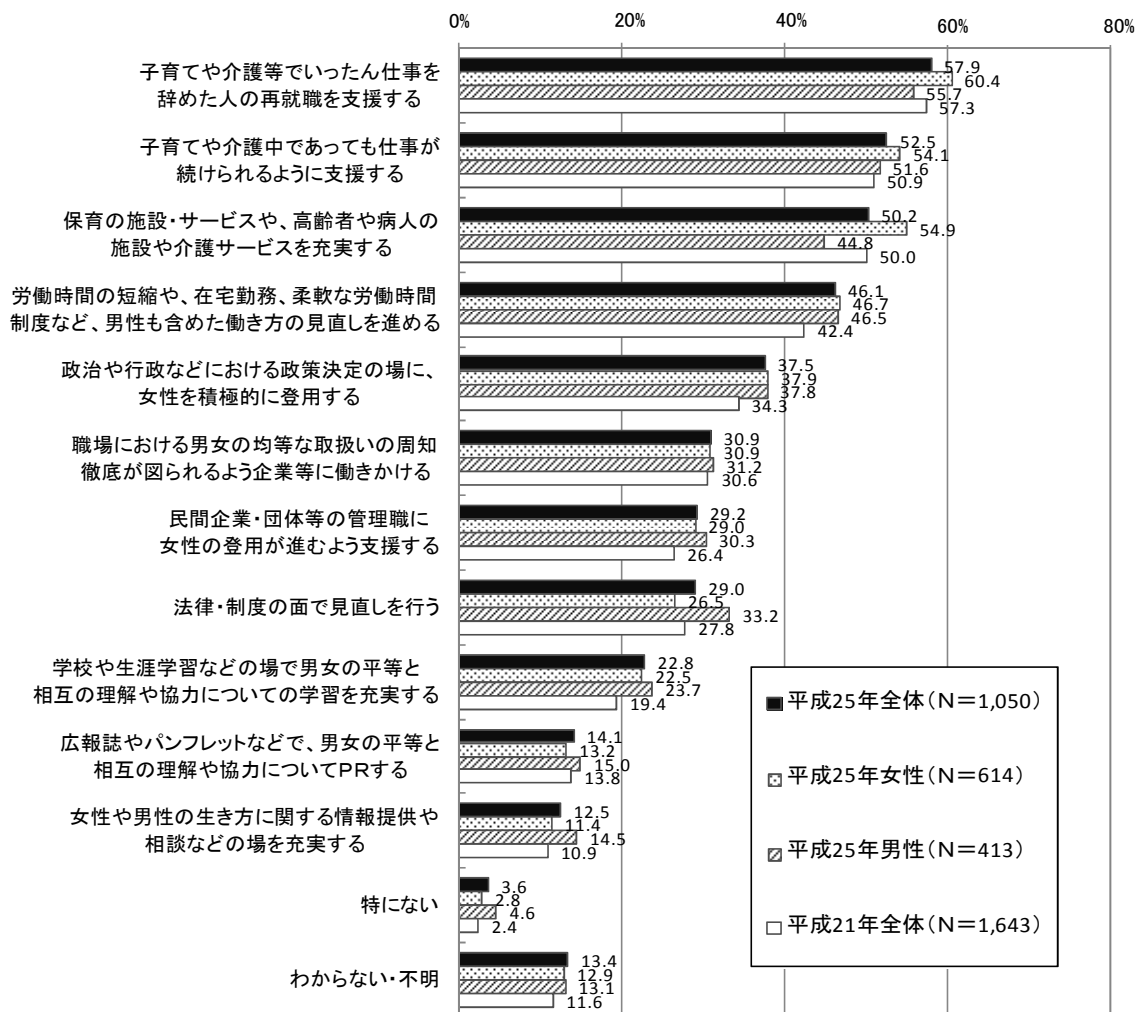


「男女共同参画社会を推進していくために、行政に期待する役割」について、平成 25 年調査では、「子育てや介護等でいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する」と回答した人の割合が 57.9%であり、平成 21 年調査から継続して最も高くなっています。

性別でみると、「子育てや介護等でいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する」、「子育てや介護中であっても仕事が続けられるよう支援する」「保育の施設・サービスや、高齢者や病人の施設や介護サービスを充実する」と回答した人の割合は、男性より女性の方が高くなっています。一方、「法律・制度の面で見直しを行う」と回答した人の割合は、女性より男性の方が高くなっています。

◆男女共同参画社会を推進していくために、行政に期待する役割

(一宮市「男女共同参画意識に関する調査報告書」平成 25 年 11 月)



ポイント

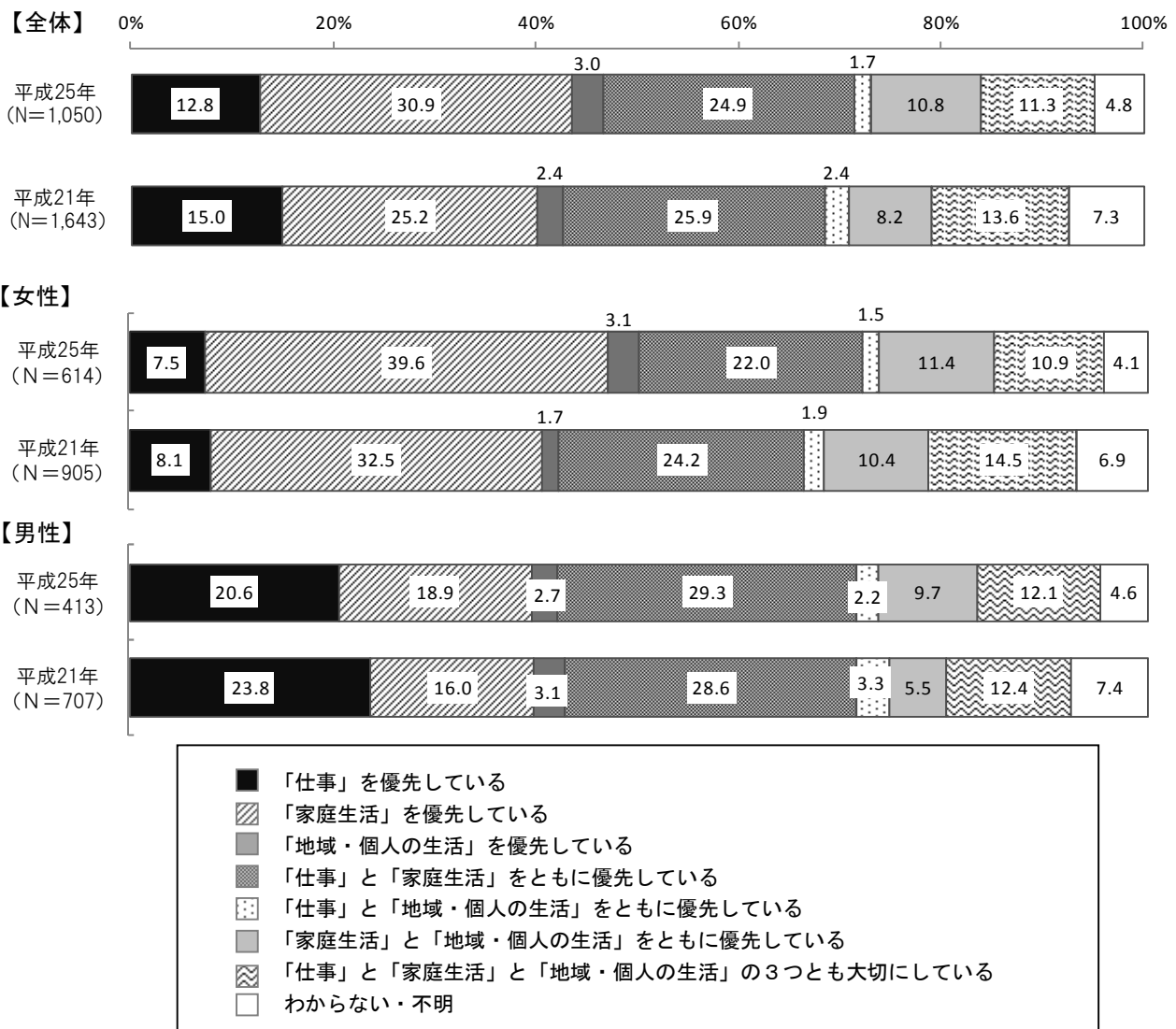
- 男女共同参画の推進に向けては、仕事と子育て等が両立できる環境づくりが求められており、企業とも連携しながら、施策を進めていく必要があります。
- 女性で希望の高い保育・子育て支援サービス等を、継続して充実していく必要があります。

②仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について

「仕事、家庭生活、地域・個人の生活への関わり方」についてみると、「家庭生活を優先している」と回答した人の割合は、男性より女性の方が大幅に高くなっているのに対し、「仕事を優先している」と回答した人の割合は、女性より男性の方が大幅に高くなっています。男性は、「仕事と家庭生活をともに優先している」と回答した人の割合が最も高くなっています。

◆仕事、家庭生活、地域・個人の生活への関わり方

（一宮市「男女共同参画意識に関する調査報告書」平成25年11月）



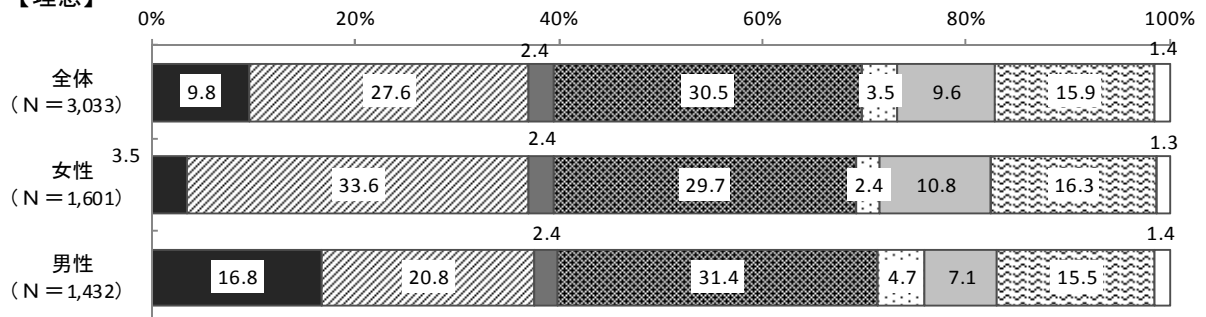
また、全国調査の【理想】では、全体で「仕事と家庭生活をともに優先したい」と回答した人の割合が最も高くなっていますが、女性では、「家庭生活を優先したい」と回答した人の割合が高くなっています。

しかし【現実】では、全体で「家庭生活を優先している」とともに「仕事を優先している」と回答した人の割合も高くなっており、男性は理想に比べ現実では「仕事を優先している」と回答した人の割合が高く、理想と現実に大きな差があることがうかがえます。

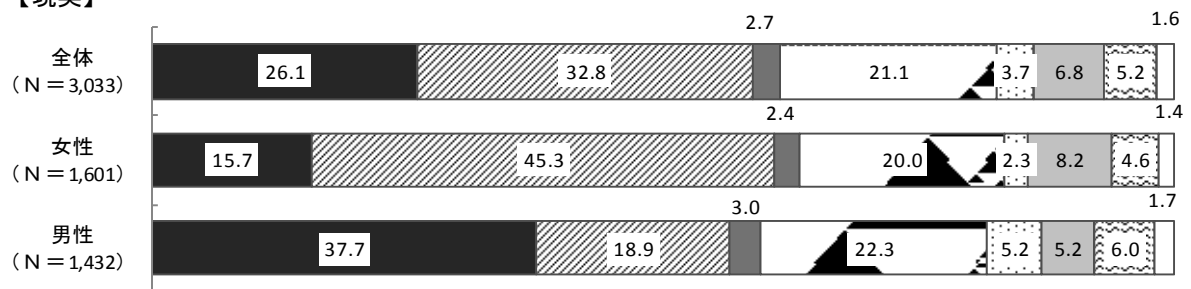
◆【全国調査】仕事、家庭生活、地域・個人の生活への関わり方

(内閣府「男女共同参画に関する世論調査」平成24年11月)

【理想】



【現実】



- 「仕事」を優先したい（している）
- ▨ 「家庭生活」を優先したい（している）
- 「地域・個人の生活」を優先したい（している）
- ▨ 「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい（している）
- ▨ 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先したい（している）
- ▨ 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい（している）
- ▨ 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」の3つとも大切にしたい（している）
- わからない・不明

ポイント

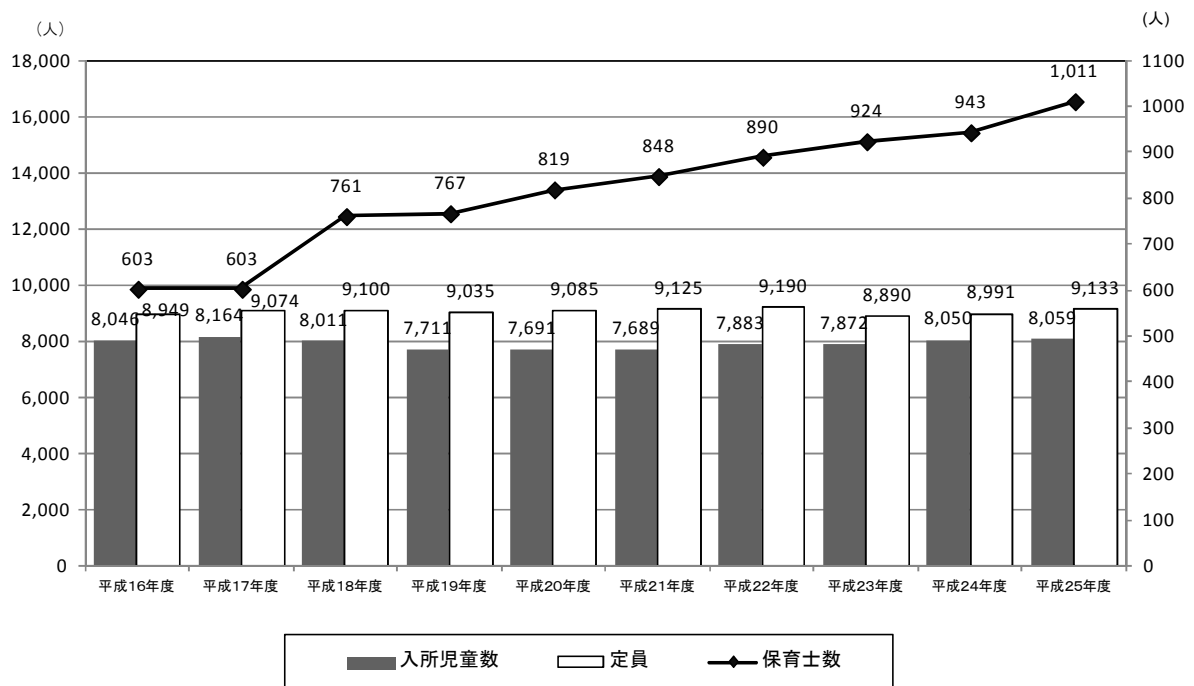
○仕事・家庭・地域生活などにおいて、理想と現実のギャップが小さくなるよう、多様な生き方が選択・実現できる社会をつくる必要があります。

③保育・子育て支援サービスについて

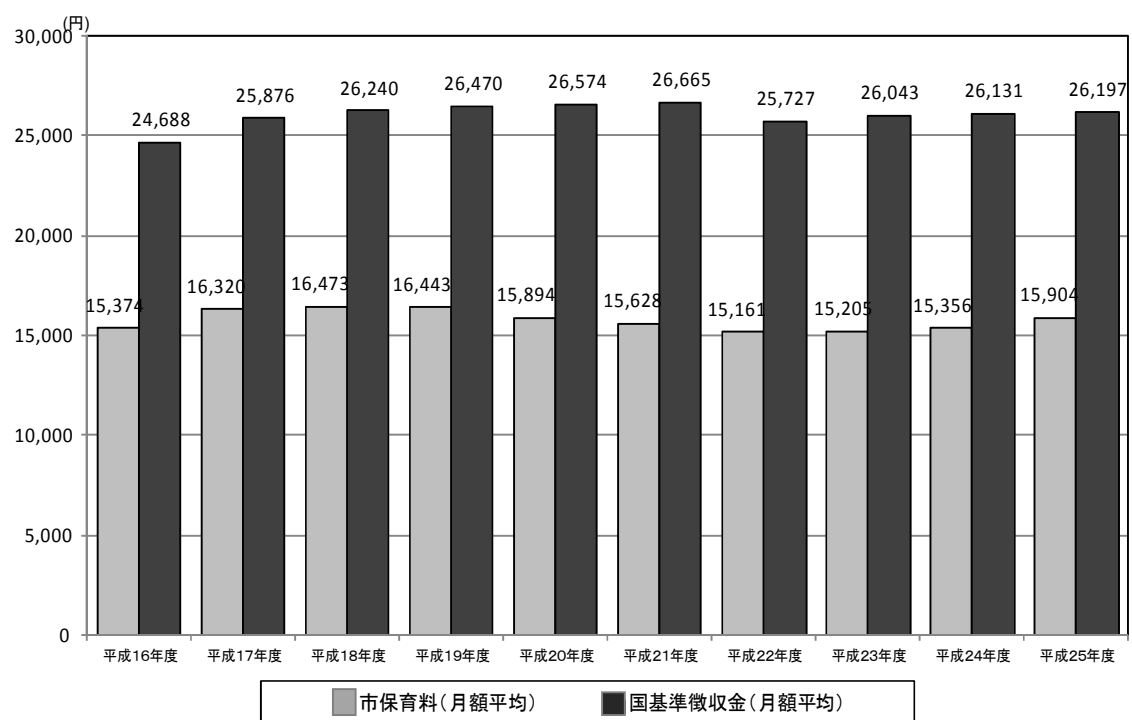
保育所の状況をみると、入所児童数は平成 18 年度から減少し、平成 22 年度から増加しています。乳児保育の充実のため、保育士数は増加し、平成 25 年度には 1,000 人を超えています。

また、保育料の状況についてみると、市保育料は国基準徴収金の約 6 割で推移しています。

◆保育所の状況



◆保育料の状況



一時保育（保護者の短時間労働や社会参加等により一時的に子どもを預かる保育サービス）の状況についてみると、私立保育所が1か所減り、公立保育所が2か所増えており、利用児童数も増加しています。

放課後児童クラブの状況についてみると、登録者数は平成20年度以降増加しています。

◆一時保育の状況

平成20年度

公立保育所	利用延べ児童数 (人/年)
押場保育園	1,125
富士保育園	1,432
浅野保育園	1,080
丹陽南保育園	807
開明保育園	1,513
黒田北保育園	1,663
合計	7,620

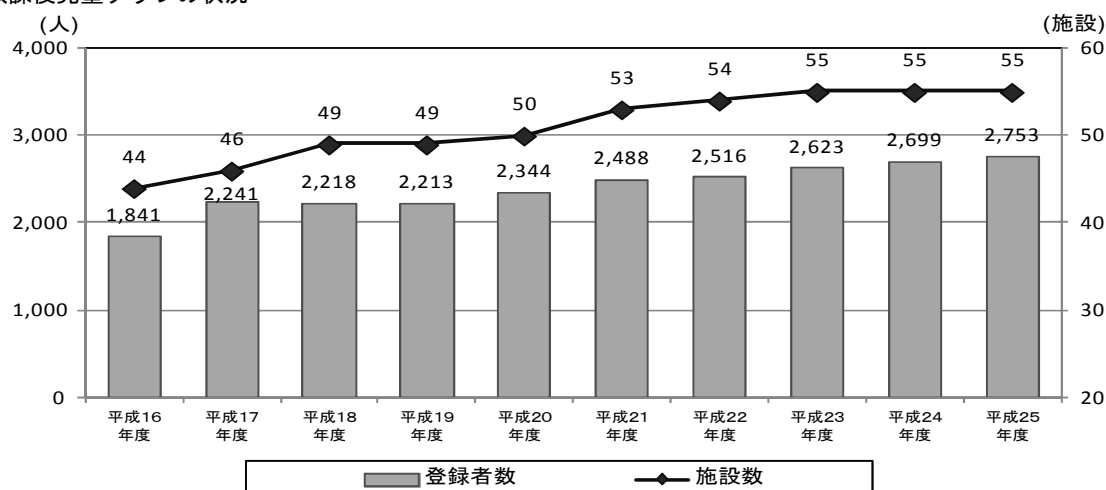
平成25年度

公立保育所	利用延べ児童数 (人/年)
押場保育園	1,006
富士保育園	591
瀬時保育園	857
赤見保育園	1,431
丹陽保育園	784
起保育園	1,071
開明保育園	815
黒田北保育園	1,065
合計	7,620

私立保育所	利用延べ児童数 (人/年)
一宮尚正会保育園	13
研修南保育園	62
末広保育園	1,116
ふたば保育園	280
かもめ保育園	1,816
丹羽保育園	20
一宮尚正会大和保育園	45
大和保育園	353
若の宮保育園	654
合計	4,359

私立保育所	利用延べ児童数 (人/年)
一宮尚正会保育園	37
研修南保育園	83
末広保育園	925
ふたば保育園	1,207
かもめ保育園	1,693
一宮尚正会大和保育園	26
大和保育園	295
若の宮保育園	788
合計	5,054

◆放課後児童クラブの状況



ポイント

○保育・子育て支援サービスは充実してきています。市民ニーズ（利用児童数）も高まっており、今後も整備していくことが求められています。

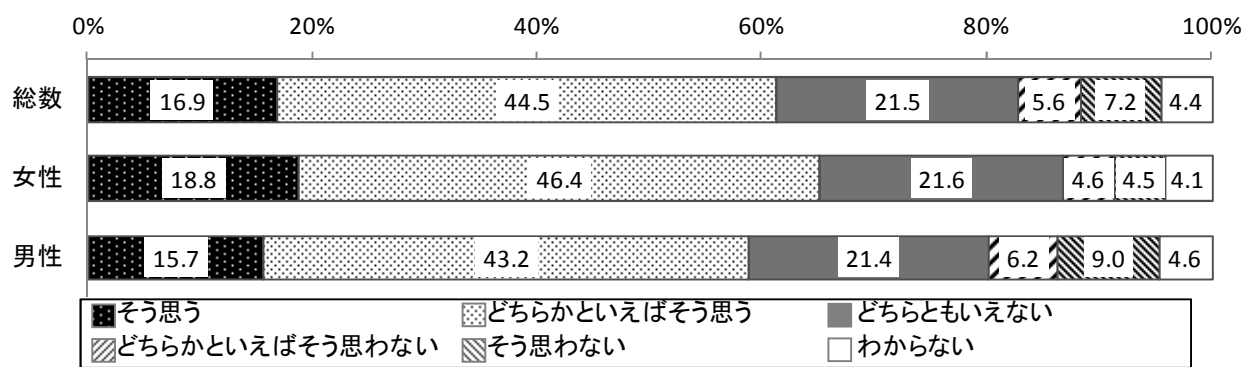
④女性の能力向上について

全国調査の「女性は男性に比べて能力向上の機会が少ないと思うか」についてみると、『そう思う』（「そう思う」＋「どちらかといえばそう思う」以下同じ）と回答した人の割合がいずれも高くなっています。

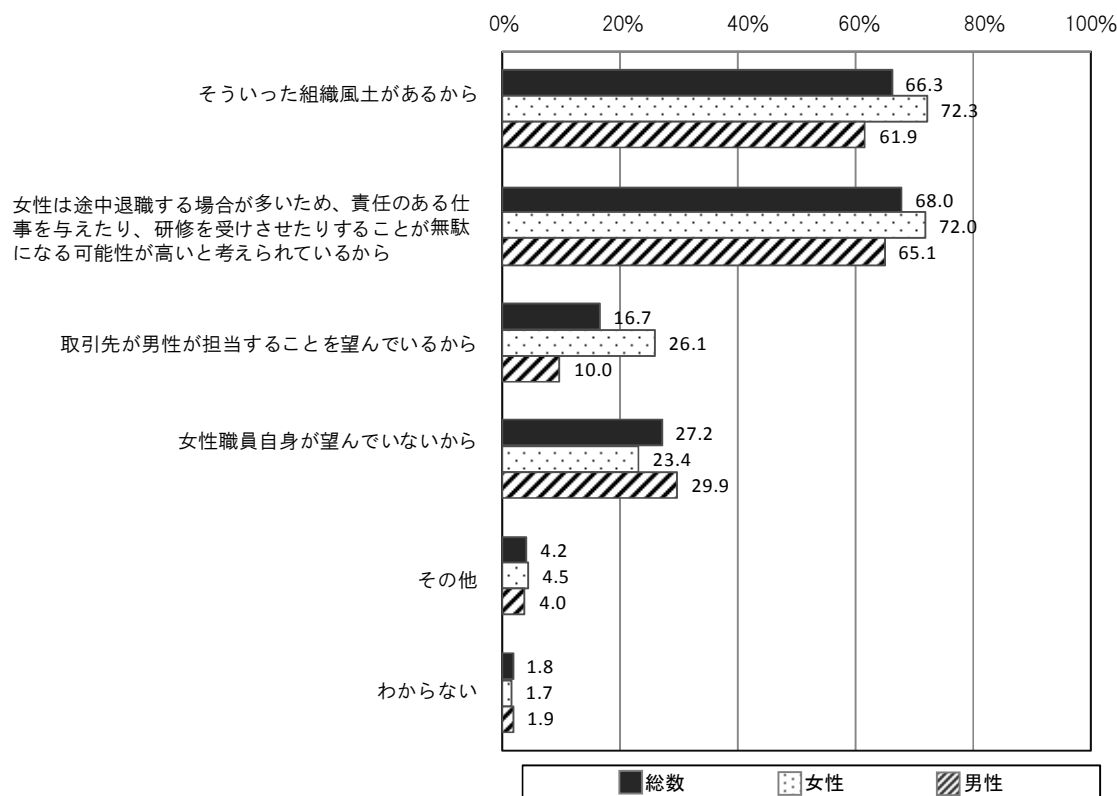
また、「女性に能力向上の機会が少ないと思う理由」について、「そういった組織風土があるから」や「女性は途中退職する機会が多いため、責任のある仕事を与えたり、研修を受けさせたりすることが無駄になる可能性が高いと考えられているから」と回答した人の割合が高くなっています。

◆【全国調査】女性は男性に比べて能力向上の機会が少ないと思うか

（内閣府「男女のライフスタイルに関する意識調査」平成 21 年）



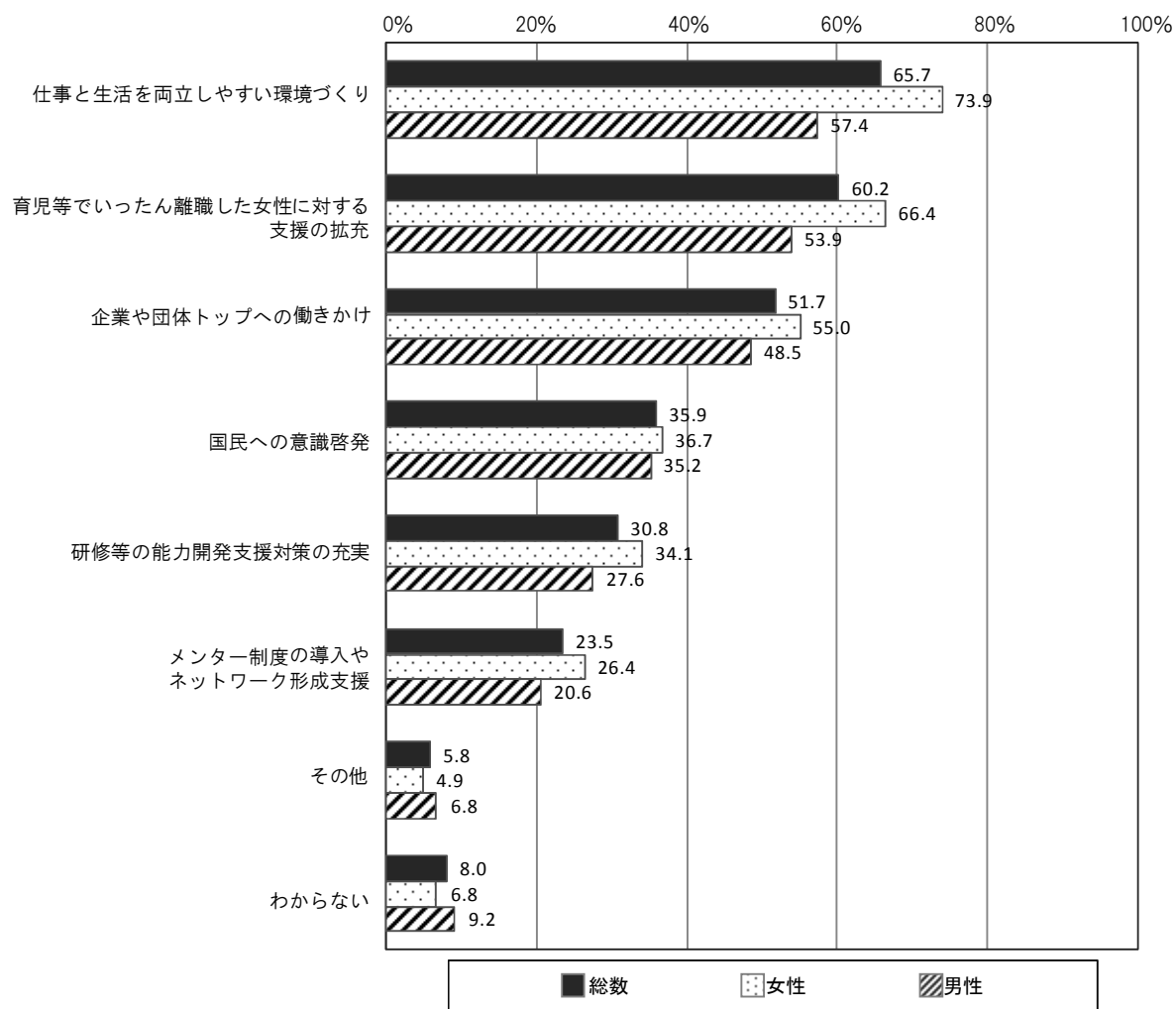
◆【全国調査】女性に能力向上の機会が少ないと思う理由（内閣府「男女のライフスタイルに関する意識調査」平成 21 年）



「女性が能力開発・発揮がしやすい社会にするために、行政に期待すること」について、「仕事と生活を両立しやすい環境づくり」と回答した人の割合が最も高くなっています。

◆【全国調査】女性が能力開発・発揮がしやすい社会にするために、行政に期待すること

（内閣府「男女のライフスタイルに関する意識調査」平成 21 年）



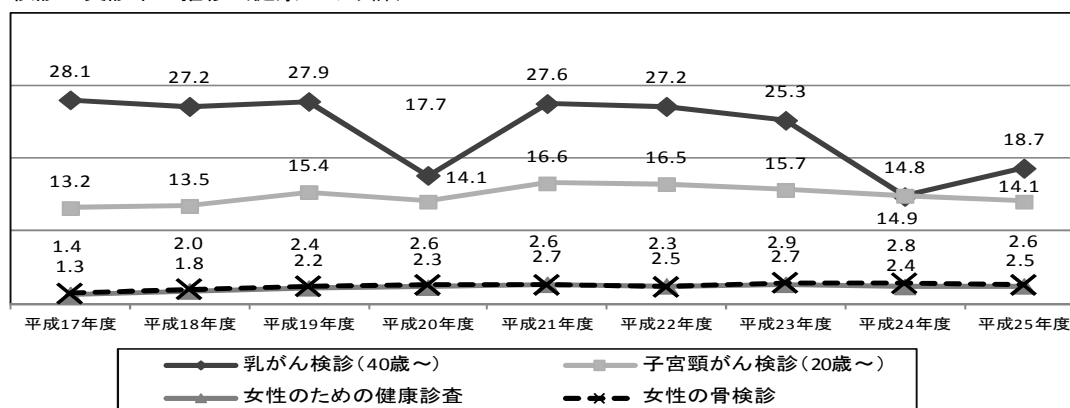
ポイント

○女性が安心して子育てしながら再チャレンジできる社会の実現をめざすため、子育て支援や再就職支援などをより一層充実させることが重要です。

（６）心身の健康に関する状況

がん検診受診率の推移についてみると、子宮頸がん検診では 13～16%前後で推移し、受診率は低い状況となっています。一方、乳がん検診は、平成 24 年度から、国の指針に基づいた検診内容に変更したため受診率が低下しました。健康診査と骨検診については、平成 17 年度と比べると平成 25 年度の受診率は 2 倍程度に増加していますが、まだまだ十分ではありません。

◆がん検診の受診率の推移（健康づくり課）



ポイント

	乳がん検診(40歳～)			子宮頸がん検診(20歳～)		
	対象者数	受診者数	受診率(%)	対象者数	受診者数	受診率(%)
平成17年度	59,617	16,725	28.1	81,681	10,799	13.2
平成18年度	60,276	16,421	27.2	82,059	11,069	13.5
平成19年度	60,695	16,930	27.9	81,781	12,559	15.4
平成20年度	61,137	10,814	17.7	81,470	11,469	14.1
平成21年度	66,446	18,351	27.6	86,139	14,308	16.6
平成22年度	67,631	18,366	27.2	86,939	14,329	16.5
平成23年度	69,079	17,490	25.3	87,826	13,763	15.7
平成24年度	70,274	7,290	14.8	88,309	13,139	14.9
平成25年度	71,341	6,416	18.7	88,661	12,518	14.1

	女性のための健康診査			女性の骨検診		
	対象者数	受診者数	受診率(%)	対象者数	受診者数	受診率(%)
平成17年度	57,536	753	1.3	75,146	1,036	1.4
平成18年度	56,956	1,038	1.8	73,757	1,474	2.0
平成19年度	56,885	1,252	2.2	74,121	1,813	2.4
平成20年度	56,094	1,290	2.3	74,744	1,920	2.6
平成21年度	54,849	1,476	2.7	73,204	1,905	2.6
平成22年度	53,748	1,359	2.5	72,132	1,668	2.3
平成23年度	52,405	1,423	2.7	69,929	2,021	2.9
平成24年度	50,984	1,230	2.4	69,108	1,959	2.8
平成25年度	49,466	1,236	2.5	68,857	1,782	2.6

（７）暴力に関する状況

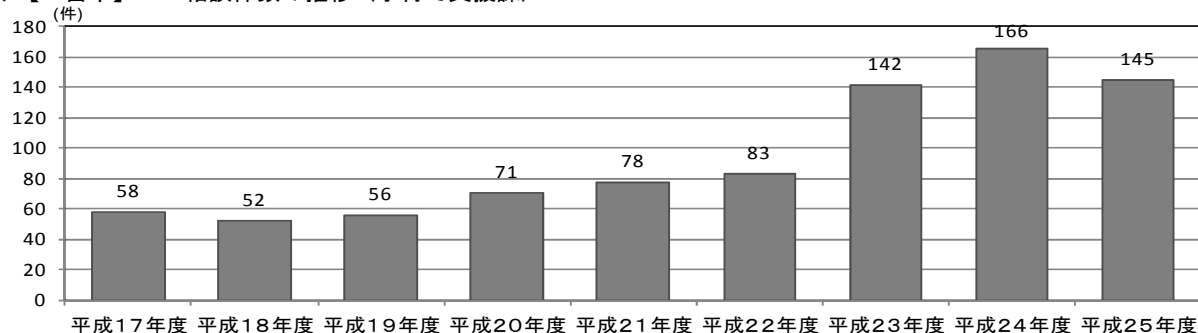
①ＤＶの相談件数について

一宮市調査のＤＶに関する相談件数についてみると、市の相談体制が整った平成 23 年度以降急激に増加しており、平成 25 年度では 145 件となっています。

全国調査の「ＤＶ相談件数の推移」についてみると、平成 25 年度では 99,961 件となっており、毎年増加しています。男性よりも女性の方が圧倒的に多いですが、男性も増加しています。

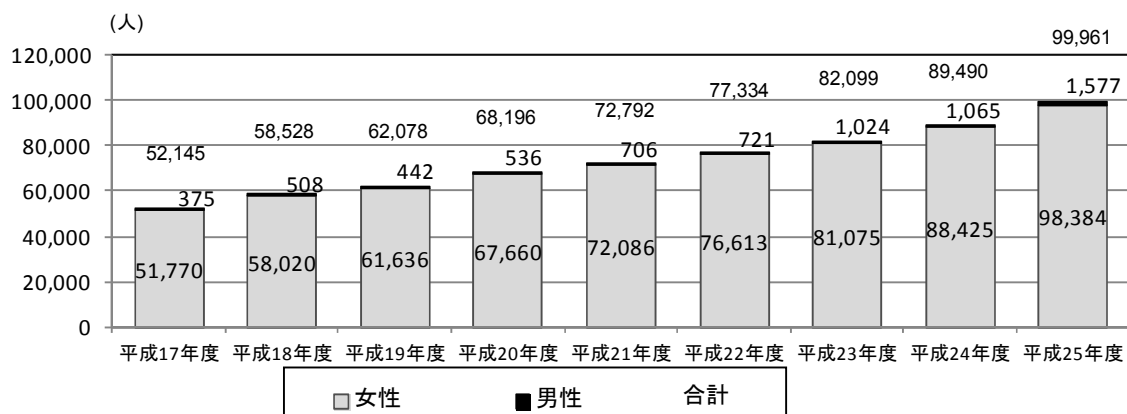
同じく「配偶者からの被害経験」についてみると、『被害経験がある』（「何度もあった」＋「１、２度あった」）と回答した人の割合が女性で 32.9%、男性で 18.3%となっています。女性の方が被害経験は高くなっています。

◆【一宮市】ＤＶ相談件数の推移（子育て支援課）

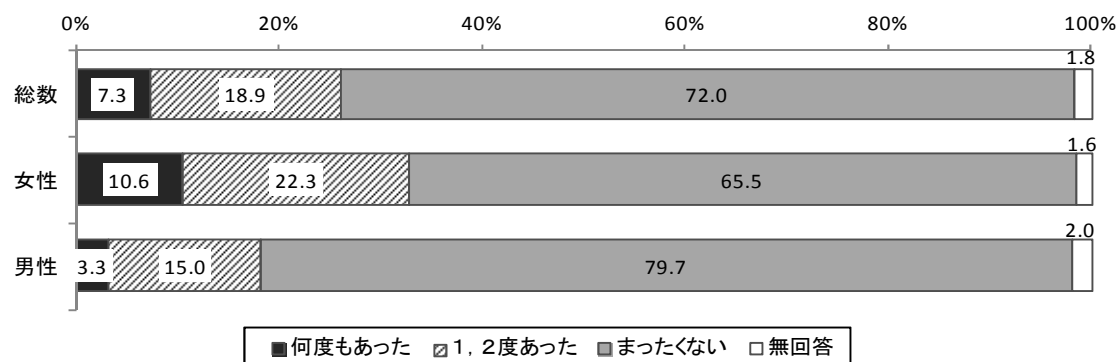


◆【全国調査】ＤＶ相談件数の推移

（内閣府「配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数等の結果について」）



◆【全国調査】配偶者からの被害経験（内閣府「男女間における暴力に関する調査」平成 24 年 4 月）

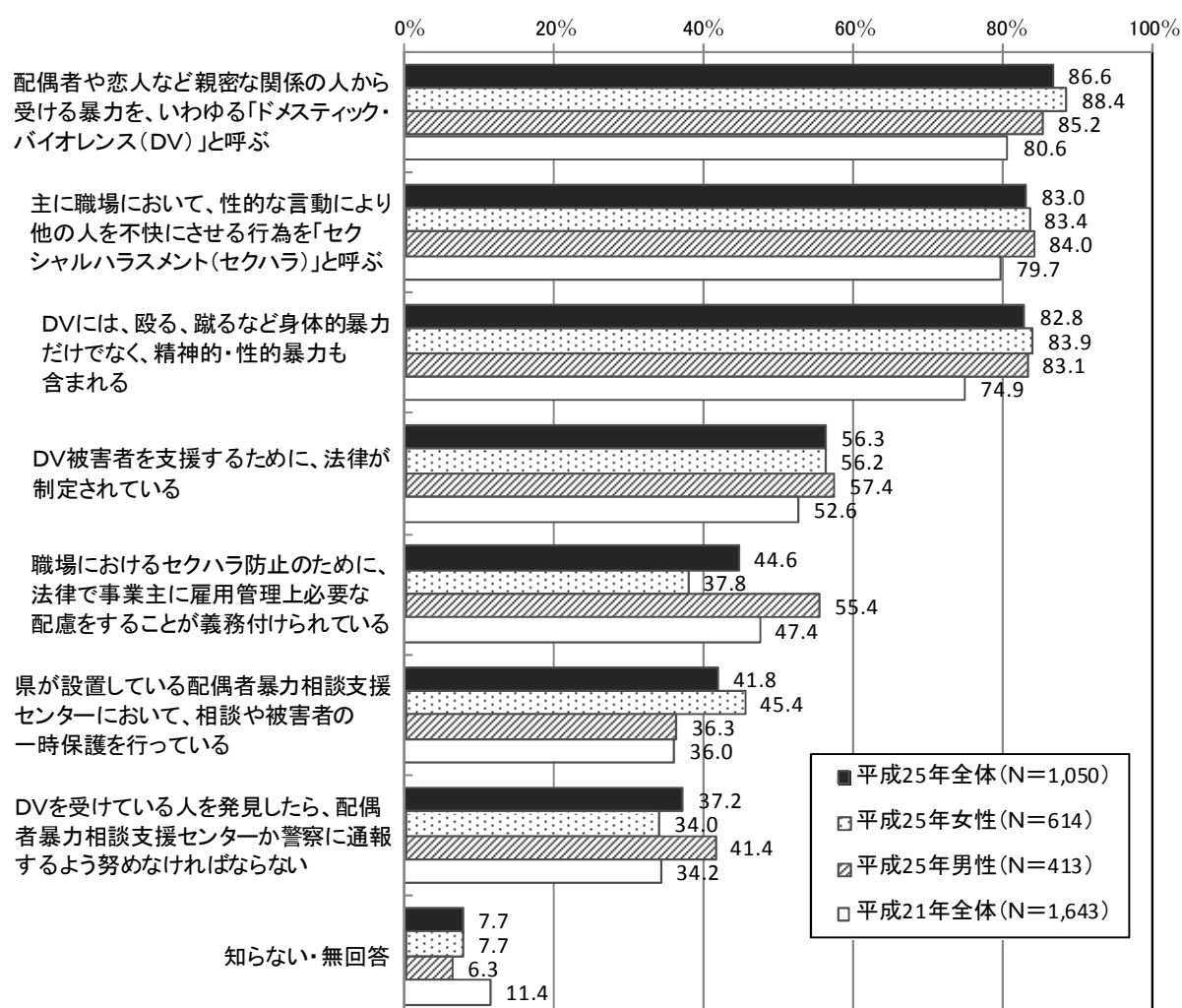


②DVなどに関する認知度について

「DVなどに関する認知度」についてみると、平成21年調査と比べてほとんどの項目で増加しています。男女による差異もみられません。

「配偶者や恋人など親密な関係の人から受ける暴力を、いわゆる「ドメスティック・バイオレンス（DV）」と呼ぶ」「主に職場において、性的な言動により他の人を不快にさせる行為を「セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）」と呼ぶ」「DVには、殴る、蹴るなど身体的暴力だけでなく、精神的・性的暴力も含まれる」の項目については、80%を超えて認知されています。

◆DVなどに関する認知度（一宮市「男女共同参画意識に関する調査報告書」平成25年11月）

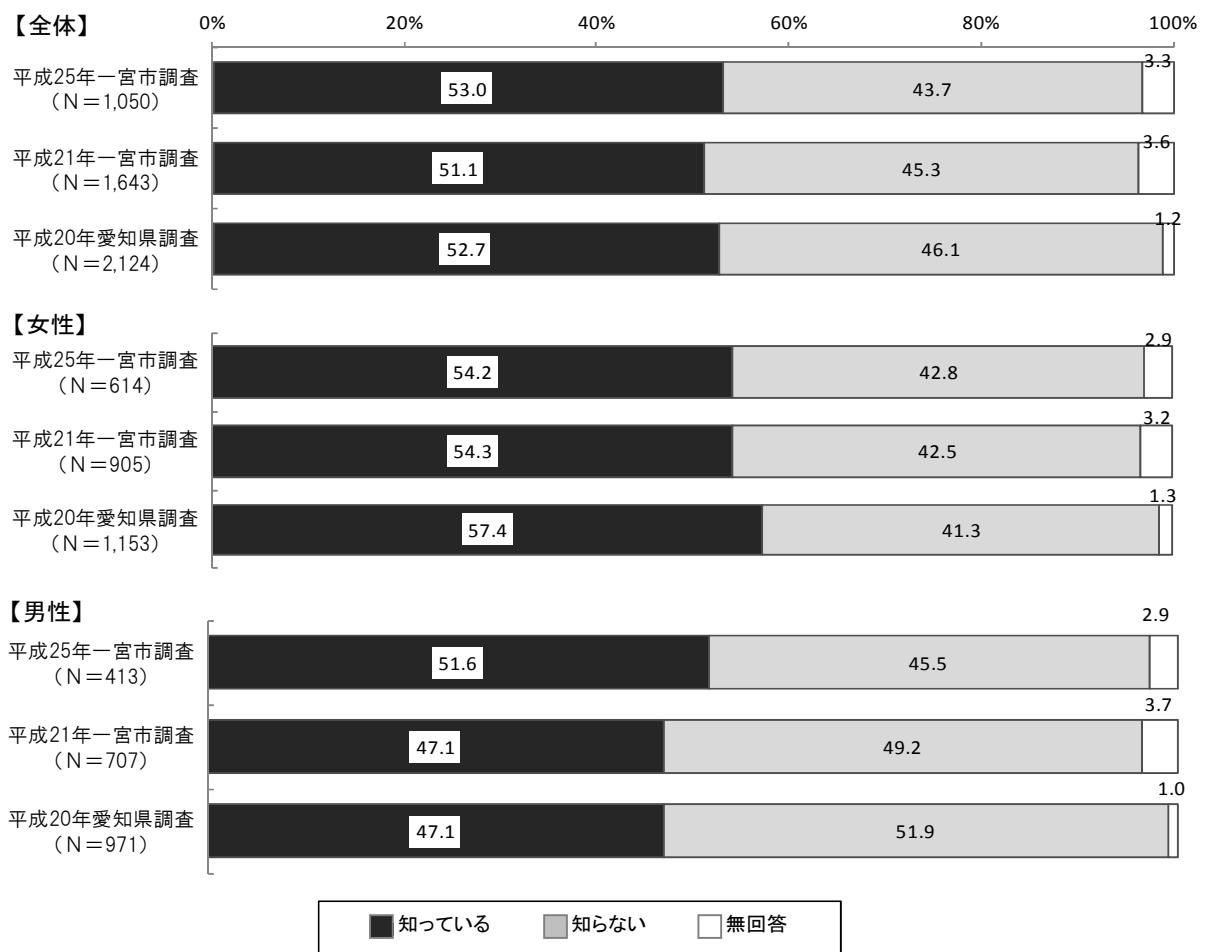


③DVの相談窓口について

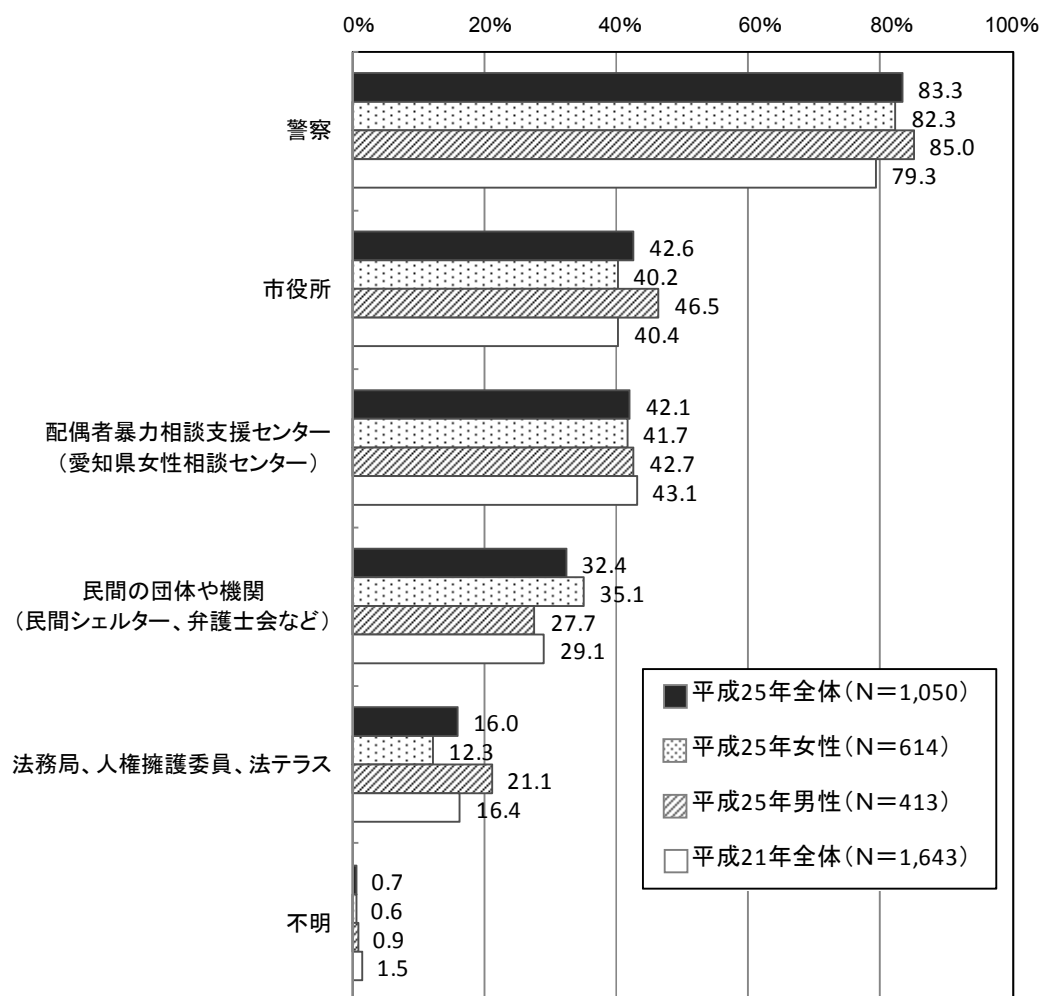
一宮市調査の「DVに関する相談窓口の認知度」についてみると、「知っている」と回答した人の割合は 53.0%で平成 21 年調査より増加しています。「知らない」と回答した人の割合は 43.7%となっています。

性別にみると、男性よりも女性の方が「知っている」と回答した人の割合が高くなっています。『知っている窓口』については、男女ともに「警察」と回答した人の割合が最も高くなっています。

◆DVに関する相談窓口の認知度（一宮市「男女共同参画意識に関する調査報告書」平成 25 年 11 月）



◆知っている窓口（一宮市「男女共同参画意識に関する調査報告書」平成 25 年 11 月）



ポイント

○DVに関する相談件数は増加しています。

○DVやセクハラに関する基礎的な知識は、ある程度市民に浸透してきています。

○DVに関する相談窓口については「知っている」と「知らない」がほぼ二分されており、より一層周知が必要となっています。

第4章

中間評価と今後の推進に向けて



1. 中間評価と市民アンケート（男女共同参画意識に関する調査）

（１）中間評価の目的

第２次一宮市男女共同参画計画の中間評価は、策定時に設定された６つの基本目標について、達成状況や取組状況を評価します。

この計画では、目標の進み具合を表す「成果指標」を設定しています。指標の達成状況や傾向を評価するとともに、社会情勢や市民意識の変化など新たな課題を整理し明らかにすることで、今後の計画の推進に生かすことを目的としています。

（２）中間評価結果

①成果指標の評価

成果指標については、６分野２０指標について、目標数値に対する達成状況等により以下の基準により判定、評価を行いました。

評価の分類

評 価	評 価 基 準
◎ 達 成	現状値（H26）がH30 目標値を達成している。
○ 順 調	H26（中間年）目標値を超えたことがある。あるいは、H26（中間年）目標値を超えてはいないが、H26（中間年）目標値にほぼ近い。
△ 横ばい	現状値が横ばいとなっている。
× 悪 化	現状値が悪化している。
－ その他	事業が終了・廃止等となった。

②評価結果

「第２次一宮市男女共同参画計画」の６つの基本目標における２０指標のうち、事業の廃止により１つの指標が廃止となりました。残る１９指標を中間評価したところ、「◎達成」は２指標となり、全体の１０.５%でした。また、「○順調」は７指標、全体の３６.８%となり、「◎達成」を含めた指標は９指標となり、全体の約半数でした。

一方、「△横ばい」は７指標、全体の３６.８%となり、「×悪化」となったのは、３指標で全体の１５.８%でした。

※各成果指標の達成状況については、資料編 資料１「一宮市男女共同参画計画成果指標達成状況」（p.98～101）参照

（３）市民アンケート結果

今回の中間見直しにあたり、市民の皆さんの意識や実態を把握するため、市民アンケートを行いました。

この市民アンケートの結果は、平成 21 年に行った市民アンケートの調査結果と比較し、今後の施策を検討するうえでの基礎資料となります。

調査結果

○男女の地位の平等感

家庭生活・職場など8つの分野での平等感を尋ねたところ「学校教育の場」を除いた全ての分野で「男性の方が優遇されている」と回答した割合が高くなりました。また、「男性の方が優遇されている」と回答した割合は、男性よりも女性の方が高くなりました。平成 21 年の調査と同様に、依然として男性優遇の意識が強い結果となっています。

○家庭での男女の役割

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方には、全体で 48.7%が賛成、37.8%が反対と回答しました。平成 21 年の調査（賛成 52.3%、反対 35.9%）と比べて、賛成は減少し反対が増加しているものの、依然として性別による役割分担の意識が根強く残っていることがわかりました。

○女性の社会進出

女性が職業を持つことに、少しずつ意識の変化がみられました。平成 21 年の調査と比べ「ずっと職業をもち続けるほうがよい」と回答した割合が 5.5 ポイント増えました。また、方針決定の過程に女性の参画が進まない理由として、男性優位な組織運営や職場における性別による役割分担などが挙げられます。女性が社会で活躍するには、意識改革や働きやすい環境整備、再就職支援などが必要です。

○ドメスティック・バイオレンス

ドメスティック・バイオレンス（DV）の結果も、平成 21 年の調査とほぼ同様になりました。言葉の認知度は高いものの、若い世代では、「相談窓口を知らない」と回答した割合が 43.7%という結果でした。さらに理解を深め、安心して相談できるように、DVに対する相談窓口について広く周知するとともに、啓発活動に取り組むことが課題といえます。

○男女共同参画社会

男女共同参画社会を推進していくために、行政に期待する役割を尋ねると、「子育てや介護等でいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する（57.9%）」「子育てや介護中であっても仕事が続けられるように支援する（52.5%）」で、平成 21 年の調査とほぼ同様の結果でした。子育てや介護をしながら働いている方は、仕事と家庭生活が両立できる支援を行政に望んでおり、こうした取組を進めていく必要があります。

2. 今後の推進に向けて

男女共同参画社会の実現は、市はもちろん、個人や家庭、町内会を始めとする地域、民間の企業や団体、学校などが、それぞれの役割を認識し、責任を果たしながら、相互に協力して主体的に男女共同参画に寄与していくことが求められており、相互に連携し、具体的な目標に向けて、各々が積極的に取り組んでいくことが大切です。

（１）中間評価結果から

横ばい・悪化している成果指標について、改善に努める必要があります。

特に、「地域や家庭における男女共同参画の推進」に関して、個人個人の価値観や固定的な考え方によるところが大きいいため、男女共同参画の理解と関心を高める啓発活動の充実が必要です。

また、「就業の場における男女共同参画の環境づくり」に関して、育児・介護休業法の改正などにより、より働きやすい職場環境の取組が進められていますが、男女差なく働けると感じる人の割合が停滞していることから、ワーク・ライフ・バランスを推進するための環境づくりや事業所などを対象とした就業の場での意識啓発の充実が必要です。

今回の中間見直しでは、固定的な性別役割分担意識の是正と就業の場での意識啓発を高めるため、新規に「男女共同参画に関する作品募集」事業、「男女共同参画推進事業所の表彰」事業を盛り込みました。

（２）市民アンケート結果から

「家庭での男女の役割」に関して、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方には、依然として性別による役割分担意識が根強く残っていることがわかりました。固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく誰もが自分らしく生きることができるよう男女共同参画の意識啓発を推進する必要があります。

また、「女性の社会進出」に関して、方針決定の過程に女性の参画が進んでいない理由として、男性優位な組織運営や職場における性別による役割分担などが挙げられます。女性が社会で活躍するには、意識改革や働きやすい環境整備、再就職支援などが必要です。

今回の中間見直しでは、意識改革のために、「男女共同参画推進事業所の表彰」事業を盛り込みました。また、女性の再就職支援のために、「男女共同参画講座」の充実を図ります。

（３）推進体制

①庁内推進体制の充実

男女共同参画を進める上で行政の果たす役割は大きく、その取組内容は幅広い分野にまたがっているため、すべての職員が男女共同参画社会の形成をめざすという共通認識を持つことが大切です。

全庁的に男女共同参画の視点を浸透させるとともに、企画政策課を中心とした庁内関係部局の連携強化を図り、「一宮市男女共同参画推進会議」における調査・研究を積極的に行います。

②市民・企業等との連携

市は、市民・企業等と連携して、男女共同参画社会の実現を図ります。具体的には、課題解決に向けた情報共有に努めながら、市民参画や協働により、施策を推進します。

また、市民や団体、企業の間で連携を図れるような体制も整えます。

③関係機関等との連携の強化について

○国

現在、国では、持続的な日本の経済成長につなげるための「成長戦略」の中から、女性の活躍を成長戦略の中核に位置づけており、すべての女性が生き方に自信と誇りを持ち、輝けるような国づくりをめざしています。

○県

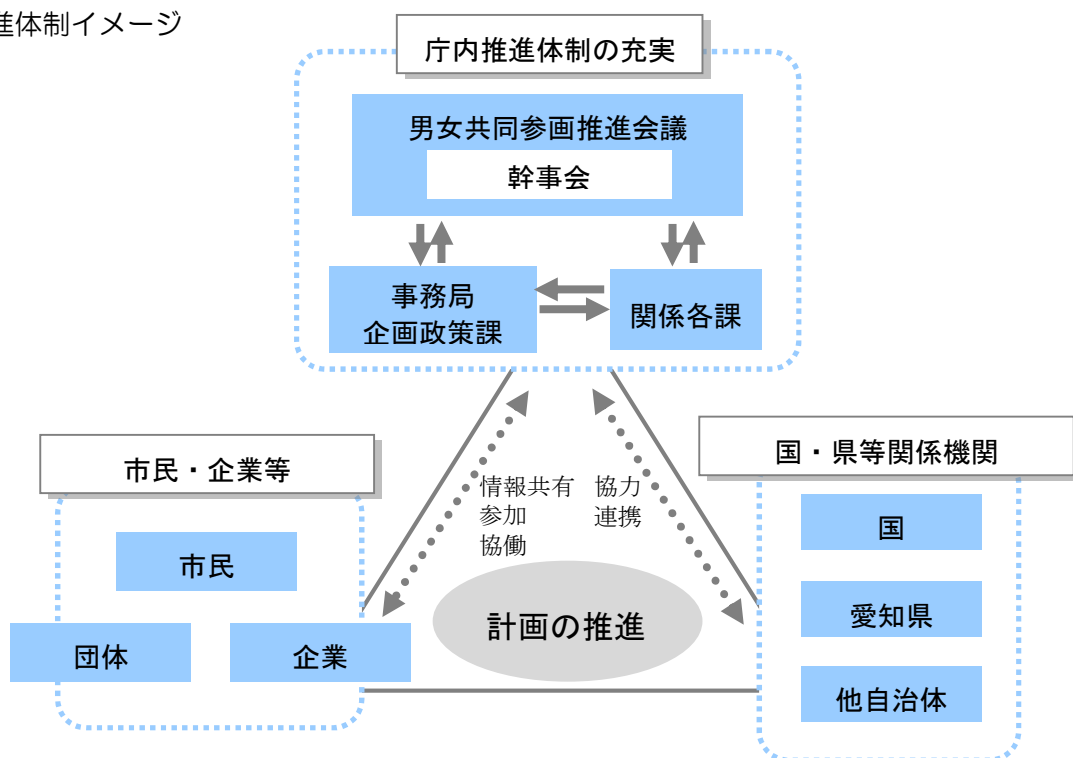
愛知県では、「女性が元気に働き続けられる愛知」の実現をめざして、「あいち女性の活躍促進プロジェクトチーム」を平成25年9月に設置し、働く場における女性の「定着」（就労の継続）と「活躍」の場の拡大に向けて、必要な施策の検討を行っています。

○市関係課

平成24年8月に、子ども・子育て関連3法が成立しました。この3法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：平成27年度から31年度）は、地域のニーズに応じた子ども・子育ての充実を計画的に図るための計画であり、現在、一宮市でも関係各課にて計画の策定に取り組んでおり、平成27年度からはこの計画に基づいた事業に取り組んでいくこととなります。

本計画の推進にあたっては、国、県や他の自治体、市関係各課等との連携を強化することが重要です。

■推進体制イメージ



3. 進捗管理

(1) 指標の設定

本計画においては、目標の進み具合を表す「成果指標」と事業の実績等を的確に表す「活動指標」の2種類の指標を設定します。指標を毎年把握することにより、どれだけの効果が得られたのか、客観的にわかりやすくなり、事業計画の見直し等に反映することが可能になります。

- 成果指標・・・基本目標ごとに設定し、事業を行うことによって、どのような成果が導かれると期待できるかを表す指標。
- 活動指標・・・事業ごとに設定し、どのようなことをどれだけ実施したのかを表す指標。

成果指標は、計画に掲載するとともに、毎年、数値を把握し、評価・公表します。また、活動指標については、本計画とは別に、毎年、進捗状況を取りまとめた段階で明らかにします。

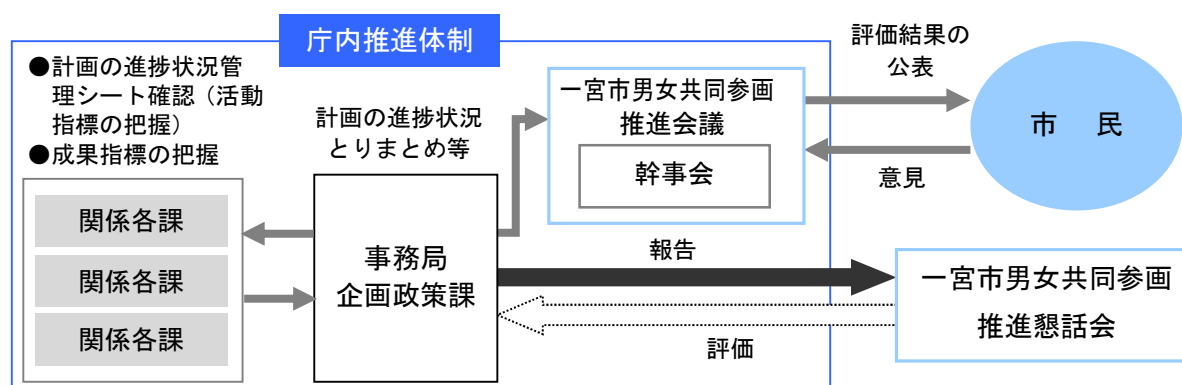
(2) 進捗管理方法

計画に掲げた個々の事業の実施状況を毎年、把握・点検・評価することにより、計画全体の進捗状況を明らかにし、計画の実現に努めます。

具体的な進捗管理の流れは、以下のとおりです。

- 関係各課において、「計画の進捗状況管理シート」による確認（活動指標の把握）
- 成果指標の把握
- 計画の進捗状況を取りまとめたもの（推進計画・実績報告）を男女共同参画推進懇話会にて報告・検討・評価
- 男女共同参画推進会議を経て、各課へ評価結果をフィードバックするとともに、市民へ公表

■進捗状況管理イメージ



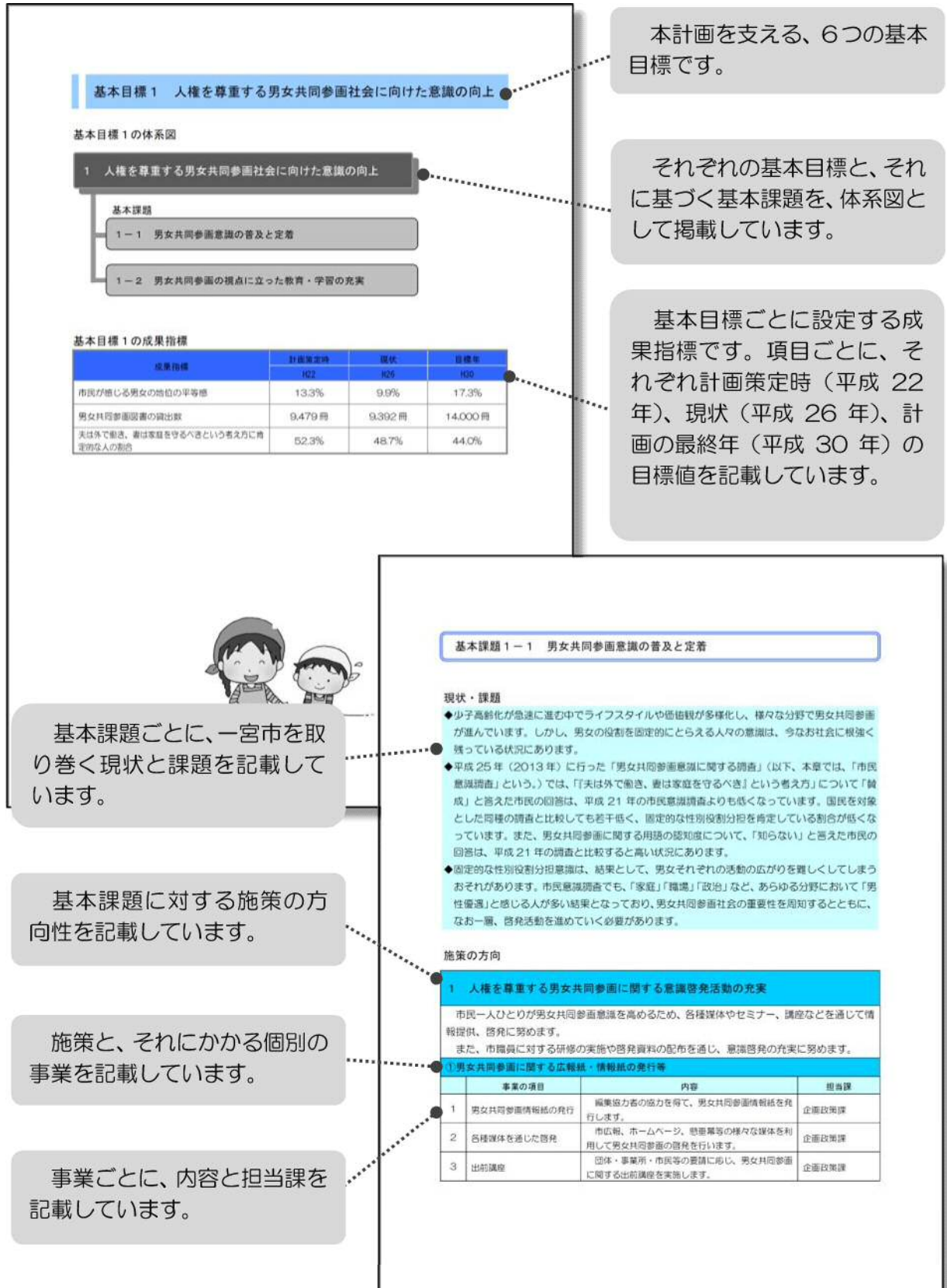
第5章

計画の内容



計画の内容の見方

第5章は、以下のような構成で掲載しています。



基本目標 1 人権を尊重する男女共同参画社会に向けた意識の向上

(女性活躍推進法に基づく推進計画関係)

基本目標 1 の体系図

1 人権を尊重する男女共同参画社会に向けた意識の向上

基本課題

1-1 男女共同参画意識の普及と定着

1-2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

基本目標 1 の成果指標

成果指標	計画策定時	現状	目標年
	H22	H26	H30
市民が感じる男女の地位の平等感	13.3%	9.9%	17.3%
男女共同参画図書の貸出数	9,479 冊	9,392 冊	14,000 冊
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に肯定的な人の割合	52.3%	48.7%	44.0%



基本課題 1－1 男女共同参画意識の普及と定着

現状・課題

- ◆少子高齢化が急速に進む中でライフスタイルや価値観が多様化し、様々な分野で男女共同参画が進んでいます。しかし、男女の役割を固定的にとらえる人々の意識は、今なお社会に根強く残っている状況にあります。
- ◆平成 25 年（2013 年）に行った「男女共同参画意識に関する調査」（以下、本章では、「市民意識調査」という。）では、『夫は外で働き、妻は家庭を守るべき』という考え方について「賛成」と答えた市民の割合は、平成 21 年の市民意識調査よりも低くなっています。国民を対象とした同種の調査と比較しても若干低い状況ですが、20 歳代の男女では、就職難や仕事と育児の両立が難しい環境にあることなどから、固定的な性別役割分担意識を肯定している割合が増加しています。また、男女共同参画に関する用語の認知度について、「知らない」と答えた市民の割合は、平成 21 年の調査と比較すると高い状況にあります。
- ◆固定的な性別役割分担意識は、結果として、男女それぞれの活動の広がりを難しくしてしまうおそれがあります。市民意識調査でも、「家庭」「職場」「政治」など、ほとんどの分野において「男性優遇」と感じる人が多い結果となっており、男女共同参画社会の重要性を周知するとともに、なお一層、啓発活動を進めていく必要があります。

施策の方向

1 人権を尊重する男女共同参画に関する意識啓発活動の充実

市民一人ひとりが男女共同参画意識を高めるため、各種媒体やセミナー、講座などを通じて情報提供、啓発に努めます。

また、市職員に対する研修の実施や啓発資料の配布を通じ、意識啓発の充実に努めます。

①男女共同参画に関する広報紙・情報紙の発行等

	事業の項目	内容	担当課
1	男女共同参画情報紙の発行	編集協力者の協力を得て、男女共同参画情報紙を発行します。	企画政策課
2	各種媒体を通じた啓発	市広報、ホームページ、懸垂幕等の様々な媒体を利用して男女共同参画の啓発を行います。	企画政策課
3	出前講座	団体・事業所・市民等の要請に応じ、男女共同参画に関する出前講座を実施します。	企画政策課

②男女共同参画に関するイベント等の実施

	事業の項目	内容	担当課
1	男女共同参画に関するイベント等	男女共同参画に関するセミナーやワークショップなどのイベントを開催します。	企画政策課
2	男女共同参画に関する作品募集	作品募集を通して、男女共同参画についての理解と関心を深める啓発を行います。	企画政策課

③市職員に対する啓発・研修

	事業の項目	内容	担当課
1	啓発ツールの作成、配付	職員向け男女共同参画ガイドラインを作成し、新入職員研修で配付します。 また、全課に対し、年度初めに送付し、周知します。	企画政策課
2	男女共同参画に関する職員研修の充実	男女共同参画について職員の意識浸透と理解のための研修を充実させます。	企画政策課 人事課

2 男女共同参画に関する市民意識と現状の把握

市民が男女共同参画に関する情報を入手し、自ら学習することができるよう、男女共同参画に関する情報の収集・提供体制の充実に努めます。

また、アンケート調査の実施や資料等の収集などを行い、ホームページなどでの情報提供に努めます。

①定期的な市民意識の把握

	事業の項目	内容	担当課
1	男女共同参画意識に関するアンケート調査	市民の男女共同参画意識や実情を把握するため、市政アンケート等を利用した意識調査を実施します。	企画政策課

②男女共同参画に関する統計情報の整備

	事業の項目	内容	担当課
1	統計情報整備	国、県等関連機関が収集した統計データ及び一宮市の男女共同参画に関する統計情報を整備します。	企画政策課

③男女共同参画に関する資料の収集と提供

	事業の項目	内容	担当課
1	資料の収集と提供	男女共同参画に関する資料の収集を行い、市民の要望に応じて提供します。	企画政策課

基本課題 1－2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

現状・課題

- ◆市民意識調査では、学校教育の場において市民の55.6%が「平等である」と回答しており、家庭生活や職場、社会全体など、他の分野に比べて教育分野での平等感が高くなっています。
- ◆男女共同参画の認知度は低く、市民にあまり認識されていない状況です。男女共同参画社会を実現するためには、一人ひとりが男女共同参画について正しい知識を持つとともに、子どもの頃から男女共同参画への理解や必要性を認識する必要があります。
- ◆子どもたちの周囲にいる保護者や教職員などの意識は、子どもたちに無意識のうちに影響を与えています。将来社会を担う子どもたちが、成長する過程において性別にかかわらずそれぞれの豊かな人間性を育むことができるよう、ジェンダーの視点*に立った環境の改善や、保護者や教職員などへの男女共同参画の意識啓発を積極的に進めていくことが必要です。
- ◆男女平等教育は、性別にとらわれず一人ひとりの能力を発揮し、社会の幅広い分野で生涯を通じて学習の機会が確保されるよう、男女共同参画の意識の浸透をめざすことが重要です。

施策の方向

1 学校教育における男女共同参画の推進

学校において、男女共同参画意識の視点を持った体制づくり、指導に努めます。

また、年齢に応じた健康教育や性教育を、関係機関と連携しながら推進するとともに、赤ちゃんふれあい体験など乳児とのふれあいなどの体験等を通じ、子育て観の形成を図ります。

①男女共同参画意識の定着

	事業の項目	内容	担当課
1	名簿作成上の配慮	名簿作成上で男子名簿が優先されないよう配慮します。	学校教育課
2	教員に対する男女共同参画意識の向上	校長会議等において、教職員が男女共同参画について理解を深めるための指導や研修を行います。	学校教育課
3	学校図書室における男女共同参画関係図書の収集	男女平等を含め、人権についての児童生徒向け図書の収集を進めます。	学校教育課

②キャリア教育の推進

	事業の項目	内容	担当課
1	キャリア教育の推進	地域の事業所での職場体験等を通して、男女の区別なく、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくことができるよう、健全な職業観、勤労観を育成します。	学校教育課

* ジェンダーの視点

「社会的性別」（ジェンダー）が性差別、性別による固定的役割分担、偏見等につながっている場合もあり、これらが社会的に作られたものであることを意識していこうとする視点。

③子育て観の形成			
	事業の項目	内容	担当課
1	中学生保育園訪問	中学校の生徒を対象に、家庭科の時間を利用した体験学習として、保育園訪問を実施します。	学校教育課
2	保育体験教室	一日保育士として、保育所の生活を体験します。	子育て支援課
3	赤ちゃんふれあい体験	中学生以上を対象に、0歳児やその母親とふれあう機会を提供します。	子育て支援課
④年齢に応じた健康教育・性教育の推進			
	事業の項目	内容	担当課
1	社会の状況と発達段階に応じた効果的な性教育の充実	人間尊重、男女平等の精神に基づき、自己の性の正しい理解や自他の生命の大切さの理解について、性教育を充実させます。	学校教育課
⑤男女共同参画の視点を持った道德教育の推進			
	事業の項目	内容	担当課
1	副読本等の活用	道德の時間に副読本等を活用して、男女の協力についての指導を行います。	学校教育課

2 多様な生涯学習の機会の提供			
性別役割分担意識にとらわれず、より充実した生活を送れるよう、女性の能力向上や男女共同参画の理解を深める講座などを実施します。 また、男女共同参画に関する図書・資料コーナーを設置し、関係機関との情報交換など連携を図りながら、多様な学習の機会の提供を行います。			
①男女共同参画に関する講座等の開催			
	事業の項目	内容	担当課
1	男女共同参画講座	男女共同参画に関する講座を実施します。	企画政策課
2	女性講座	女性の社会参画を促し、その学習意欲に応えるための女性講座を開催します。	生涯学習課
②誰もが学習しやすい環境づくり			
	事業の項目	内容	担当課
1	各種講座での託児	講座受講する際に、託児を実施し、受講を支援します。	働く婦人の家
2	各種講座・行事での託児	赤ちゃんセミナー、幼児期家庭教育セミナー、女性講座、市民大学公開講座にて託児を実施します。	生涯学習課

③男女共同参画に関する図書の充実

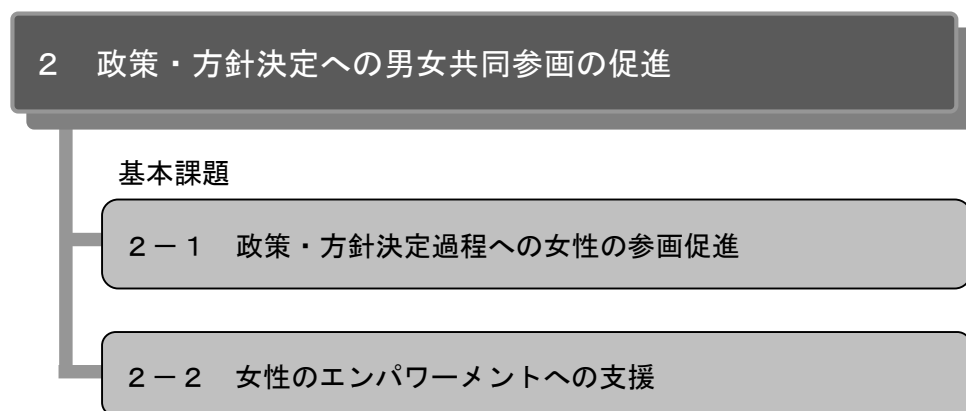
	事業の項目	内容	担当課
1	男女共同参画に関する図書・資料コーナーの設置	図書コーナーに男女共同参画に関する図書・資料を集めた、男女共同参画コーナーを設置します。	働く婦人の家
2	男女共同参画に関する図書の貸出しと資料の提供配布	男女共同参画に関する図書を整備し、貸出しを行います。また、関係機関から送付された資料等の配布を行います。	図書館事務局



基本目標 2 政策・方針決定への男女共同参画の促進

(女性活躍推進法に基づく推進計画関係)

基本目標 2 の体系図



基本目標 2 の成果指標

成果指標	計画策定時	現状	目標年
	H22	H26	H30
審議会等委員への女性登用率	29.2%	30.8%	35.0%
市職員における女性管理職の割合	11.8%	13.5%	20.0%
公立小中学校の教員における女性管理職の割合	12.1%	14.5%	17.0%
町会長の女性比率	5.6%	5.6%	9.6%
男女共同参画人材育成セミナー修了生の人数	11 人	15 人	19 人

基本課題 2 - 1 政策・方針決定過程への女性の参画促進

現状・課題

- ◆市では、この計画の中で、市の平成 30 年（2018 年）の審議会等における女性委員比率を 35%にすることを目標に取り組を進めてきました。平成 26 年は 30.8%にとどまり、女性の参画・登用は進んでいない状況であります。
- ◆市職員や教職員における管理職への女性の登用については、積極的に登用する動きはあるものの、全職員の男女比等に比べれば、まだ大きな開きがあります。
- ◆市や民間企業、団体、地域活動などへの女性の参画の拡大を図ることで、様々な分野の施策に多様な価値観と発想を取り入れることができます。女性の意見を生かすことができる環境づくりに向け、市はもちろん、事業所や団体等への女性の参画・登用を働きかけていく必要があります。

施策の方向

1 政策の各分野における男女の視点の確保

政策・方針決定過程にさらなる女性の参画が図られるよう、審議会等委員や市の管理職へ女性を積極的に登用します。

①審議会等委員への女性の積極的登用

	事業の項目	内容	担当課
1	女性登用の促進	女性登用状況調査を行った結果を公表し、幹部会構成員で組織された推進会議等で、関係各課へ女性登用の働きかけを行います。	企画政策課
2	女性のいない審議会等の解消の促進	女性登用状況調査を行った結果を公表し、幹部会構成員で組織された推進会議等で、関係各課へ女性のいない審議会等の解消促進の働きかけを行います。	企画政策課
3	市民参加人材名簿の作成、情報提供	各課が審議会等委員の選定を行う際に活用できるよう、審議会・市民会議・ワークショップ等に参加している女性の情報を市民参加人材名簿としてとりまとめます。	企画政策課

②管理職への女性の積極的登用

	事業の項目	内容	担当課
1	女性職員の管理職への登用促進	男女の区別なく個人の能力を評価し、昇格時に反映させます。	人事課
2	女性教員の管理職への登用促進	男女の区別なく能力を十分学校教育活動に反映できるよう、管理職登用を進めます。	学校教育課

2 団体、事業所等における女性の参画促進

出前講座の実施や市広報、ホームページなどの各種媒体を通じ、団体や事業所へ男女共同参画に関する啓発を行うとともに、ポジティブ・アクション*を推進します。

①団体、事業所、地域活動などの役員への女性登用促進

	事業の項目	内容	担当課
1	各種媒体を通じた啓発	市広報、ホームページ、懸垂幕等の様々な媒体を利用して男女共同参画の啓発を行います。	企画政策課
2	出前講座	団体・事業所・市民等の要請に応じ、男女共同参画に関する出前講座を実施します。	企画政策課

②ポジティブ・アクションの推進

	事業の項目	内容	担当課
1	公共調達における男女共同参画に関する評価項目の導入	入札の際、総合的に評価して落札者を決定する「一宮市建設工事総合評価落札方式」において、社会貢献度の評価項目として「男女共同参画社会実現への貢献制度導入の有無」を設定します。	契約課
2	周知ポスターの掲示	6月の男女雇用機会均等月間にポジティブ・アクションの趣旨・内容理解を深めるためのポスターを掲示します。	経済振興課

* ポジティブ・アクション

個々の企業において、固定的な性別による役割分担意識や過去の経緯から、営業職に女性はほとんど配置されていない、課長以上の管理職は男性が大半を占めている等の差が男女労働者の間に生じているとき、それを解消しようと、企業が行う自主的かつ積極的な取組のことです。

基本課題 2-2 女性のエンパワーメントへの支援

現状・課題

- ◆市民意識調査では、「社会のさまざまな分野において、企画や方針決定過程に女性の参画が進んでいない理由」について、「男性優位な組織運営」と回答している割合が、平成21年の同調査よりも高くなっています。また、男女別の割合では女性が53.9%、男性が54.5%となっており、男女共通の認識となっています。
- ◆国において、指導的地位に占める女性割合を平成32年（2020年）までに30%をめざしています。
- ◆今後も、様々な分野に多様な価値観と発想が取り入れられるよう、政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するとともに、女性の人材の育成・活用を進める必要があります。

施策の方向

1 女性の人材育成

講座の開催や県の男女共同参画セミナーへの派遣など、女性の能力開発を推進します。

①女性の能力開発のための情報・学習機会の提供

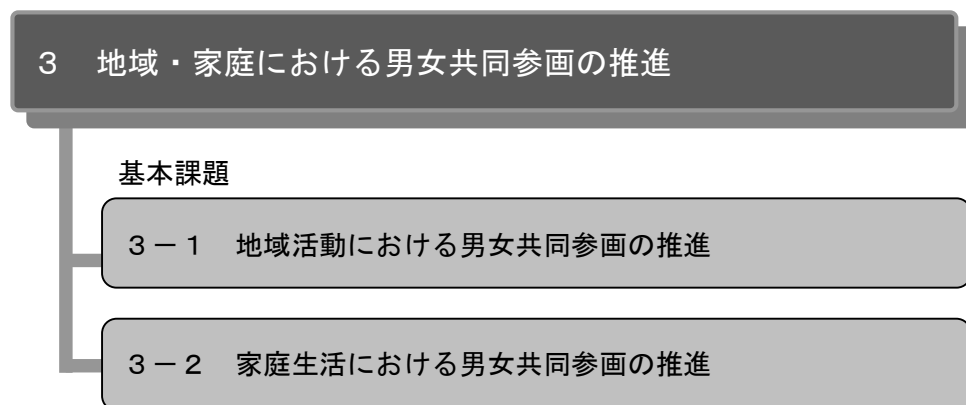
	事業の項目	内容	担当課
1	男女共同参画人材育成セミナーへの派遣	愛知県男女共同参画人材育成セミナーへ市民を派遣します。	企画政策課
2	女性の能力開発のための講座	語学やプレゼンテーションなど能力開発のための講座を開設します。	働く婦人の家
3	個人及び自主グループの学習の場の提供	個人やグループを対象に、学習の場を提供します。	働く婦人の家
4	女性講座	女性の社会参画を促し、その学習意欲に応えるための女性講座を開催します。	生涯学習課
5	男女共同参画人材育成セミナー修了生の活用	愛知県男女共同参画人材育成セミナー修了生を対象に、人材育成セミナーで養った知識等を生かす場を提供します。	企画政策課

2 女性団体への支援			
女性グループ、サークルづくりの意識啓発や、活動への助言・指導に努めます。			
①女性グループ・サークルづくりのための啓発活動の推進			
	事業の項目	内容	担当課
1	女性グループ・サークルづくりの啓発	女性を中心としたグループ・サークルづくりを通して意識啓発を行います。	生涯学習課
②活動に対する助言、指導、支援			
	事業の項目	内容	担当課
1	子育てサークル交流会・講習会	地域の子育てサークル間の交流や情報交換を行う機会を提供します。	子育て支援課
2	地域活動組織への補助金の交付	母親クラブなどの地域活動組織の活動に対して補助金を交付します。	子育て支援課
3	婦人消防クラブに関する活動支援	一宮市総合防災訓練参加、愛知県消防学校指導者科1日入校等を行います。	予防課
4	女性リーダー研修会	女性リーダー研修会を開催します。	生涯学習課
5	女性団体への補助金の交付	女性団体への活動に対して補助金を交付します。	生涯学習課
③女性のネットワークづくりの推進			
	事業の項目	内容	担当課
1	女性団体の活動紹介	男女共同参画情報紙等で、各種女性団体の活動を紹介します。	企画政策課
2	働く婦人の家を利用する女性グループの活動紹介	働く婦人の家に、同施設を利用する女性グループの活動を掲示して紹介します。	働く婦人の家
3	一宮市地域女性団体連絡会	地域女性団体連絡会を通じて、女性のネットワークづくりを推進します。	生涯学習課

基本目標 3 地域・家庭における男女共同参画の推進

(女性活躍推進法に基づく推進計画関係)

基本目標 3 の体系図



基本目標 3 の成果指標

成果指標	計画策定時	現状	目標年
	H22	H26	H30
地域活動への参加経験者の割合	43.1%	45.4%	48.5%
性別や立場に関係なく、家庭・地域で自由に意見交換ができると思う人の割合	32.4%	30.5%	42.0%

基本課題 3 - 1 地域活動における男女共同参画の推進

現状・課題

- ◆地域活動においては、女性、男性双方の力が必要不可欠ですが、依然として固定的性別役割分担意識が根強く残っています。
- ◆市民意識調査では、「地域活動の場での男女の平等感」について、『男性優遇』が 40.7%となっており、平成 21 年の同調査結果よりも高くなっています。また、国民を対象とした同種の調査結果を上回っています。
- ◆家庭、職場、地域のバランスがとれた生活は、仕事を中心とした生活よりもさらに心豊かなものになります。また、定年退職後も生きがいを持って有意義な生活を送るためには、家族との関係や地域での生活が重要な要素となります。
- ◆男女が共生し、個性や能力を十分に発揮できる社会を実現するためには、地域活動やボランティア、NPO活動等においても男女がともに協力し合うとともに、性別にかかわらず、一人ひとりの能力を十分に生かすことが求められています。

施策の方向

1 地域における男女共同参画の意識啓発

男女が積極的に地域活動を進め、地域についての問題意識を持つことができるよう、慣習等の見直しを働きかけるとともに、女性リーダーの育成を推進します。

①地域における慣習等の見直し

	事業の項目	内容	担当課
1	男女共同参画情報紙の発行	編集協力者の協力を得て、男女共同参画情報紙を発行します。	企画政策課
2	各種媒体を通じた啓発	市広報、ホームページ、懸垂幕等の様々な媒体を利用して男女共同参画の啓発を行います。	企画政策課
3	出前講座	団体・事業所・市民等の要請に応じ、男女共同参画に関する出前講座を実施します。	企画政策課

②女性リーダーの育成

	事業の項目	内容	担当課
1	女性リーダー研修会	女性リーダー研修会を開催します。	生涯学習課

2 地域における男女共同参画に向けた支援

ボランティアに対する講座の実施や諸団体との連携を図るとともに、人材の育成や補助金の交付等を実施するなど、活動団体への支援を促進します。

また、活動の中に、男女共同参画の視点を持って取り組めるよう働きかけます。

①地域における活動団体への支援

	事業の項目	内容	担当課
1	「一宮市市民活動情報サイト」の運営	男女共同参画にかかわる活動を含む市民活動にかかる情報収集、情報交流の場を提供するためサイトを運営します。	地域ふれあい課
2	市民活動支援センターの運営	市民活動に参加している市民の活動拠点となる支援センターを運営します。	地域ふれあい課
3	市民活動団体への支援金交付	18 歳以上の市民に選択投票権を付与し、その結果に応じて市民活動団体に支援金を交付します。	地域ふれあい課
4	市民活動相談	男女共同参画にかかわる活動を含む市民活動についての各種相談に対して、市民活動の実務に精通したアドバイザーが対応します。	地域ふれあい課
5	市民向けNPO講座	地域の課題を自ら主体的に解決しようと考え、実践しようとする地域のキーパーソンの発掘・育成を目的とした講座を開催します。	地域ふれあい課
6	ボランティア活動事業への補助金交付	社会福祉協議会が実施しているボランティア活動事業に補助金を交付し、事業の支援を行います。	福祉課
7	ボランティアを養成するための講習会	子育て支援センター事業に協力する子育て すけっとバンク登録者を養成する講習会を開催します。	子育て支援課
8	ボランティア諸団体への支援	諸団体との連携を図りながら、ボランティア諸団体への支援を進めます。	生涯学習課
9	生涯学習ボランティア講座	市主催の家庭教育支援活動に参加・協力するボランティアを養成し、地域や家庭の教育力の向上を図る目的で、家庭教育支援ボランティア養成講座を開催します。	生涯学習課
10	各種ボランティアへの支援	社会福祉協議会ボランティアセンターにおいて、男女がともに地域でボランティアに取り組めるよう、支援を行います。	社会福祉協議会

基本課題 3-2 家庭生活における男女共同参画の推進

現状・課題

- ◆市民意識調査では、「家庭生活の場での地位の平等感」について、『男性優遇』と回答した人の割合が、55.1%となっています。長い時間をかけて形成されてきた固定的な意識が、依然として男性に根強く残っていることが要因として考えられます。
- ◆家庭生活における家事のほとんどは、多くの家庭で「妻」が担っていますが、そのうち「子育て」という項目では、「夫婦」で担うという回答が若い世代で増えてきており、男女共同参画が進んでいます。
- ◆家庭では、家族が相互に尊重し合い、家族全員で話し合っ、男女で協力しながら家庭を担うという意識を充実させる必要があります。

施策の方向

1 男女がともに家事、子育て、介護に取り組む意識啓発

子育てを行う親に対して、各種教室や講座等学習機会の提供を行うとともに、父親の育児参加への促進を図ります。

夫婦がともに、家事、子育て、介護を担う意識啓発を進めるため、各種啓発事業を行い、固定的性別役割分担意識の解消を推進します。

①固定的性別役割分担意識の解消

	事業の項目	内容	担当課
1	男女共同参画情報紙の発行	編集協力者の協力を得て、男女共同参画情報紙を発行します。	企画政策課
2	各種媒体を通じた啓発	市広報、ホームページ、懸垂幕等の様々な媒体を利用して男女共同参画の啓発を行います。	企画政策課
3	出前講座	団体・事業所・市民等の要請に応じ、男女共同参画に関する出前講座を実施します。	企画政策課

②子育ての学習機会の提供

	事業の項目	内容	担当課
1	マタニティ教室	妊娠中の過ごし方、出産・育児について学び、参加者同士の交流を行います。	健康づくり課
2	新米ママさん教室	生後1～3か月頃の乳児と母親を対象に産後のからだや、赤ちゃんの栄養について学び参加者同士の交流や妊婦との交流を行います。	健康づくり課
3	子どもの健康・食育についての学習機会の提供	乳幼児期の子を持つ親を対象に、健康や食育に関する講義や教室を開催します。	健康づくり課
4	パパもいっしょに遊ぼう！	親子でふれあって遊んだり、親同士が交流したりすることで、特に父親の子育てに関する意識を高めてもらう機会を提供します。	子育て支援課

5	育児講演会	誰でも気軽に参加し、子育てについて学べる場として実施します。	子育て支援課
6	育児講座	子育て家庭の親が乳幼児期の子育ての大切さを学ぶ機会を提供します。	子育て支援課
7	親子のふれあいの機会の提供	子育て中の親が、子どもとふれあったり、子育てについて学んだりする機会を提供します。	子育て支援課
8	保育所母親教室	保育所において、子育てや母親としてのあり方を学び、子育てと仕事を両立する知識を得る機会を提供します。	保育課
9	幼児期家庭教育セミナー	就学前の幼児を持つ親（その家族）を対象に、幼児期家庭教育セミナーを開催します。	生涯学習課
10	赤ちゃんセミナー	妊婦及び乳幼児を持つ親（その家族）を対象に、妊娠・出産・乳幼児期の育児に対する不安の解消、子育てに必要な知識の習得、子育てにおける家族と家庭の役割の考えについて、赤ちゃんセミナーを開催します。	生涯学習課

③父親の育児参加の促進

	事業の項目	内容	担当課
1	マタニティ教室	妊娠中の過ごし方、出産・育児について学び、夫（希望者）には妊婦疑似体験を行います。	健康づくり課
2	父親サークルづくりの促進	一宮市子育て支援センター情報紙等を通し、父親の子育て参加に対する意識を促します。	子育て支援課
3	パパもいっしょに遊ぼう！	親子でふれあって遊んだり、親同士が交流したりすることで、特に父親の子育てに関する意識を高めてもらう機会を提供します。	子育て支援課
4	幼児期家庭教育セミナー	就学前の幼児を持つ親（その家族）を対象に、幼児期家庭教育セミナーを開催します。	生涯学習課
5	赤ちゃんセミナー	妊婦及び乳幼児を持つ親（その家族）を対象に、妊娠・出産・乳幼児期の育児に対する不安の解消、子育てに必要な知識の習得、子育てにおける家族と家庭の役割の考えについて、赤ちゃんセミナーを開催します。	生涯学習課

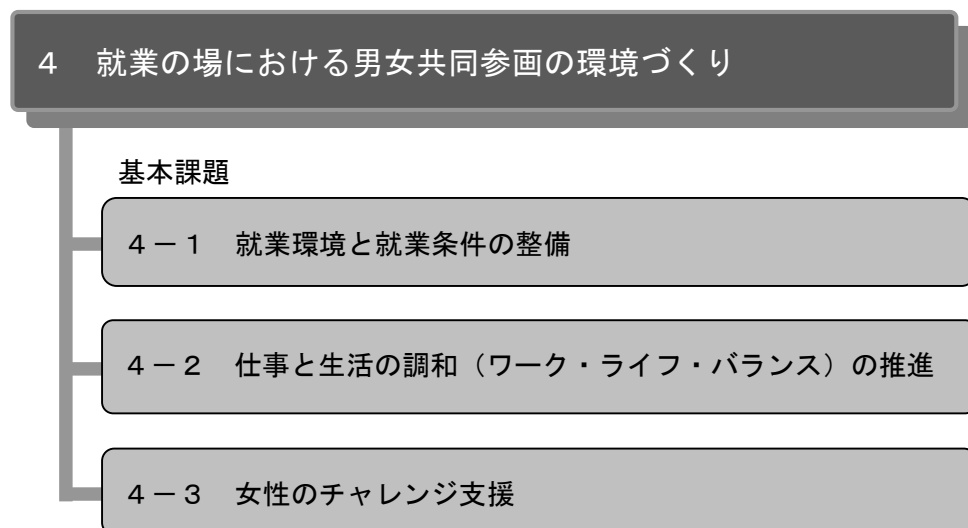
④男性が参加しやすい生活実践講座等の開催

	事業の項目	内容	担当課
1	高齢者の料理教室	男性高齢者に対し、料理の基本を学ぶ機会を提供します。	高年福祉課
2	男性も含めた料理教室	男性も含めた料理教室を実施します。	働く婦人の家
3	男性を対象とした料理講座	男性にも家事に関心を持ってもらい、家庭での性別役割分担意識の解消を図ることも目的として、男性の料理教室を開催します。	生涯学習課

基本目標 4 就業の場における男女共同参画の環境づくり

(女性活躍推進法に基づく推進計画関係)

基本目標 4 の体系図



基本目標 4 の成果指標

成果指標	計画策定時	現状	目標年
	H22	H26	H30
男女差なく働けると感じる人の割合	37.4%	33.8%	51.0%
仕事と子育ての両立ができていると思う人の割合	68.8%	73.6%	77.2%
放課後児童クラブ施設の数	54 施設	55 施設	59 施設
出産・育児による退職後、希望の職場・職業に就いた人の割合	51.3%	49.4%	63.9%



基本課題 4－1 就業環境と就業条件の整備

現状・課題

- ◆「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」の改正などによって制度上の整備が進み、短時間勤務の義務化や父母がともに育児休暇をとる場合の休業期間の延長など、より働きやすい職場環境のための取組が進められていますが、現実には賃金や昇進、昇格、就業形態などで依然として男女間格差があります。
- ◆市内の女性の労働力率は上昇しており、子どもを持つ女性が働き続けることも増えています。就業の場における各種制度の周知・啓発、多様な就業形態・就業分野における男女共同参画の取組が必要とされています。
- ◆市民意識調査によると、「職場」では6割を超える人が『男性優遇』と答え、「平等」と回答した割合は1割程度にとどまる結果となっています。

施策の方向

1 事業所等への意識啓発			
事業所における男女共同参画が進むよう、アンケート実施の際の事業所への事例紹介や、育児・介護休業制度などの情報提供等を実施します。			
①事業所等への男女共同参画に関する啓発と事例等の情報提供			
	事業の項目	内容	担当課
1	事業所等へ事例等情報提供による啓発	事業所等における男女共同参画実践の事例等を収集し、情報提供を行います。	企画政策課
②子育てに配慮した職場環境づくり			
	事業の項目	内容	担当課
1	愛知県ファミリー・フレンドリー企業登録制度の紹介	ホームページやパンフレット等により企業への登録を呼びかけます。	経済振興課
③各種制度の周知・啓発			
	事業の項目	内容	担当課
1	ワーク・ライフ・バランスセミナー	愛知県主催でパネルディスカッションや事例発表など、男女共同参画啓発のためのセミナーを開催します。	経済振興課
2	パンフレット配布による啓発	パンフレット等を活用し、各種制度の周知を行います。	経済振興課
3	男女共同参画推進事業所の表彰	男女共同参画の推進に積極的に取り組んでいる事業所等を表彰します。	企画政策課

2 多様な就業形態・就業分野における男女共同参画の取組

国、県のパンフレットを配布し、男女共同参画に関する制度などの周知を図ります。

また、自営業・農業等の従事者が意欲と能力を存分に発揮し、魅力ある農業を確立するため、農村生活アドバイザーの派遣や家族経営協定制度など、普及啓発に努めます。

①パートタイム労働法、派遣労働法等の周知

	事業の項目	内容	担当課
1	パンフレット配布による啓発	「非正規労働者の雇用改善を支援します！」のパンフレットを配布します。	経済振興課

②農業等における男女共同参画の推進

	事業の項目	内容	担当課
1	農村生活アドバイザー、一宮市女性農業者会議による啓発	農業経営や生活改善、男女共同参画社会の実現に向けた活動を担うグループを支援します。	農業振興課
2	家族経営協定制度の普及啓発	家族経営協定の締結を啓発します。	農業振興課

基本課題 4-2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

現状・課題

- ◆男女がともに、仕事、家庭生活、地域生活等様々な活動を自らの希望に沿ってできる社会の実現が望まれています。一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、自ら希望するバランスで多様な生き方ができるワーク・ライフ・バランスという考え方が、少しずつではありますが進展してきています。
- ◆市民意識調査では、「仕事、家庭生活、地域・個人の生活への関わり方」について、女性では「家庭生活を優先している」、男性では「仕事と家庭生活をともに優先している」が高くなっていますが、40歳代、50歳代の男性は、「仕事を優先している」が依然として高い傾向にあります。
- ◆仕事と家庭を両立することができ、個人のライフスタイルに応じた自由な働き方ができる社会は、女性、男性ともに生活に潤いと豊かさをもたらすと考えられます。あらゆる職場において、男女の均等な機会と待遇の確保が図られるとともに、働きたい女性やゆとりを持ちたい男性など、個人の意欲や生活の優先度に応じて働くことができる環境づくりを進めることが重要です。

施策の方向

1 ワーク・ライフ・バランスについての啓発			
ワーク・ライフ・バランスについて、特に男性や企業に対して啓発を行います。			
①国・県等との連携による両立支援に関する啓発			
	事業の項目	内容	担当課
1	ワーク・ライフ・バランスセミナー	愛知県主催でパネルディスカッションや事例発表など、男女共同参画啓発のためのセミナーを開催します。	経済振興課
②男性に向けての意識啓発			
	事業の項目	内容	担当課
1	男女共同参画情報紙の発行	編集協力者の協力を得て、男女共同参画情報紙を発行します。	企画政策課
2	各種媒体を通じた啓発	市広報、ホームページ、懸垂幕等の様々な媒体を利用して男女共同参画の啓発を行います。	企画政策課
③男性の働き方の見直しに向けた事業所への啓発			
	事業の項目	内容	担当課
1	各種媒体を通じた啓発	市広報、ホームページ、懸垂幕等の様々な媒体を利用して男女共同参画の啓発を行います。	企画政策課
2	事業所向け男女共同参画出前講座	事業所に対し、男女共同参画啓発のための専門家の講師を派遣します。	企画政策課

2 ワーク・ライフ・バランスを推進するための環境づくり

育児・介護休業制度の周知・活用を推進するとともに、子育て支援・介護サービスを充実し、誰もが働きやすい環境づくりに努めます。

また、延長保育や乳幼児保育、放課後児童クラブなどの、保育、子育て支援サービスの充実に努めます。

①両立支援のための子育て支援、介護サービスの情報提供

	事業の項目	内容	担当課
1	介護保険制度の周知	パンフレットの作成、広報紙・ホームページへの掲載、説明会などにより、広報・啓発を行います。	高年福祉課
2	情報誌等の発行	子育て支援情報誌・一宮市子育て支援センター情報紙の発行・ホームページの閲覧により子育てに関わる情報の提供を行います。	子育て支援課
3	子育て支援サイトの活用	子育て支援サイトを通して、子育てに関する情報を提供します。また、書き込み可能な掲示板において気軽に情報交換のできる場を提供します。	子育て支援課

②子育て支援サービスの充実（保育所、児童クラブ等）

	事業の項目	内容	担当課
1	ファミリー・サポート・センター	地域において育児の援助を行いたい人と援助を受けたい人を登録・組織化し、必要なときに相互の紹介・調整を行います。	子育て支援課
2	放課後児童クラブ	月～土曜日で、児童館・児童クラブにおける放課後児童健全育成事業を行います。	子育て支援課
3	児童館整備	子どもたちが安心して利用できるよう、必要に応じて施設整備を行います。	子育て支援課
4	放課後児童支援員研修	児童館・児童クラブにおける放課後児童支援員に各種研修を行います。	子育て支援課
5	保育所整備	日中子どもを預け安心して働くことのできる保育所の施設整備を行います。	保育課
6	延長保育	保育所の通常の開所時間を延長して、保育します。	保育課
7	休日保育	保育所が開所しない日曜日・祝日に働かざるを得ない共働き家庭の子どもを休日に保育します。	保育課
8	一時保育	保護者の短時間労働や社会参加等で、一時的に子どもを預けたいという家庭の子どもを預かります。	保育課
9	病後児保育	病気回復期にあり、まだ通常の保育所には通えない子どもを家庭に代わり看護師等が預かり保育します。	保育課
10	障害児保育	保護者の就労状況等から保育所へ通う必要性があり、また、心身の軽・中度の障害のため特に配慮を要する子どもを保育します。	保育課
11	乳児保育	0歳から3歳未満で保育を必要とする児童を保育します。	保育課

12	子ども一時預かり	子育て中のお母さん、お父さんのリフレッシュのため、一時的に乳幼児を預かります。	子育て支援課
③介護サービス等の充実			
	事業の項目	内容	担当課
1	家庭介護教室	要介護者への介護方法等についての知識・技術の習得や介護者同士の交流を実施します。	高年福祉課
2	認知症介護家族支援	認知症の介護などについての知識の習得や介護者同士の仲間づくり、個別相談を実施します。	高年福祉課
3	介護相談員の派遣	介護サービス事業所等に介護相談員を派遣し、利用者やその家族の相談に応じ、苦情を未然に防ぐとともに、実態を把握し、サービスの向上を図ります。	高年福祉課
4	介護基盤の整備	介護保険事業計画に基づき、地域密着型サービス施設等の整備を行います。	高年福祉課

基本課題 4－3 女性のチャレンジ支援

現状・課題

- ◆国では、「女性のチャレンジ支援」を進める方針が打ち出されており、その中には子育てや介護等でいったん仕事を中断した女性の「再チャレンジ」の促進も位置づけられています。
- ◆市民意識調査でも、「男女共同参画社会を推進していくために、行政に期待する役割」として、「子育てや介護等でいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する」ことを第一に求めています。特に女性は、再就職支援に加え、子育て中や介護中であっても仕事が続けられる支援やサービスを求めています。
- ◆市においても、働きたいと希望する女性が望むようなかたちで働き続けられるような支援策を充実させていく必要があります。

施策の方向

1 女性のチャレンジを促進する環境づくり

子育てのために仕事を辞めざるを得なかった人などが、希望に応じて再就職できるように、ハローワークなどの関係機関との連携強化に努めるとともに、必要な能力の向上と技術獲得の支援に努めます。また、女性の起業については、場の提供をするなどチャレンジ支援に努めます。

①女性の就業に関する情報提供

	事業の項目	内容	担当課
1	若者就職支援フェア	ハローワーク・愛知県と連携し、就職支援についてのフェアを開催します。	経済振興課

②女性の再就職支援

	事業の項目	内容	担当課
1	若者就職支援フェア	ハローワーク・愛知県と連携し、就職支援についてのフェアを開催します。	経済振興課
2	パンフレット等による普及啓発	パンフレット等により、再雇用制度やマザーズハローワークの普及啓発を行います。	経済振興課
3	一宮市離職者職業訓練助成制度	市内在住の離職者で、一宮公共職業安定所長の指示により、公共職業能力開発施設等に入校し所定の課程を学ぶ方を助成します。	経済振興課
4	女性職業適性相談	職業適性についての相談及び職場の人間関係等の悩みごと相談を行います。	働く婦人の家

③起業の場の提供

	事業の項目	内容	担当課
1	SOHOインキュベータオフィス運営	商店街の空き店舗を活用した起業などの推進を行います。	経済振興課

2 就職能力の開発と向上の支援

社会や職場で、個人の能力に応じて多様な選択ができるよう、講習や相談等を実施し、能力の開発に努めます。また、女性職業適性相談については、職業適性や職業能力開発についての幅広い相談に応じます。

①職業能力開発研修の充実

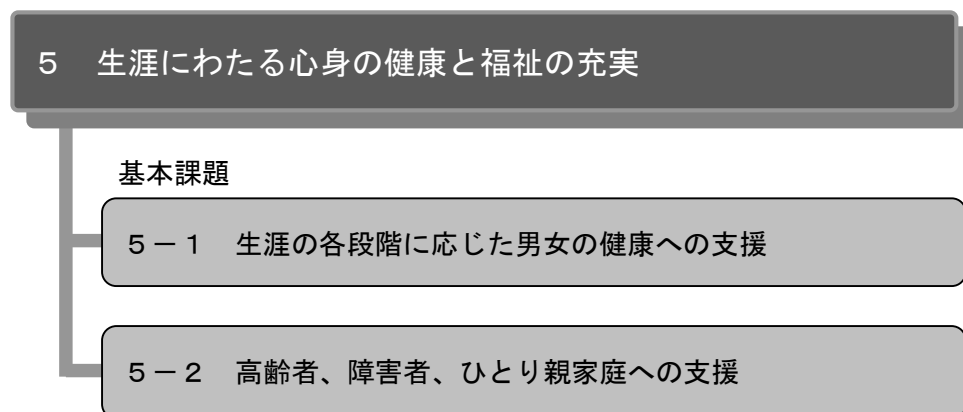
	事業の項目	内容	担当課
1	若者就職支援フェア	ハローワーク・愛知県と連携し、就職支援についてのフェアを開催します。	経済振興課
2	職業生活に必要な教養・知識及び技能を習得する教室	職業生活に必要な教養・知識及び技能を習得する教室を開催します。	働く婦人の家

②労働相談事業の充実

	事業の項目	内容	担当課
1	内職相談	育児等の事情により、就労できず内職を希望する方を対象に、内職のあっせん、工賃の最低額、安全及び衛生等家内労働者の労働条件に関する相談を実施します。	福祉課
2	女性職業適性相談	職業適性についての相談及び職場の人間関係等の悩みごと相談を行います。	働く婦人の家

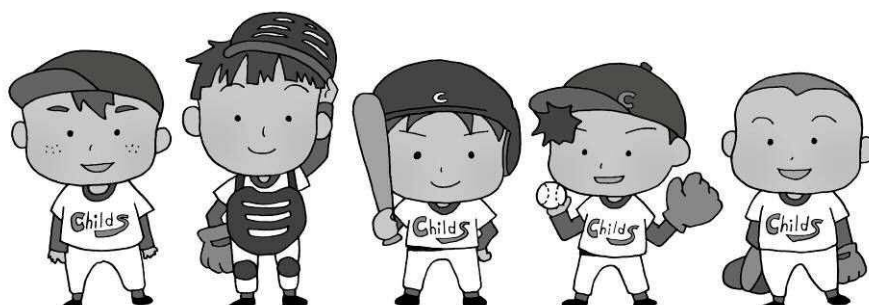
基本目標 5 生涯にわたる心身の健康と福祉の充実

基本目標 5 の体系図



基本目標 5 の成果指標

成果指標	計画策定時	現状	目標年
	H22	H26	H30
住民検診の受診率	39.3%	36.8%	42.3%
社会に活躍の場を持っている高齢者の割合	35.5%	36.2%	38.6%
福祉サービスを受けている人の満足度（5点満点）	3.6	3.6	3.8



基本課題 5－1 生涯の各段階に応じた男女の健康への支援

現状・課題

- ◆男女がその健康状態に応じて、適切に自己管理を行うことができるようにするための健康教育、相談体制を確立することが必要です。
- ◆女性は、人生の各ステージにおいて男性とは異なる心身の問題に直面することがあります。子どもをいつ何人産むかまたは産まないかなどを女性自らが選択し自己決定できるように、社会全体がリプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康／権利）*について十分に理解し、認識を深めることが重要です。
- ◆妊娠・出産期は、女性の健康支援にとっての大きな節目であり、地域において安心して安全に子どもを産み育てることができるよう支援体制を充実する必要があります。

施策の方向

1 健康への意識向上と検診制度等の充実

家庭、地域、職場、学校など日常生活の中で、健康の維持、増進を図るため、情報提供や健康講座など、意識啓発を図ります。

また、ライフステージごとに健康の課題が異なるため、各年齢に応じた健康指導、相談に努めます。

①健康情報の提供と相談の充実

	事業の項目	内容	担当課
1	健康ひろばやホームページによる健康情報の提供	健康ひろば（隔月）を市広報と一緒に全戸配布するなど、健康相談、予防接種、健康診査、がん検診などの情報を発信します。	健康づくり課
2	健康相談	各地域において、保健師が健康について（生活・栄養・歯科等）相談に応じます。	健康づくり課

②健康への自覚の高揚を図る健康講座等の充実

	事業の項目	内容	担当課
1	市民健康まつり	一宮市医師会等各関係機関と協力して「市民健康まつり」を開催します。	健康づくり課
2	健康日本 21 いちのみや計画推進講座	運動や栄養、歯の健康、禁煙などをテーマに健康講座を開催し、市民の健康づくりの意識向上を図ります。	健康づくり課

* リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康／権利）

平成6年（1994年）のカイロの国連会議（国際人口・開発会議）で国際的承認を得た考え方。主として妊娠・出産に限られがちだった従来の「女性の健康」を、月経、避妊、中絶、不妊、子育て、更年期障害、性感染症などの面から捉え、女性が生涯にわたって自分の健康を主体的に確保することをめざそうとするもの。

いつ、何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、安全な出産調整、子どもが健康に生まれ育つこと、また、これらに関連して思春期や更年期における健康上の問題など、生涯を通じての性と生殖に関する課題が含まれる。

このようなリプロダクティブ・ヘルスを享受する権利がリプロダクティブ・ライツであり、基本的人権としての確立が必要とされる。

③健康診断・検診制度の充実			
	事業の項目	内容	担当課
1	子宮頸がん・乳がん検診の受診促進	がん検診の受診について、周知啓発や受診を促進します。	健康づくり課
2	骨密度測定、血液検査等	日ごろ健康診断の受診機会の少ない、18歳から39歳までの女性を対象に、骨密度測定、血液検査等を実施します。	健康づくり課
3	骨密度測定	女性を対象に、40・45・50・55・60・65・70歳の節目年齢時に骨密度測定を実施します。	健康づくり課
4	健康ひろばやホームページによる受診の啓発	健康ひろば（隔月）を市広報と一緒に全戸配布するなど、受診を啓発します。	健康づくり課

2 妊娠・出産等に関する支援の充実			
妊娠・出産、産前・産後の安全性を確保し、母性の尊重と保護に向け、健康管理や必要時に支援ができる体制の整備に努めます。			
①妊娠・出産期の母親の健康管理			
	事業の項目	内容	担当課
1	母子健康手帳の交付	妊産婦及び出生児の健康管理と成長記録用の手帳を交付します。	健康づくり課
2	妊婦健康診査・妊産婦歯科健康診査	妊婦健康診査を医療機関及び助産所で実施、また、妊産婦歯科健康診査を市内協力医療機関で実施します。	健康づくり課
3	若年妊産婦訪問	20歳未満の出産予定の方に家庭訪問を行うとともに、産後も必要に応じ、継続して家庭訪問を行います。	健康づくり課
4	不妊治療費補助金の交付	不妊に悩む夫婦に対し、不妊治療に要する費用を補助します。	健康づくり課
②産前・産後の母親の支援の充実			
	事業の項目	内容	担当課
1	乳幼児各種健康診査	乳児健康診査受診票の交付や、身体計測、内科診察、歯科診察、育児・栄養・言葉について、健康診査・保健指導等を実施します。	健康づくり課
2	予防接種	乳幼児の予防接種を実施します。	健康づくり課

3	こんにちは赤ちゃん訪問、 新生児・産婦訪問	生後4か月までの乳児がいる家庭（新生児産婦訪問を受けていない方）を、訪問員・保健師が全戸訪問し、子育て支援に関する情報提供や育児相談を行います。また、申し出により、生後28日以内の新生児及び産婦に助産師が訪問し、子どもの発育の確認や親の相談に応じます。	健康づくり課
4	各種訪問	乳幼児健診において、その後の経過観察や支援が必要な子ども及び家族に対し、保健師が訪問し、発育の確認や相談に応じます。また、乳幼児健診未受診児においては、保健師が訪問し発育の確認や相談に応じるとともに未受診の理由確認と健診の勧奨を行います。	健康づくり課
5	各種健康相談	身体計測、発育、発達、栄養、子育て、お母さんの体調などの相談に応じます。	健康づくり課
6	健康ひろばやパンフレット、ホームページ等による啓発	健康ひろば（隔月）を市広報と一緒に全戸配布するなど、健康相談、予防接種、健康診査、がん検診などの年間計画の情報を発信するとともに、その他健康づくりについての啓発を行います。	健康づくり課
7	マタニティ教室	妊娠中の過ごし方、出産・育児について学び参加者同士の交流を行います。	健康づくり課
8	新米ママさん教室	生後1～3か月頃のお子さんとママを対象に産後のからだや、赤ちゃんの栄養について学び参加者同士の交流や妊婦との交流を行います。	健康づくり課
9	子どもの健康・食育についての学習機会の提供	乳幼児期の子を持つ親を対象に、健康や食育に関する講義や教室を開催します。	健康づくり課
10	産後ヘルプ	妊娠8か月から出産後2か月以内の母親で、体調不良のため家事・育児が困難であり、同居の親族の支援が受けられない場合に援助者を紹介及び調整を行います。	子育て支援課

基本課題 5－2 高齢者、障害者、ひとり親家庭への支援

現状・課題

- ◆市の 65 歳以上の人口は、平成 26 年（2014 年）10 月時点で 94,385 人となっており、高齢化率は 24.4%となっています。高齢化率は年々上昇しており、今後も高齢化が進むと思われます。
- ◆高齢者福祉や障害者福祉については、介護への男性の参加や、高齢者や障害者の社会参画機会の拡大による生きがいづくり等の充実が必要です。
- ◆ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）では、母親か父親のいずれかが、仕事と家事、子育て等のすべてを担う必要があるため、負担が大きくなっており、個々のニーズに応じた支援が重要です。

施策の方向

1 高齢者、障害者への支援の充実

高齢者、障害者が就労の機会を持てるよう、企業への働きかけなどの就労支援を行います。また、生きがいを持って生活ができるよう、サービスの充実や施策の推進など、生きがいづくりを促進します。

①就労支援の充実

	事業の項目	内容	担当課
1	障害者の就労の場の充実	障害者が、自立した生活を送ることができるよう、就労に必要な知識の習得及び能力向上のための訓練を行うとともに、福祉的な就労の場の充実を推進します。	福祉課
2	雇用奨励金の支給	公共職業安定所の紹介により、身体障害者、知的障害者、精神障害者を新たに常用雇用した事業主に奨励金を支払います。また、公共職業安定所または職業紹介事業者の紹介により、満 60 歳以上の高年齢者を 1 年以上継続雇用している事業主に奨励金を支払います。	経済振興課

②日常生活支援の充実			
	事業の項目	内容	担当課
1	障害者支援施策の推進	誰もが住み慣れた地域や家庭でともに生活でき、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現をめざし、「一宮市障害者基本計画」及び「一宮市障害福祉計画」を策定し、障害者支援施策を推進します。	福祉課
2	補助金の交付	社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業等の権利擁護事業に補助金を交付し、事業の支援を行います。	福祉課
3	市営住宅に関する支援	入居申込資格のうち、収入基準において優遇措置を実施します。	建築住宅課
③生きがいつくりの促進			
	事業の項目	内容	担当課
1	シルバー人材センターの拡充・強化	高齢退職者に就労の機会を確保し、提供するシルバー人材センターに補助金を交付します。	高年福祉課
2	高齢者の「生きがいと健康づくり事業」の推進	高齢者の学習の場を充実させます。	高年福祉課
3	老人クラブ事業補助金等の交付	老人クラブ会員相互の親睦や、社会貢献などを行う老人クラブに対し、補助金を交付します。	高年福祉課
4	老人いこいの家等の娯楽施設の充実	高齢者の健康の増進、レクリエーションの場として、老人いこいの家等を運営します。	高年福祉課
④相談体制の整備			
	事業の項目	内容	担当課
1	高齢者相談	地域包括支援センターで、高齢者の相談を行います。	高年福祉課
2	障害者相談	障害者相談支援センターで、障害者の相談を行います。	福祉課

2 ひとり親家庭への支援の充実

ひとり親家庭への相談・支援の充実により、その負担の軽減を図ります。

また、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を図るため、児童扶養手当、遺児手当の支給や医療費の助成などの各種経済的支援や就業支援などを継続していきます。

①経済的支援

	事業の項目	内容	担当課
1	母子・父子家庭等医療助成	満18歳に到達する、年度末までの児童を扶養しているひとり親家庭の母または父とその児童に対し、医療費を助成します。	保険年金課
2	母子・父子寡婦福祉資金貸付	ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進するため、愛知県が実施する福祉資金貸付についての案内、貸付申請支援を行います。	子育て支援課
3	県・市遺児手当の支給	ひとり親家庭の母または父などに対し、愛知県と一宮市の遺児手当を支給します。	子育て支援課
4	児童扶養手当の支給	ひとり親家庭の母または父などに対し、児童扶養手当を支給します。	子育て支援課

②自立支援の充実

	事業の項目	内容	担当課
1	日常生活支援	子育てと就労の両立を支援するため、ひとり親家庭に家庭生活支援員を派遣します。	子育て支援課
2	自立支援教育訓練給付金の支給	ひとり親家庭の母または父に対し、教育訓練講座受講料の一部を支給します。	子育て支援課
3	高等職業訓練促進給付金等の支給	看護師など就職の際に有利な資格を取得するため養成機関で学んでいる、ひとり親家庭の母または父に対し、訓練促進給付金等を支給します。	子育て支援課
4	ひとり親家庭支援制度の周知	各種福祉制度その他ひとり親家庭の利用に適している支援制度・事業についてのリーフレット等を配布し、周知を行います。	子育て支援課
5	母子生活支援施設の運営	入居者の自立促進を図るために、就労・生活・児童の養育等に関して、支援します。	朝日荘

③相談の充実

	事業の項目	内容	担当課
1	ひとり親家庭相談	母子・父子自立支援員により、ひとり親家庭の相談を実施し、家庭の形態にかかわらず安心して自立した生活が送れるよう支援を行います。	子育て支援課

基本目標 6 女性に対する暴力の根絶（一宮市DV対策基本計画）

「第2次一宮市男女共同参画計画～138 ハートフルプラン～」の基本目標のひとつである「女性に対する暴力の根絶」についての計画内容は、同時に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）に基づく「一宮市DV対策基本計画」となっています。

一宮市DV対策基本計画策定の趣旨

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、DV防止法は、国及び地方公共団体に、DVを防止し、被害者の自立支援を含め、その適切な保護を図る責務があることを定めています。

一宮市は、DV対策において住民にもっとも身近な行政主体である市の果たすべき役割や期待が高まっていることから、「一宮市DV対策基本計画」を策定し、DV対策の充実を図ることとしました。

DVなどの暴力・人権侵害行為の被害者は多くの場合女性であり、このような女性に対する暴力は、男女共同参画社会実現の妨げとなるものです。「一宮市DV対策基本計画」は、基本目標のひとつとして「女性に対する暴力の根絶」を掲げる「第2次一宮市男女共同参画計画～138 ハートフルプラン～」に含まれるものとして策定し、DV以外の女性に対する暴力についても視野に入れた内容となっています。

一宮市DV対策基本計画で、DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、DV防止法に規定する「配偶者からの暴力」のことをいいますが、相談支援対象には、交際相手など親密な関係にある異性からの暴力を含むものとします。

—DV防止法による「配偶者からの暴力」の規定—

〔配偶者とは〕：婚姻の相手、事実婚の相手及び元配偶者（離婚、事実婚解消の後も引き続き暴力を受けている場合に限る。）

※生活の本拠を共にし、共同生活を営む交際相手からの暴力にもDV防止法の規定を準用する。

〔暴力の形態〕：身体的暴力のみならず、精神的暴力や性的暴力を含む。

基本目標 6 の体系図



基本目標 6 の成果指標

成果指標	計画策定時	現状	目標年
	H22	H26	H30
DVを理解している人の割合	74.9%	86.1%	90.0%
DVに関する相談窓口を知っている人の割合	51.1%	40.6%	75.0%
DV被害者へのワンストップ支援へ対応する支援事業数	0 事業	12 事業	12 事業

基本課題 6－1 DVなどに関する啓発活動の推進

現状・課題

- ◆DV、セクシュアル・ハラスメントなどの暴力・人権侵害行為を防止し根絶するためには、地域社会全体に人権尊重と不当な暴力の行使を容認しない意識が広まることが重要です。
- ◆市では、男女共同参画推進の一環として、市広報、男女共同参画情報紙、ホームページなどにより、DV、セクシュアル・ハラスメントその他女性に対する暴力に関する啓発を行っています。
- ◆市民意識調査では、DVを知っていると回答した人の割合は86.6%、セクシュアル・ハラスメントを知っていると回答した人の割合は83.0%であり、市民の女性に対する暴力に関する認知度は前回の調査時より高まっています。
- ◆今後は、女性に対する暴力に関する高い認知度を、男女がそれぞれの人権を尊重する意識や不当な暴力の行使を許さない意識の醸成につなげていくことが重要です。このため、市民やこれから家庭を築いていく若い世代に対して、デートDV*を含むDVその他女性に対する暴力についての認識や理解を促進する啓発活動を推進することが必要となります。

施策の方向

1 あらゆる世代に向けた啓発活動の推進

男女共同参画情報紙や各種媒体を通じ、暴力に関する意識啓発を推進します。

①女性に対する暴力の根絶に向けた意識啓発

	事業の項目	内容	担当課
1	男女共同参画情報紙の発行	編集協力者の協力を得て、男女共同参画情報紙を発行します。	企画政策課
2	各種媒体を通じた啓発	市広報、ホームページ、懸垂幕等の様々な媒体を利用して男女共同参画の啓発を行います。	企画政策課

* デートDV

主に高校生や大学生などの若い世代で、結婚関係がない交際相手などの異性からの暴力をいう。

基本課題 6－2 DV相談体制の整備

現状・課題

- ◆安心して相談できる窓口を提供することは、住民にもっとも身近な行政主体である市に求められる重要な課題です。相談窓口は、様々な情報提供を行い、被害者自身の意思による問題解決を支援する役割を担います。
- ◆市では、女性相談を実施してDVその他の女性に対する暴力の相談に応じており、DVに関する相談件数は増加しています。
- ◆市民意識調査では、何らかの相談窓口を知っていると答えた人の割合は53.0%で、前回調査時より、やや高まってはいるものの、十分とはいえません。
- ◆今後は、女性相談を充実させ、総合的に被害者の相談に応じ、継続的な対応を行っていく相談窓口の整備を図ることが必要です。また、被害者となりやすい女性に的を絞って市の相談窓口を始め、国、県などが設置している相談窓口の周知を行うことが求められます。
- ◆様々な被害者の状況に配慮して困難な相談にも対応する方法を確立し、相談窓口機能の向上を図ることが必要です。また、関係機関や民間団体との連携を強化することが必要です。

施策の方向

1 相談窓口体制の整備			
相談体制の整備を推進するとともに、リーフレットなどで相談窓口の周知を図ります。			
①相談窓口や支援に関する情報の周知			
	事業の項目	内容	担当課
1	リーフレットの配布等による周知	リーフレットやカードの配布などで相談窓口、支援情報の周知を図ります。	子育て支援課
②総合的相談窓口の設置			
	事業の項目	内容	担当課
1	女性相談	女性相談員により、DVその他女性に対する暴力の問題を含む女性の悩みごと相談を実施します。	子育て支援課
2	こども家庭相談室	こども家庭相談室は、女性相談、児童相談、ひとり親家庭相談が協働して継続的に相談支援を実施し、関係機関及び関係各課との連絡調整を担当します。	子育て支援課

2 相談対応の質の向上

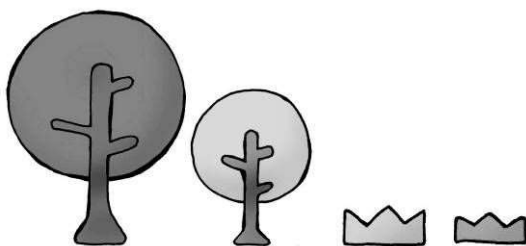
様々な状況に配慮した相談対応を行い、ネットワークの構築などを検討して相談対応の質の向上を図ります。

①被害者に配慮した相談対応

	事業の項目	内容	担当課
1	外国人に対する配慮	市が作成した「多言語相談シート」を活用して相談を実施します。	子育て支援課
2	障害者、高齢者に対する配慮	障害者虐待、高齢者虐待担当課と連携して相談対応を行います。	子育て支援課
3	安全確保への配慮	警察・関係機関等との連絡調整、同行支援、助言等により、被害者の安全確保を支援します。	子育て支援課

②相談支援体制拡充の検討

	事業の項目	内容	担当課
1	県女性相談センター、警察、民間団体等との連携強化	県女性相談センター、警察、民間団体等との情報交換、協議等を進め、連携の強化による相談支援体制の充実を図ります。	子育て支援課



基本課題 6－3 DV被害者への自立支援の充実

現状・課題

- ◆被害者の生活再建と自立のための支援を着実にやっていくことは、生活に直結する行政サービスを担う行政主体である市に求められる重要な課題です。被害者に対する自立支援は、各種の生活や児童に関する支援制度・事業を活用して実施することとされています。
- ◆一宮市では、庁内各課の連携により被害者に対する円滑な支援を行うため、庁内ネットワークとしてDV対策連絡会議を設置しています。
- ◆今後は、適切な支援を実施するため、庁内の連携・協働体制をさらに充実させるとともに、相談や支援にあたる職員がDVの特性を理解し、被害者に二次的被害*を及ぼすことなどを防止する必要があります。
- ◆庁内ネットワークの活動の充実により、各種の支援制度・事業が、被害者の支援のために十分に活用されるよう調整を図っていくとともに、支援におけるワンストップ化を推進することが求められます。また、住宅確保、当座の生活資金や精神的被害に対する適切な支援方法などについては、独自の施策の検討も含め調査研究を要する課題です。

■一宮市DV対策連絡会議構成課

部	課（公所）
企画部	企画政策課
市民健康部	市民課
	保険年金課
	健康づくり課
福祉こども部	福祉課
	生活福祉課
	高年福祉課
	保育課
	子育て支援課
	朝日荘
教育文化部	総務課
	学校教育課

（事務局：子育て支援課）

* 二次的被害

相談にあたる者や支援を担当する職務関係者の言葉や態度により、被害者にさらなる精神的被害を及ぼしてしまうことをいう。

施策の方向

1 支援体制の整備

庁内の連携・協働を強化するとともに、関係職員に対して啓発を行い、二次的被害を及ぼさない支援体制を整備します。

①庁内連携体制

	事業の項目	内容	担当課
1	DV対策連絡会議	庁内ネットワークとして設置した、DV対策連絡会議を開催します。	子育て支援課

②支援における二次的被害の防止・情報保護

	事業の項目	内容	担当課
1	関係職員に対する啓発・研修	DV対策連絡会議を通じて、関係職員の啓発を行い、二次的被害発生を防止し、情報保護を図ります。	子育て支援課

2 連携による支援の推進

DV対策連絡会議を通じ、支援の調整やワンストップ化など連携による支援を推進し、さらに充実した支援施策についての検討を行います。

①支援の総合的实施

	事業の項目	内容	担当課
1	支援の着実な実施	DV対策連絡会議により調整を行い、着実な支援の実施に努めます。	関係各課
2	支援のワンストップ化推進	庁内 DV 相談証明を活用して、被害者の精神的負担軽減を推進します。	子育て支援課

②支援の拡充の検討

	事業の項目	内容	担当課
1	住宅確保、生活資金等に関する調査研究	住宅確保、生活資金、精神的被害に対する支援方法については、さらに充実をめざしてDV対策連絡会議において調査研究を進めます。	子育て支援課

第6章

成果指標一覽



成果指標一覧

基本目標 1 人権を尊重する男女共同参画社会に向けた意識の向上

	成果指標	策定時	現状	目標年	数値の算出方法	担当課
		H22	H26	H30		
1	市民が感じる男女の地位の平等感	13.3%	9.9%	17.3%	男女共同参画の市民アンケート調査で、「社会全体において男女が平等である」と答えた人の数／アンケート回答総数×100	企画政策課
2	男女共同参画図書の貸出数	9,479冊	9,392冊	14,000冊	男女共同参画に関する図書の1年間の貸出冊数	図書館事務局
3	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に肯定的な人の割合	52.3%	48.7%	44.0%	男女共同参画の市民アンケート調査で、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」と答えた人の数／アンケート回答総数×100	企画政策課

基本目標 2 政策・方針決定への男女共同参画の促進

	成果指標	策定時	現状	目標年	数値の算出方法	担当課
		H22	H26	H30		
1	審議会等委員への女性登用率	29.2%	30.8%	35.0%	法令・条例等に基づく審議会等における女性委員数／審議会等委員総数×100	企画政策課
2	市職員における女性管理職の割合	11.8%	13.5%	20.0%	市職員における女性管理職員数／管理職員総数×100	人事課
3	公立小中学校の教員における女性管理職の割合	12.1%	14.5%	17.0%	校長、教頭、主幹教諭における女性管理職の在職人数／校長、教頭、主幹教諭総数×100	学校教育課
4	町会長の女性比率	5.6%	5.6%	9.6%	女性の町会長数／町会長総数×100	企画政策課
5	男女共同参画人材育成セミナー修了生の人数	11人	15人	19人	愛知県が主催する男女共同参画人材育成セミナーを修了した人数	企画政策課

基本目標 3 地域・家庭における男女共同参画の推進

	成果指標	策定時	現状	目標年	数値の算出方法	担当課
		H22	H26	H30		
1	地域活動への参加経験者の割合	43.1%	45.4%	48.5%	総合計画の市民アンケート調査で「この1年間に、町内会や女性の会、子ども会、老人会、ボランティア、サークルなどの地域活動に参加したことがある」と答えた人の数／アンケート回答総数×100	企画政策課
2	性別や立場に関係なく、家庭・地域で自由に意見交換ができると思う人の割合	32.4%	30.5%	42.0%	総合計画の市民アンケート調査で「性別や立場に関係なく、家庭・地域で自由に意見交換ができていると思う」と答えた人の数／アンケート回答総数×100	企画政策課

基本目標 4 就業の場における男女共同参画の環境づくり

	成果指標	策定時	現状	目標年	数値の算出方法	担当課
		H22	H26	H30		
1	男女差なく働けると感じる人の割合	37.4%	33.8%	51.0%	総合計画の市民アンケート調査で「男女の区別なく働くことができるようになっていと思う」と答えた人の数/アンケート回答総数×100	企画政策課
2	仕事と子育ての両立ができていると思う人の割合	68.8%	73.6%	77.2%	総合計画の市民アンケート調査で「仕事と子育ての両立ができていると思う」と答えた人の数/「中学生以下の子どもがいる」と答えた人(「現在仕事をしておらず、仕事することを希望していない」と答えた人を除く)の数×100	企画政策課
3	放課後児童クラブ施設の数	54 施設	55 施設	59 施設	一宮市に設置されている放課後児童クラブ施設の数	子育て支援課
4	出産・育児による退職後、希望の職場・職業に就いた人の割合	51.3%	49.4%	63.9%	総合計画の市民アンケート調査で「出産・育児による退職後、子育て中に、希望の職場・職業に再就職(パート・アルバイトなどを含む)した」と答えた人の数/「出産・育児により退職した」と答えた人の数×100	企画政策課

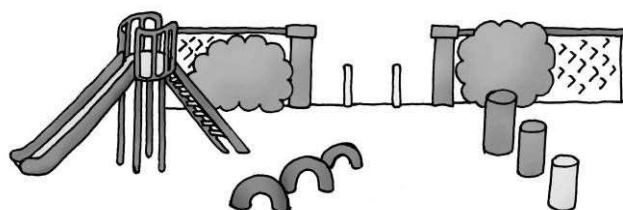
基本目標 5 生涯にわたる心身の健康と福祉の充実

	成果指標	策定時	現状	目標年	数値の算出方法	担当課
		H22	H26	H30		
1	住民検診の受診率	39.3%	36.8%	42.3%	健康診査及び各種がん検診の受診者数/当該健診等対象者数×100	健康づくり課
2	社会に活躍の場を持っている高齢者の割合	35.5%	36.2%	38.6%	総合計画の60歳以上高齢者対象のアンケート調査で「社会に活躍の場を持っている」と答えた人の数/アンケート回答総数×100	企画政策課
3	福祉サービスを受けている人の満足度(5点満点)	3.6	3.6	3.8	総合計画の市民アンケート調査で、本人または家族が、障害のある方に対する福祉サービス(介護サービスを含む)を受けている人に対する「福祉サービスに満足していますか」という問いに対し、「満足」を5、「どちらかといえば満足」を4、「どちらともいえない」を3、「どちらかといえば不満」を2、「不満」を1としたときの平均値	企画政策課

基本目標 6 女性に対する暴力の根絶(一宮市DV対策基本計画)

	成果指標	策定時	現状	目標年	数値の算出方法	担当課
		H22	H26	H30		
1	DVを理解している人の割合	74.9%	86.1%	90.0%	男女共同参画の市民アンケート調査で、「DVには、殴る、蹴るなど身体的暴力だけでなく、精神的・性的暴力も含まれる」と答えた人の数/アンケート回答総数×100	企画政策課
2	DVに関する相談窓口を知っている人の割合	51.1%	40.6%	75.0%	男女共同参画の市民アンケート調査で、「DVに関する相談窓口を知っている」と答えた人の数/アンケート回答総数×100	子育て支援課
3	DV被害者へのワンストップ支援へ対応する支援事業数	0 事業	12 事業	12 事業	DV被害者への支援について、庁内共通の申立書などに基づきDV被害者と認定して、支援を実施する支援事業の数	子育て支援課

資料編



資料 1 一宮市男女共同参画計画成果指標達成状況

- ◎ 達成 現状値（H26）がH30 目標値を達成している。
 ○ 順調 H26（中間年）目標値を超えたことがある。あるいは、H26（中間年）目標値を超えてはいないが、H26（中間年）目標値にほぼ近い。
 △ 横ばい 現状値が横ばいとなっている。
 × 悪化 現状値が悪化している。
 — その他 事業が終了・廃止となった。

	基本目標 1	基本目標 2	基本目標 3	基本目標 4	基本目標 5	基本目標 6	計	全体に占める割合
◎ 達成	0	1	0	0	0	1	2	10.5%
○ 順調	0	2	1	1	2	1	7	36.8%
△ 横ばい	2	2	1	2	0	0	7	36.8%
× 悪化	0	0	0	1	1	1	3	15.8%
— その他	1	0	0	0	0	0	1	—
計	3	5	2	4	3	3	20	100.0%

基本目標1 人権を尊重する男女共同参画社会に向けた意識向上

成果指標	数値の算出方法	担当課	現状値					目標値		
			H22	H23	H24	H25	H26	H26 (中間年)	達成状況	H30 (目標年)
市民が感じる男女の地位の平等感(%)	男女共同参画意識に関する調査で、「社会全体において男女が平等である」と答えた人の数／アンケート回答総数×100	企画政策課	13.3	12.6	13.7	9.4	9.9	15.3	△	17.3
【削除】中学生体験保育参加者の割合(%)	中学生体験保育に参加した人数／中学生総人数×100	子育て支援課	11.4	14.6	13.3	－	－	11.5	－	12.9
男女共同参画図書の貸出数(冊)	男女共同参画に関する図書の1年間の貸出冊数	図書館事務局	9,479	9,147	8,695	8,934	9,392	11,000	△	14,000
【新規】 「夫が外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に肯定的な人の割合(%)	男女共同参画意識に関する調査で、「夫が外で働き、妻は家庭を守るべき」と答えた人の数／アンケート回答総数×100	企画政策課	52.3	－	－	－	48.7	－	－	44.0

基本目標2 政策・方針決定への男女共同参画の促進

成果指標	数値の算出方法	担当課	現状値					目標値		
			H22	H23	H24	H25	H26	H26 (中間年)	達成状況	H30 (目標年)
審議会等委員への女性登用率(%)	法令・条例等に基づく審議会等における女性委員数／審議会等委員総数×100	企画政策課	29.2	27.7	29.3	29.3	30.8	33.0	△	35.0
市職員における女性管理職の割合(%)	市職員における女性管理職員数／管理職員総数×100	人事課	11.8	12.5	12.5	12.8	13.5	12.7	○	13.7→ 20.0
公立小中学校の教員における女性管理職の割合(%)	校長、教頭、主幹教諭における女性管理職の在職人数／校長、教頭、主幹教諭総数×100	学校教育課	12.1	13.7	15.3	14.5	14.5	13.0	◎	14.0→ 17.0
町会長の女性比率(%)	女性の町会長数／町会長総数×100	企画政策課	5.6	4.4	5.7	5.5	5.6	7.6	△	9.6
男女共同参画人材育成セミナー修了生の人数(人)	愛知県が主催する男女共同参画人材育成セミナーを修了した人数	企画政策課	11	12	13	14	15	15	○	19

基本目標3 地域・家庭における男女共同参画の推進

成果指標	数値の算出方法	担当課	現状値					目標値		
			H22	H23	H24	H25	H26	H26 (中間年)	達成状況	H30 (目標年)
地域活動への参加経験者の割合(%)	総合計画の市民アンケート調査で「この1年間に、町内会や女性の会、子ども会、老人会、ボランティア、サークルなどの地域活動に参加したことがある」と答えた人の数／アンケート回答総数×100	企画政策課	43.1	43.6	43.2	43.1	45.4	44.8	○	46.5 → 48.5
性別や立場に関係なく、家庭・地域で自由に意見交換ができると思う人の割合(%)	総合計画の市民アンケート調査で「性別や立場に関係なく、家庭・地域で自由に意見交換ができていると思う」と答えた人の数／アンケート回答総数×100	企画政策課	32.4	32.1	32.9	33.1	30.5	37.2	△	42.0

基本目標4 就業の場における男女共同参画の環境づくり

成果指標	数値の算出方法	担当課	現状値					目標値		
			H22	H23	H24	H25	H26	H26 (中間年)	達成状況	H30 (目標年)
男女差なく働けると感じる人の割合(%)	総合計画の市民アンケート調査で「男女の区別なく働くことができるようになってきていると思う」と答えた人の数／アンケート回答総数×100	企画政策課	37.4	35.8	37.8	33.5	33.8	44.2	×	51.0
仕事と子育ての両立ができていると思う人の割合(%)	総合計画の市民アンケート調査で「仕事と子育ての両立ができていると思う」と答えた人の数／「中学生以下の子どもがいる」と答えた人(「現在仕事をしておらず、仕事をすることを希望していない」と答えた人を除く)の数×100	企画政策課	68.8	69.0	73.5	73.1	73.6	73.0	○	77.2
放課後児童保育施設の数(施設)	一宮市に設置されている放課後児童保育施設の数	子育て支援課	54	55	55	55	55	59	△	59
出産・育児による退職後、希望の職場・職業に就いた人の割合(%)	総合計画の市民アンケート調査で「出産・育児による退職後、子育て中に、希望の職場・職業に再就職(パート・アルバイトなどを含む)した」と答えた人の数／「出産・育児により退職した」と答えた人の数×100	企画政策課	51.3	45.3	51.3	49.1	49.4	57.6	△	63.9

基本目標5 生涯にわたる心身の健康と福祉の充実

成果指標	数値の算出方法	担当課	現状値					目標値		
			H22	H23	H24	H25	H26	H26 (中間年)	達成状況	H30 (目標年)
住民検診の受診率(%)	健康診査及び各種がん検診の受診者数/当該健診等対象者数×100	健康づくり課	39.3	39.7	40.4	37.6	36.8	40.8	×	42.3
社会に活躍の場を持っている高齢者の割合(%)	総合計画の60歳以上高齢者対象のアンケート調査で「社会に活躍の場を持っている」と答えた人の数/アンケート回答総数×100	企画政策課	35.5	38.7	37.2	40.5	36.2	37.3	○	38.6
福祉サービスを受けている人の満足度(5点満点)	総合計画の市民アンケート調査で、本人または家族が、障害のある方に対する福祉サービス(介護サービスを含む)を受けている人に対する「福祉サービスに満足していましたか」という問に対し、「満足」を5、「どちらかといえば満足」を4、「どちらともいえない」を3、「どちらかといえば不満」を2、「不満」を1としたときの平均値	企画政策課	3.6	3.8	3.8	3.9	3.6	3.7	○	3.8

基本目標6 女性に対する暴力の根絶(一宮市DV対策基本計画)

成果指標	数値の算出方法	担当課	現状値					目標値		
			H22	H23	H24	H25	H26	H26 (中間年)	達成状況	H30 (目標年)
DVを理解している人の割合(%)	男女共同参画の市民アンケート調査で、「DVには、殴る、蹴るなど身体的暴力だけでなく、精神的・性的暴力も含まれる」と知っている」と答えた人の数/アンケート回答総数×100	企画政策課	74.9	85.4	82.6	86.4	86.1	82.0	○	90.0
DVに関する相談窓口を知っている人の割合(%)	男女共同参画の市民アンケート調査で、「DVに関する相談窓口を知っている」と答えた人の数/アンケート回答総数×100	子育て支援課	51.1	48.9	33.2	37.2	40.6	62.0	×	75.0
DV被害者へのワンストップ支援へ対応する支援事業数(事業)	DV被害者への支援について、庁内共通の申立書などに基づきDV被害者と認定して、支援を実施する支援事業の数	子育て支援課	0	0	6	10	12	5	◎	10→ 12

資料2 計画策定の経緯

		市民による検討組織	庁内検討組織	
		男女共同参画推進懇話会	男女共同参画推進会議	男女共同参画推進会議 幹事会
平成24年度	3月	●第2回 「男女共同参画意識に関する調査」 項目について審議	●第2回 第2回懇話会結果について報告	
	4月			
	5月			
平成25年度	6月	「男女共同参画意識に関する調査」実施(20歳以上の市民3,000人) (6月10日～7月1日)		
	7月	●第1回 「男女共同参画意識に関する調査」 実施について報告		
	8月		●第1回 第1回懇話会結果について報告	
	9月			
	10月			
	11月	●第2回 「男女共同参画意識に関する調査」 結果報告・審議	●第2回 第2回懇話会結果について報告	
	12月			
	1月		・主要事業・指標等について関係課照会 ・新規事業について全課照会	
	2月			
	3月			
平成26年度	4月			
	5月			
	6月			●第1回 後期計画(案)の内容について協議
	7月	●第1回 後期計画(案)について審議 (現状把握、中間評価等)	●第1回 後期計画(案)の内容について審議	
	8月	●第2回 後期計画(案)について審議 (一宮市の状況、計画の内容等)	●第2回 第1回、第2回懇話会結果及び 市民意見提出制度(パブリック・ コメント)案について報告	●第2回 第1回、第2回懇話会結果及び 市民意見提出制度(パブリック・ コメント)案について報告
	9月	「市民意見提出制度(パブリック・コメント)」実施 (9月1日～9月30日)		
	10月			●第3回 市民意見提出制度(パブリック・ コメント)結果について協議
	11月	●第3回 市民意見提出制度(パブリック・ コメント)結果について報告		
	12月			
	1月			
	2月		●第3回 市民意見提出制度(パブリック・ コメント)結果について報告 後期計画最終案について審議・決定	
	3月	●第4回 後期計画最終案について報告		

資料3 市民アンケート（男女共同参画意識に関する調査）概要

計画の中間見直しにあたり、平成25年に男女共同参画に関して市民の皆さんの意識や実態を把握するため調査を実施しました。今回の調査結果と平成21年に行った調査結果を比較し、今後の施策を検討するうえでの基礎資料としています。

（1）調査の項目

＜男女の平等について＞

- 1 男女の地位の平等感
- 2 男女の地位について、最も平等または不平等と思う分野
- 3 男女が社会のあらゆる分野で平等になるために必要なこと

＜結婚・家庭・地域生活に関する意識について＞

- 4 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方
- 5 現在、配偶者（またはパートナー）と暮らしていますか
- 6 家庭における家事分担
- 7 子育て経験の中での悩み
- 8 介護経験の中での悩み
- 9 仕事、家庭生活、地域・個人の生活への関わり方
- 10 地域活動への参加経験
- 11 今後参加したい活動
- 12 今後、男性が女性とともに家事・子育て・介護・地域活動に積極的に参加していくために必要なこと

＜女性の社会進出について＞

- 13 女性が増える方がよいと思う職業や役職
- 14 女性が職業を持つことについての考え
- 15 社会のさまざまな分野において、企画や方針決定の過程に女性の参画が進んでいない理由

＜ドメスティック・バイオレンス（DV）などについて＞

- 16 DVなどに関する認知度
- 17 DVを身近で見聞きしたことの有無
- 18 DVに関する相談窓口の認知度
- 19 知っている相談窓口

＜男女共同参画社会について＞

- 20 男女共同参画社会に関する用語の認知度
- 21 男女共同参画社会を推進していくために、行政に期待する役割

（2）調査の設計、回収結果

- ・調査地域：一宮市内全域
- ・調査対象：市内に居住する満20歳以上の市民
- ・対象者数：3,000人 有効回収数1,050人（回収率35.0%）
- ・抽出方法：住民基本台帳から無作為抽出
- ・調査方法：郵送法
- ・調査期間：平成25年6月10日～7月1日

※本調査と比較している調査一覧

<平成24年全国調査>

内閣府大臣官房政府広報室「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成24年10月）

- ・調査対象：全国20歳以上の男女
- ・標本数：5,000人（回収率60.7%）
- ・調査方法：調査員による個別面接聴取法
- ・調査期間：平成24年10月11日～10月28日

<平成21年一宮市調査>

一宮市第6回市政アンケート（平成21年8月）

- ・調査対象：市内在住の満20歳以上の男女
- ・標本数：3,000人（回収率54.8%）
- ・調査方法：郵送法
- ・調査期間：平成21年8月6日～8月26日

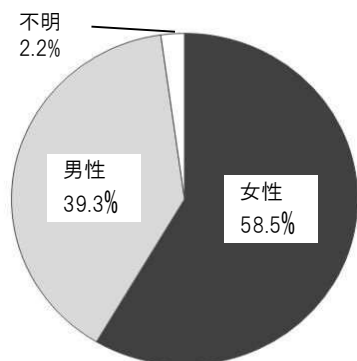
<平成20年愛知県調査>

愛知県県民生活部男女共同参画室「男女共同参画意識に関する調査」（平成20年9月）

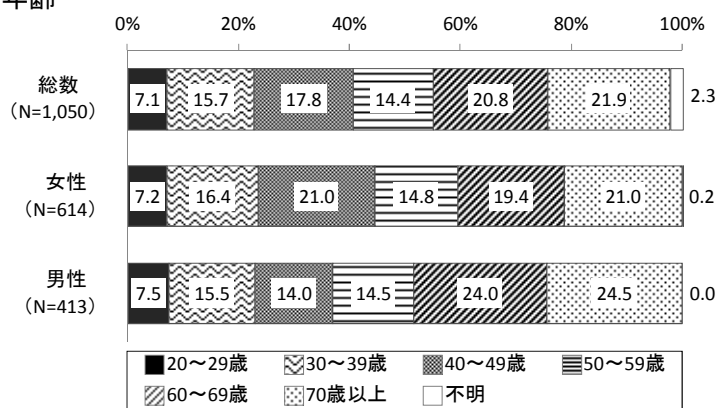
- ・調査対象：県内居住の満20歳以上の男女
- ・標本数：4,000人（回収率53.1%）
- ・調査方法：郵送法
- ・調査期間：平成20年9月1日～9月15日

（3）回答者の属性

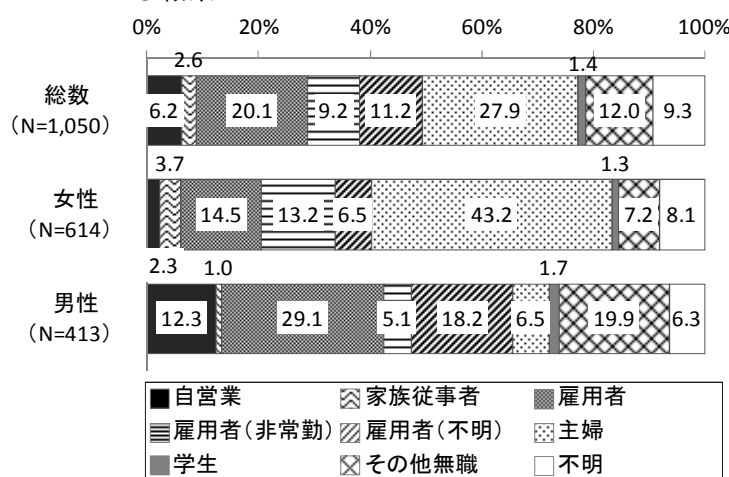
●性別



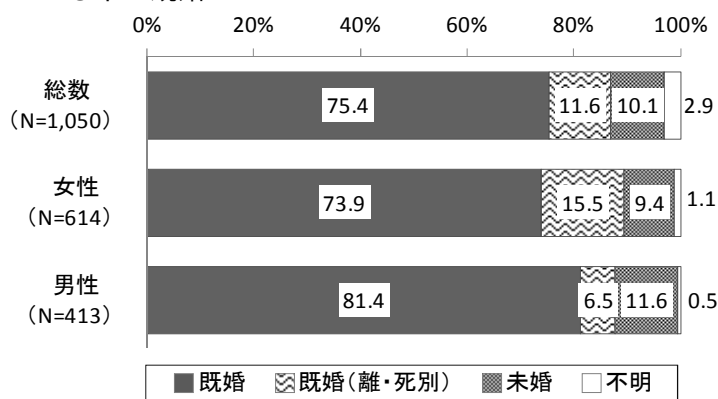
●年齢



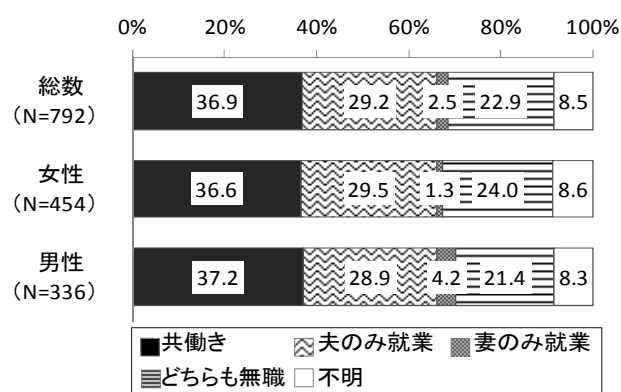
●職業



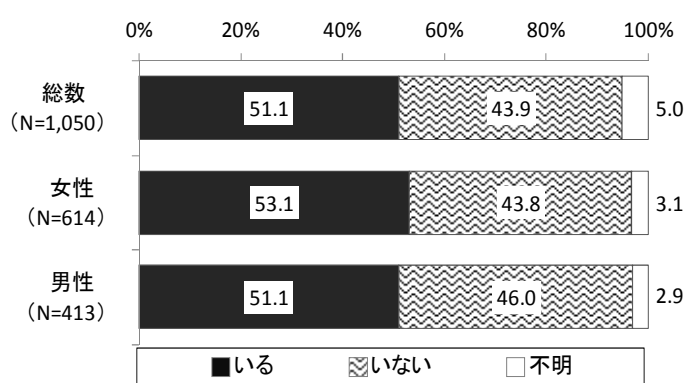
●未・既婚



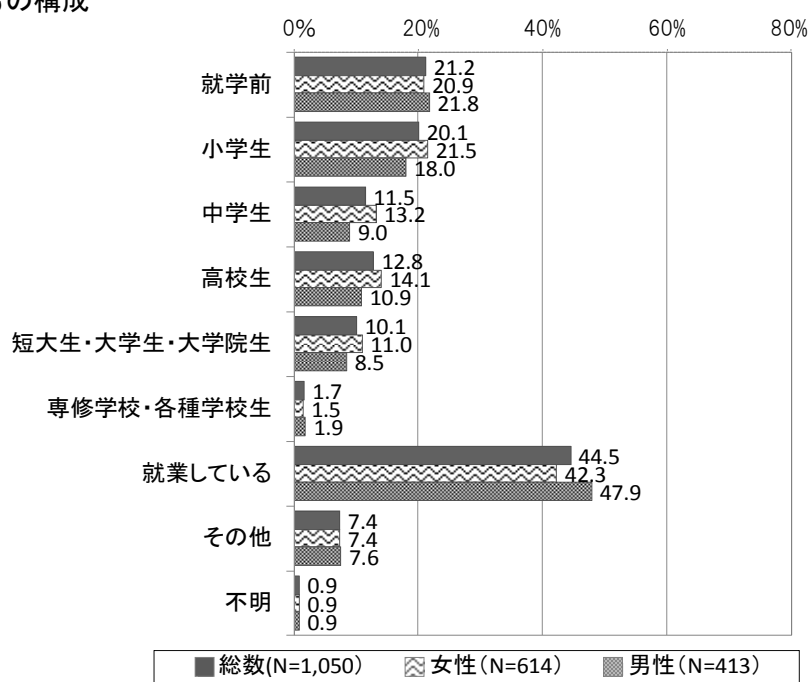
●共働き状況



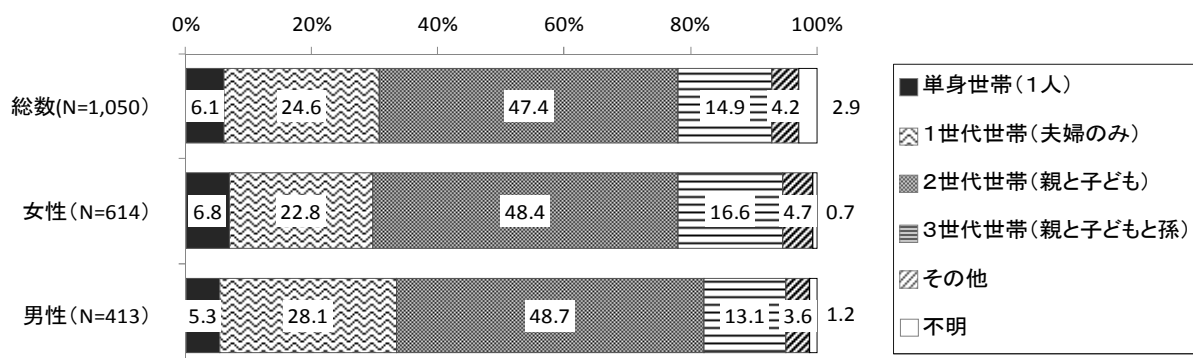
●未婚の子どもの有無



●未婚の子どもの構成



●世帯構成



※その他調査結果については、「第3章一宮市の状況」に掲載しています。

※本意識調査結果の回答率は、小数第2位を四捨五入したため、合計が100%にならない場合があります。

資料4 一宮市男女共同参画推進懇話会設置要綱及び委員名簿

(設置)

第1条 男女共同参画に関する諸問題の把握と施策のあり方について、有識者から意見を聴き、男女共同参画行政施策の企画とその推進に資するため、一宮市男女共同参画推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(事務掌握)

第2条 懇話会は、男女共同参画社会の形成に関する基本的かつ総合的な施策について、調査審議する。

(構成)

第3条 懇話会は、市長が委嘱する委員15名以内で構成する。

2 委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 男女いずれか一方の委員数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

(組織)

第4条 懇話会には、会長及び副会長を置き、その選出は、委員の互選による。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。副会長は、会長に事故あるときに、その職務を代理する。

3 懇話会には、必要あるときには部会をもうけることができる。

(招集等)

第5条 懇話会は、必要に応じて市長が招集するほか、市長の承認を得て会長が招集することができる。

2 懇話会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱で定めるもののほか、懇話会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成8年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

	役 職	氏 名	所 属	区 分
1	会 長	佐々木 直	修文大学 学長 修文大学 短期大学部 学長	学識経験者
2	副会長	前野 千鶴	一宮市立大和西小学校 校長	学校代表
3	委 員	森 利明	一宮市議会 企画総務委員会 委員長 (～H26.4)	一宮市議会議員
		横井 忠史	一宮市議会 企画総務委員会 委員長 (H26.5～)	
4	委 員	渋谷 典子	愛知大学・愛知学泉大学 非常勤講師 公益財団法人 21 世紀職業財団愛知県駐在代表	学識経験者
5	委 員	日置 雅子	愛知県立大学 名誉教授 特定非営利活動法人 ウィル21フォーラム 理事長	学識経験者
6	委 員	古田 繁弘	一宮公共職業安定所 所長	関係公所
7	委 員	藤浦 なつ子	一宮保健所 健康支援課長	関係公所
8	委 員	野村 緑	一宮市地域女性団体連絡会 会計	団体代表
9	委 員	松岡 克真	一宮市小中学校 PTA 連絡協議会 副会長 (～H26.4)	団体代表
		川島 達司	一宮市小中学校 PTA 連絡協議会 副会長 (H26.5～)	
10	委 員	服部 良太	一般社団法人 一宮青年会議所 副理事長	団体代表
		浅田 佳寿優	公益社団法人 一宮青年会議所 副理事長	
11	委 員	岩田 信弘	岩田食品株式会社 マネージャー (愛知県ファミリー・フレンドリー企業)	企業代表
		杵本 明	いちい信用金庫 人事部長 (愛知県ファミリー・フレンドリー企業)	
12	委 員	岡西 美子	男女共同参画情報紙『いーぶん』編集協力者	市 民
13	委 員	森 律子	愛知県男女共同参画人材育成セミナー修了生	市 民
14	委 員	瀧 佑佳	公募	市 民
15	委 員	松村 正三	公募	市 民

(敬称略、順不同)

※上記の委員名簿では、平成26年4月以降に委員であった方を掲載しています。

資料5 一宮市男女共同参画推進会議設置要綱

(設置)

第1条 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について、総合的かつ効果的に推進するため、一宮市男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画計画の策定に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する施策の企画、調整及び推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員で構成する。

2 推進会議の会長には市長を、副会長には副市長をもって充てる。

3 委員には、一宮市幹部会議等要綱第3条第1項の規定により幹部会議を構成する者（市長、副市長を除く。）をもって充てる。

4 会長は、会議の議長となる。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集等)

第4条 推進会議は、必要に応じて、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、関係職員に対して出席を求め、意見を聞くことができる。

(幹事会)

第5条 推進会議に幹事会を置き、幹事会は別表に掲げる職にある者をもって組織する。

2 幹事会長は、企画部長をもって充てる。

3 幹事会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画計画の策定に向けての調査・研究に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する施策について、関係部課との連絡調整に関すること。
- (3) 男女共同参画に関する施策の調査及び研究に関すること。

4 幹事会は、幹事会長が招集する。

5 幹事会長は、第1項に掲げる職員のほか、必要に応じて関係職員を構成員とすることができる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

(委託)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 10 年 5 月 6 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 5 条関係）

企画部	秘書広報課長、企画政策課長、人事課長、地域ふれあい課長
総務部	財政課長
市民健康部	市民課長、保険年金課長、健康づくり課長
福祉こども部	福祉課長、高年福祉課長、子育て支援課長、保育課長、 青少年育成課長
経済部	経済振興課長、農業振興課長、働く婦人の家館長
建設部	公園緑地課長、建築住宅課長
教育文化部	学校教育課長、生涯学習課長、スポーツ課長、図書館事務局長

資料6 男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号）

目次

前文

第1章 総則（第1条—第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条—第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条—第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びそ

他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。

ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則（平成11年6月23日法律第78号） 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

附 則（平成11年7月16日法律第102号） 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日＝平成13年1月6日）

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則（平成11年12月22日法律第160号） 抄

(施行期日)

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

資料7 男女共同参画に関する年表

	世界の動き	日本の動き	愛知県の動き	一宮市の動き
1975年 (昭和50年)	- 国際婦人年(目標: 平等、発展、平和) - 国際婦人年世界会議(メキシコシティ) 「世界行動計画」採択	- 婦人問題企画推進本部設置 - 婦人問題企画推進本部に参与を設置 - 婦人問題企画推進本部会議開催		
国連婦人の10年	1976年 (昭和51年)	ILO(国際労働機関)に婦人問題担当室を設置	民法改正・施行(離婚後の氏の選択)	
	1977年 (昭和52年)	「国内行動計画」策定 - 国立婦人教育会館開館	「婦人の生活実態と意識に関する調査報告書」作成	第1回いちのみや婦人のつどい開催(以降毎年開催)
	1978年 (昭和53年)	「国内行動計画」第1回報告書発表	「愛知県地方計画・推進計画'78~'80」に婦人の項目を設ける	
	1979年 (昭和54年)	国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択		
	1980年 (昭和55年)	「国連婦人の10年」ー平等、発展、平和ー中間年世界会議(コペンハーゲン) 「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択		
	1981年 (昭和56年)	- 民法一部改正施行 「国内行動計画後期重点目標」策定		
	1982年 (昭和57年)		「第5次愛知県地方計画」に婦人部門を位置づける	一宮市婦人グループ連絡会発足
	1983年 (昭和58年)			
	1984年 (昭和59年)	「国連婦人の10年」ー平等、発展、平和の成果を検討し、評価するための世界会議のためのエスカップ地域会議(東京)		
	1985年 (昭和60年)	国連婦人の10年ー平等、発展、平和ナイロビ世界会議(西暦2000年に向けての)「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	「国籍法」及び「戸籍法」の改正施行 「男女雇用機会均等法」の公布 「女子差別撤廃条約」批准	
1986年 (昭和61年)		- 婦人問題企画推進本部拡充: 構成を全省庁に拡大、任務も拡充 - 婦人問題企画推進有識者会議開催 - 男女雇用機会均等法施行 - 国民年金法の一部改正施行		
1987年 (昭和62年)		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定 - 婦人問題企画推進本部参与拡充		

	世界の動き	日本の動き	愛知県の動き	一宮市の動き
1989 年 (平成元年)		・学習指導要領の改定(高等学校家庭科の男女必須等)	・「愛知県 21 世紀計画」に女性部門を位置づける ・「あいち女性プラン」策定	・一宮市地域婦人団体連絡会発足(以前は一宮市地域連合婦人会)
1990 年 (平成 2 年)	・国連婦人の地位委員会拡大会期 ・国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択			・働く婦人の家(ききょう開館内)開館
1991 年 (平成 3 年)		・「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」(第一次改定)」策定 ・「育児休業法」の公布(施行 1992)	・「女性総合センター基本計画」策定	・社会教育審議会「婦人の社会参加について」答申
1992 年 (平成 4 年)				
1993 年 (平成 5 年)	・国連第 48 回総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択			
1994 年 (平成 6 年)	・「開発と女性」に関する第 2 回アジア・太平洋大臣会議(ジャカルタ) ・「ジャカルタ宣言及び行動計画」採択	・男女共同参画室設置 ・男女共同参画審議会設置(政令) ・男女共同参画推進本部設置	・「あいち農山漁村女性プラン」策定	・「一宮市高齢者保健福祉計画(一宮思いやりライフ 21 プラン)」策定
1995 年 (平成 7 年)	・第 4 回世界女性会議ー平等、開発、平和のための行動(北京) ・「北京宣言及び行動綱領」採択	・「育児休業法」の改正(介護休業制度の法制化)		
1996 年 (平成 8 年)		・男女共同参画推進連携会議発足 ・「男女共同参画 2000 年プラン」策定		・女性問題懇話会設置
1997 年 (平成 9 年)		・男女共同参画審議会設置(法律) ・「男女雇用機会均等法」の改正 ・「介護保険法」制定	・「あいち男女共同参画 2000 年プラン」策定	
1998 年 (平成 10 年)			・「愛知 2010 計画」策定(分野別計画に男女共同参画を位置づけ)	・「女性行動計画策定に向けて」市長へ答申 ・「障害者基本計画」策定
1999 年 (平成 11 年)	・エスキューブ ハイレベル政府間会議(バンコク)	・「男女共同参画社会基本法」制定 ・「改正労働基準法」施行	・「北陸・東海・近畿地区男女共同参画推進知育会議」を総理府と共催で実施	
2000 年 (平成 12 年)	・国連特別総会「女性 2000 年会議」開催	・「男女共同参画基本計画」策定(12 月)		・「いちのみやし男女共同参画計画～男女共同参画社会の形成をめざして～」策定
2001 年 (平成 13 年)		・男女共同参画会議設置と男女共同参画局設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」制定 ・第 1 回男女共同参画週間 ・「仕事と子育ての両立支援策の方針について」策定	・「あいち男女共同参画プラン 21～個性が輝く社会をめざして～」策定	

	世界の動き	日本の動き	愛知県の動き	一宮市の動き
2002 年 (平成 14 年)		・アフガニスタンの女性支援に関する懇談会設置	・愛知県男女共同参画推進条例制定	・男女共同参画に関する所管を教育委員会生涯学習課から、企画部企画政策課へ変更
2003 年 (平成 15 年)	・女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約実施状況第4、5回報告審査開催	・男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援策の推進について」		
2004 年 (平成 16 年)		・男女共同参画推進本部決定「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正（第1次改正）及び同法に基づく基本方針策定	・「あいち農山漁村男女共同参画プラン」策定	
2005 年 (平成 17 年)	・第 49 回国連婦人の地位委員会（国連「北京＋10」世界閣僚級会合）開催（ニューヨーク）	・「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律」制定 ・「男女共同参画基本計画（第2次）」策定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	・「あいち子育て・子育て応援プラン」策定 ・「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定	
2006 年 (平成 18 年)	・東アジア男女共同参画担当大臣会合開催（東京）、「東京閣僚共同コミニケ」採択	・男女共同参画推進本部決定「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」 ・「男女雇用機会均等法」改正 ・東アジア男女共同参画担当大臣会合開催 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	・「あいち男女共同参画プラン 21～個性が輝く社会をめざして～」改定	
2007 年 (平成 19 年)	・第2回東アジア男女共同参画担当大臣会合開催（ニューデリー）、「ニューデリー閣僚共同コミニケ」採択	・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正（第2次改正） ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定		
2008 年 (平成 20 年)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」改定	・「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（2次）」策定	・「第6次一宮市総合計画」に、男女共同参画に関連する施策である『男女それぞれの個性や能力を生かせる環境をつくる』（施策51）を掲げる
2009 年 (平成 21 年)	・女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約実施状況第6回報告審査開催			・「男女共同参画意識に関する調査」実施 ・新しい男女共同参画計画について、男女共同参画推進懇話会へ諮問
2010 年 (平成 22 年)	・第 54 回国連婦人の地位委員会（国連「北京＋15」記念会合）開催（ニューヨーク） ・新たな機関UN Womenを設置採択	・「第3次男女共同参画基本計画」策定		・新しい男女共同参画計画について市長へ答申

	世界の動き	日本の動き	愛知県の動き	一宮市の動き
2011 年 (平成 23 年)	・「ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関(略称: UN Women)」正式発足		・「あいち男女共同参画プラン 2011-2015」策定	・「第2次一宮市男女共同参画計画～138ハートフルプラン～」策定
2012 年 (平成 24 年)	・第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択	・「『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画」女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議決定	・財団法人あいち男女共同参画財団から公益財団法人あいち男女共同参画財団に名称変更	
2013 年 (平成 25 年)		・若者・女性活躍促進フォーラムの開催、提言 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)第3次改正 ・「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)の中核に「女性の活躍推進」が位置づけられる	・「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(3次)」策定	・「市民アンケート(男女共同参画意識に関する調査)」実施
2014 年 (平成 26 年)	・第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択	・「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)に「『女性が輝く社会』の実現」が掲げられる	・男女共同参画室を廃止し、男女共同参画推進課を設置	
2015 年 (平成 27 年)				・「第2次一宮市男女共同参画計画(後期計画)～138ハートフルプラン～」策定

第2次一宮市男女共同参画計画（後期計画） ～138 ハートフルプラン～

発行年月 平成28年（2016年）11月

発 行 一宮市

編 集 一宮市 企画部 企画政策課

〒491-8501

一宮市本町2丁目5番6号

TEL：0586-28-8952

FAX：0586-73-9128

E-mail：kikakuseisaku@city.ichinomiya.lg.jp



一宮市マスコットキャラクター
いちみん